

## 大村藩の産業・交通と領民生活

## 第一節 大村藩の産業

## 一 農業

## ■一、大村藩領の産業構造

幕末に編纂された「郷村記」は、大村藩の産業について、「土地肥饒にして百穀能く実り、万種植の類はやく蔓延す、又山には槐・槻・樅・梅・樾・檜・杉・松・楠等の良材夥し、海には真珠貝・鮑・蛤・栄螺・辛螺・蠣・蝗・蝻・蚘等の貝類あり、海草には鹿尾菜・海雲・海苔・和布・蔭藻・海蘿・あをさ・海松・石毛・牛の尾あり、且石炭・砥石・陶器・炭・茶・榼実・箸・煎海鼠・干鰯・雲母の産物ありて、是を他方に鬻く、就中真珠を以て当領第一の名産とす、又島々浦々には数ヶ所の般着場ありて、諸方の商舶輻輳し、山海の便利最宜しく、誠に西国の福土と謂つへし」と記している。重要な産業であった捕鯨業や漁業についての言及はないが、「領分者一体田畠少、野山多海広所」①と自認する大村藩の産業を簡潔に示している。

## ■二、耕地の開発

野山が多く、田畠が少ない大村藩は、初期においては平地も原野が広がっており、こうした原野は多くの人々の努力によって次第に耕地に開かれていった。

例えば、深澤儀太夫勝清（巻頭写真）は捕鯨業で得た膨大な資金によって、寛文三年（一六六三）に野岳湖を築いて新田を開発し、新たに二〇人を取り立て、給米三石ずつを与えて新組鉄砲の者を組織し、開方常普請とした②。跡を継いだ深澤儀太夫勝幸（巻頭写真）も延宝七年（一六七九）に郡村本倉等に堤を築いて新田の開発を行っている。

また、池田分の宝庫野はもとは放虎原と呼ばれる原野で処刑場として使われていたが、伊達政宗に仕え、のちに豊臣秀頼に仕えて大坂城落城後に幕府に捕らえられていた北川次郎兵衛(松田道猷)が幕府から預けられると、ここに住まわせて開発にあたらせた。古賀島町内の地名である土中山(鱧山)は道猷がなまったものと伝えられている。

寛文四年(一六六四)には、飯笹平六左衛門胤重(千葉卜枕)が放虎原に二五町を与えられて新地三五石余を開発した。翌五年には街道を付け替え、宿を建てて並松の宿桜町(桜馬場)写真3-1と称し、居宅を構え、馬場には桜・桃・杉などを植えた。同六年には祇園社(現八坂神社)を建立し、大筒の者を召し抱えて開発した畠地を分け与えた。同七年宝庫野道下野地切畠三六町を開発し、数千本の杉・榎等を植えた。その後中国地方から紙漉の者呼んでその方法を宿の者に伝え、紙漉業を興したといわれる(4)。

### ■三、水田稲作

大村藩領の水田稲作は、「見聞集」によれば、田は正月二日(旧曆、以下同じ)に鍬入れを行い、四、五日頃から耕し始めるが、ところによっては二月に入ってから耕してもよいとしている。冬の土用が終わって二〇日程すると、発芽を促すため、早稲の種籾を水に浸し、その五日後に中稲・晩稲の種籾を浸し、土用が終わって三〇日目頃に水から上げた。二月初めには苗代を作り、田に肥料を入れる。二月二十日頃から苗代に草を入れ、肥料を入れる。同じ頃、種籾に水をかけて五日ほど日に干し、少し芽が出た頃、苗代に種を蒔いた。

三月初めには田の畦を整えて、田に水を入れ始める。三月末頃から早稲の田に「まつおろし」を始め、「おろしこゑ」を入れ、刈敷を取りはじめる。刈敷とは山野の草木などを刈り取り、そのまま水田に踏み込んで肥料とするものであ



写真3-1 桜馬場交差点

り、四月頃から刈敷を取って田に入れる最盛期となる。中代なかしろをすぎ、田を整えると、二番刈敷、または「焼酒かす」「鯨ノ骨かす」を田に入れる。刈敷以外の肥料として「焼酒かす」「鯨ノ骨」があげられているが、干鰯・油粕などの購入肥料は記されておらず、大村藩領の水稲の肥料は、刈敷・人糞尿などの自給肥料が中心であったことが分かる。

田植えは、早稲は四月二十四、五日頃から行われる。種を播いてから六四、五日目にあたる時分に植え付けるのがよいという。中稲・晩稲は、五月初め頃から田を整え、同月十日頃までに植え付ける。五月十五日の前が田植えの最盛期である。二毛作の場合は、早稲の田植えを行うのと同じ四月二十四、五日頃に麦田の畦を整え、刈敷を入れて田植えの準備を行い、五月末頃に田植えを行う。

六月初め頃から早稲の除草を行い、その後中稲・晩稲の除草を行う。六月二十日頃から二番草を取る。三番草まで取るものもあるという。追肥についての記載はない。

早稲は七月末頃から実るので収穫し、中稲は八月初め頃から実るので二十日頃までに収穫する。晩稲は八月二十四、五日頃から実るので九月中旬頃までに収穫を終わる。収穫は田植えから八〇日にあたる頃に行うのがよいとされている(5)。

#### ■四：畑作

「郷村記」は、八反の田畑をモデルとして領内各村の農業経営の収支計算を行っているが、田と畑の比率は三対五と畑の割合が高く、畑作が重要な位置を占めていたことが分かる。五反の畑の内訳は、大麦三反、小麦一反、大豆一反で、跡作として蕎麦一反、粟五畝、芋二反、残りの一反五畝で大角豆・麻・木綿・飼葉・野菜を作っている。典型的な主穀農業経営であり、芋(甘藷)の作付比率が高いのが特徴となっている。

また、「見聞集」は、大麦・小麦・野稻(陸稻)・粟・稗・大豆・大角豆・赤豆・蕎麦・芋・茄子・きゅうり・瓜・木綿・麻・たばこ・大根・菜等について、次のように記している。

小麦は八月頃から作り始める。秋の彼岸あるいは土用のうちが小麦の作り時という申し伝えがある。大麦は九月頃

になつても作つた。十一月初めから麦の中耕を行い、肥料をかける。また、正月四日、五日頃から麦に肥料をかける。「かける」とあることから、この肥料は下尿と考えられる。四月十四、五日頃から麦の収穫が行われる。

野稲・稗・粟・芋は正月十四、五日頃に地拵えを行い、一カ月後の二月十四、五日頃から作られた。五月末頃に野稲・芋・粟・稗・木綿の除草を行い、野稲・稗は七月末頃、粟は八月初め頃、芋は十月二十日頃にそれぞれ収穫した。

蕎麦は七月初めから畑を拵え、七月頃に作つた。蕎麦は夏の土用が終わつて一八日に作るという申し伝えがある。七月末頃に二番草を取り、十月頃に収穫した。

大豆・赤豆・大角豆等は、五月半夏生の頃に作り、六月十九日頃から草を取り、大角豆は八月初め頃、赤豆・大豆は十月二十日頃に収穫した。

たばこ・茄子は、正月末頃から苗ふせを行い、四月末頃に作り、大根は七月初めから畑を拵え、七月中頃に作り、十月末頃に収穫した。その他、「ひともし」之類・きうりは春の彼岸、瓜は三月、木綿は四月末、菜は八月中頃にするとしている(6)。

## ■五. 商品作物

こうした主穀農業経営中心の大村藩において、城下町大村近郊の竹松村では茄子・大根・牛蒡、鈴田村では茄子・水芋・野菜豆、幕府領の都市長崎近郊の長与村では茄子・大根・牛蒡・蓮根・冬瓜・胡麻、浦上西村では大根・牛蒡・落、浦上北村では大根・牛蒡・芋、浦上家野村では大根・牛蒡・水芋・くわい等が販売のために生産されており、これらの村が都市近郊村としての性格をもつに至っていることが分かる。

楮・樺・木綿・藍・煙草・菜種・茶等の加工原材料については、楮は、文化元年(一八〇四)に領内に楮を植えるため、郡奉行村部肇・川崎要右衛門、山奉行河野多門にその用掛を命じ、横目手代・作奉行・山ノ口にその事務を兼ねさせており(7)、幕末には、福重村・松原村・江串村・千綿村等で栽培、販売されていた。

樺は、福重村・松原村・萱瀬村・三浦村・江串村・千綿村・彼岸村(以上「地方」地区)、時津村・浦上西村(以上「向

地」地区)、子々川村・三町分・八木原村(以上「内海」地区)、天久保村・黒口村・大田和村(以上「外海」地区)等において商品化されている。

元禄五年(一六九二)、飯笹平六左衛門(千葉卜枕)は昨春放虎野に櫛を植えたので、もし自分が死ねばその世話を子供の助之丞が担当し藩に供したいと願ひ出て許された(8)。しかし、時期は不明であるが卜枕が開いた櫛畠三一町余は藩に召し上げられたため、飯笹平次右衛門が願ひ出て一〇町は支配鉄砲組助成のために返され、享保九年(一七二四)には残りの二〇町余も飯笹林七に支配が命じられた(9)。

享保四年(一七一九)藩は領内の「公私園圃」に櫛を植えるように命じ(10)、翌五年には雄城弾右衛門に郡奉行を免じて櫛を専管させ、代わって郡奉行となった朝山文左衛門に櫛役所の支配を兼ねさせた(11)。同六年には、それまで役方に納めさせていた櫛実を自由に売買することを認め、一斤につき売り主・買い主双方から五厘ずつ納めさせている(12)。文化十一年(一八一四)には櫛役所を産物会所と改めて(13)。

櫛・櫛以外の加工原材料については、木棉は大村でみられる程度で、宮村・長与村においては織木綿が商品化されている。藍は大村・竹松村(以上「地方」地区)、中浦村・神浦村(以上「外海」地区)等において商品化されており、大村には藍問屋二軒が存在した。煙草は宮村・長与村(以上「地方」地区)、菜種は彼杵村・川棚村・宮村(以上「地方」地区)、茶は竹松村・福重村・松原村・三浦村・江串村・千綿村・彼杵村・川棚村・宮村(以上「地方」地区)等において、それぞれ商品化されている。しかし、これらの加工原材料も広い市場を目指したのではなく、大村藩においては顕著な商業的農業の発展はみられなかった。

## ■六、林業

四代藩主純長のときの財政収入に、山方・炭方一〇〇貫目が計上されていたことから分かるように、山林は大村藩にとって重要な収入源となっており、藩は財政難に陥るとしばしば山林を伐採した。このため、諸木が払底して薪にも不自由するようになり、山林保護のため山方での諸稼ぎを厳しく制限しなければならなかった(14)。

萱瀬山での炭焼きは、貞享元年（一六八四）に長崎の園田平左衛門が錢座に売るために願ひ出て許されたのが始まりといわれる<sup>15</sup>。元禄七年（一六九四）に四国の阿波から二八人の炭焼を呼び寄せて炭を焼かせたが、翌八年には同じく阿波から鶴屋甚兵衛が一四〇人を連れて来て萱瀬山で炭を焼き、翌九年には上炭四二六一俵を阿波・淡路の船三艘で江戸へ送っている。

萱瀬山の炭山は、黒木・南の河内（南川内）<sup>写真3-2</sup>・北の河内（北川内）三カ所であり、元禄十二年（一六九九）には炭を焼くために木を切った跡に田畠を開き、三年後の元禄十五年には掘子六人、家内二八人がここに永住することをお願い出て許されている。天保十一年（一八四〇）までに開かれた田畠と竈数は、黒木郷が田三町二反一〇歩、畠屋敷四町五反七畝二二歩半、家数三四軒、南の河内郷が田一町六反六畝二六歩半、畠屋敷一町九反三畝一七歩、家数一七軒、北の河内郷が田四町六反二畝一〇歩、畠屋敷四町七反八歩半、家数三三軒となっていた<sup>16</sup>。

元禄十五年（一七〇二）には、佐賀藩領有田山代村の久治浦善兵衛と貞方源左衛門が萱瀬山での炭山を許され、阿波の甚兵衛は南の河内に新たに炭竈を建てて炭を焼くことになった。享保元年（一七一六）には、萱瀬村の庄兵衛と茂左衛門が、萱瀬山の伐り跡に捨てられている古木で黒炭や踏炭を焼くことを願ひ出て許可されたが、同三年には停止している<sup>17</sup>。

雪浦村では、天保八年（一八三七）冬から大山の音なし山に炭竈を建てて炭を焼きはじめた。同山の内久良木に役場を建て、炭屋を本村庄屋の脇に建てて、長崎その他諸国へ運送した<sup>18</sup>。

「見聞集」には「杣方」として、山での仕事を記している。それによれば、六月・七月が山仕事によいとされている。ただし、山仕事は農業が暇なときに行うので十二月から三月までが最盛期であった。九月から三月までの間に旅船が多く入



写真3-2 南川内(中岳町)の風景

るので「武部木」を切り出し、九月から二月までの間に「まくり薪」を切り出すが、薪は日常的に切り出していた。炭焼は九月から正月頃までが最盛期であった<sup>19)</sup>。

## ■七. 牧畜業

松島(西海市大瀬戸町)・大島(西海市大島町)・寺島(黒瀬村(西海市大島町))・川棚村には藩の牧場が置かれていた。松島の牧場は、三代藩主純信のときに中尾六左衛門前義によって開かれたが、元禄十一年(一六九八)に牧馬を大島に移し、牧場は畠となった<sup>20)</sup>。その後、享保三年(一七一八)に田一町二反余、畠五町三反余、切畠五反余を潰して再び牧場が設けられ<sup>21)</sup>、翌年、大島と寺島の牧馬を移し、松島から寺島に移していた馬頭観音を再び松島に移して安置した<sup>22)</sup>。しかし、寛政二年(一七九〇)には再び牧馬を大島に移し、牧場は内用方によって畠に改められた<sup>23)</sup>。

大島の牧場は、純信代に中尾六左衛門前義よって開かれて、その後中絶していたが、元禄十一年(一六九八)に再興して松島から牧馬を移した。しかし、享保四年(一七一九)に牧馬を松島へ移して牧場は廃止された。寛政二年(一七九〇)、再び松島から牧馬を移して牧場が設けられたが、文化十四年(一八一七)には廃止された。その後、牧場は再興されたが馬は育たず、幕末期には三、四頭となっていた<sup>24)</sup>。

寺島の牧場は、貞享二年(一六八五)に始まったが、その後中絶し、宝永二年(一七〇五)に再興された。しかし、享保四年(一七一九)に牧馬を松島へ移して牧場は廃止された。元文五年(一七四〇)に再び牧場が設けられたが、文化十四年(一八一七)に廃止された。その後、嘉喜浦から家船が移住して野地を開いて畠としていたが、天保七年(一八三六)に牧場が設けられたため家船は嘉喜浦へ移住した。幕末期には牧馬三〇頭ほどがいて、毎年藩の厩方が来てこれを捕らえ、厩に納めていた<sup>25)</sup>。

川棚村では、元禄十三年(一七〇〇)正月に大崎山の山側に高さ三尺五寸、長さ四五〇間の土居、東側海付に高さ三尺、長さ八間の石垣、西側海付に高さ三尺、長さ四間の石垣を築いて牧場が設けられ、五月に馬を入れたが、牧草が不足して馬が田畠を荒らしたため、宝永三年(一七〇六)に牧場を廃止し、三〇頭の馬はすべて売り払われた<sup>26)</sup>。

平島には、池石の辻から相島渚まで縦二〇町、横八町、広さ一九町二反程の牧場があり、牛耕が終わると、牛をこの牧場に放し、八月初旬にそれぞれの家へ引き取っていた<sup>27)</sup>。

## ◆ 水産業

### ■ 一・漁業

大村藩はその周囲を広大な海に囲まれ、「郷村記」には海に面した村々に浦百姓・浦間百姓・浦人などと称される人々がいたことが記されている。また、瀬戸村・嘉喜浦・崎戸浦には家船といって海上で生活する人々も存在した。これらの人々はそのほとんどが何らかの形で漁業に関わって生活をしていた。

「内海」地区における漁業とその時期は、細魚網(二月中頃～三月)、鯛網(二月末・三月～四月)、鯛縄釣り(三月初め～四月)、鯛繫網(三月～四月・五月)、鱈釣り(四月～七月)、小鯛・鯆・鯖葛網(四月～九月)、雑魚縄釣り(五月～六月)、鰯網(五月～六月)、小鰯網(五月～六月)、鯆・鯖釣り(五月～七月)、鯛・鱸・瀬魚曳縄釣り(五月～八月)、鯆・鯛その他雑魚手繰網(六月～七月)、鰯鉾突き(六月～七月)、鰯網(七月～二月)、鯆鉾突き(八月～九月)、江切り雑魚取り(八月・九月)、たたき網鯛取り(十月頃)、海雲取り(正月～三月)、石毛・なごや・苔類取り(二月・三月)、烏賊鉾突き(三月・四月)、蜷・辛螺・栄螺取り(四月～九月)、蛸筒漬け(十月～二月)、生海鼠取り(十月～三月初め)、万貝類取り(十一月～二月)、牡蛎取り(十一月～二月)、海鼠腸取り(十二月～二月)、和布取り(十二月～三月)となっていた<sup>28)</sup>。

「外海」地区における漁業とその時期は、鯛網(正月・二月、四月・五月)、鯛縄釣り(正月・二月、四月・五月)、鯆鯛その他雑魚手繰網(二月～九月)、鰯網(四月～九月)、鯉釣り(七月～八月)、鯆釣り(七月～八月)、あらあくその他瀬魚釣り(八月～十月)、鯛縄釣り(八月～十月頃)、鮪網(九月～正月)、鰯網(十月～正月)、鯆網(十月～三月)、鯨突き(十一月～三月)、鰯網(十月頃～二月)、和布・ひじき取り(正月～四月)、万苔取り(二月～四月)、雲丹取り(四



月・五月初め)、鮑銚突き(十月～三月)、蝨・辛螺・栄螺・片貝・くづま取り(四月～九月)、海老銚突き(五月～八月)となっていた<sup>29)</sup>。

また、川では、蝦取り(三月末～六月頃)、鰻釣り(五月～六月)、塚による鰻取り(七月～九月)、鮎取り(五月末～九月)、鮎釣り(五月末～九月)、白魚取り(十二月～正月)が行われていた<sup>30)</sup>。

こうした様々な方法で捕らえられた魚や海藻はその多くが商品化されていた。「郷村記」によれば、鯛は神浦村・福田村・嘉喜浦村・瀬戸浦村、鯛は嘉喜浦村・瀬戸浦村、鯛は神浦村・嘉喜浦村・瀬戸浦村、大海老は神浦村・福田村、鮪は西海村・村松村・子々川村・大田和村・福田村、和布は大島村・嘉喜浦村・瀬戸浦村・松島村・江島村・平島村、あおさは大島村・嘉喜浦村・瀬戸浦村など、とくに「外海」地区の村々において広汎に商品化されていた。なかでも干鯛は、面高村・七ツ釜浦村・瀬戸村・黒崎村・三重村・式見村などで商品化されており、三重村には干鯛問屋が一軒存在していた。「外海」地区の農村ではほとんど商業的農業が発展していないことから、これらの干鯛は領外や「地方」地区へ販売されていたと思われる。また、瀬戸村と神浦村では鰻節、福田村では蒲鉾などの水産加工業が発展していた。

## ■二・雲丹・切熨斗鮑

大村藩は、毎年六月に「在所物暑気伺御機嫌」として雲丹(うんたん)一器(三升入)を、十二月に「在所物寒気伺御機嫌」として切熨斗鮑(きりぬぼ)一器(一〇斤入)を幕府に献上していた<sup>31)</sup>。

雲丹は、領内の浦々から毎年元締所へ二斗を納め、藩は米穀方から米一俵二斗五升を与えていた<sup>32)</sup>。享和二年(一八〇二)には雲丹の品質が悪かったため、幕府に願ひ出て代わりに煎海鼠を献上している<sup>33)</sup>。

切熨斗鮑は、当初は筑前鐘崎(福岡県宗像市)の海士が大村藩領に来て製造していた。鐘崎の海士がはじめて大村藩領に来たのは天和三年(一六八三)のことで、毎年運上銀五〇〇目を上納し、江島・平島において船六艘で鮑を取り切熨斗鮑を作ることを願ひ出て許された。しかし、船は実際には二艘しか来ず、しかも上方に送るために積み込んだ切熨斗鮑が難風で水に濡れて安値でしか売ることができず、運上銀を納めることができなかつたため、藩は海

士の船を没収した。翌貞享元年（一六八四）に再び来藩した鐘崎の海士は、運上銀を銀二五〇目とし、船二艘で操業することを願い出た。藩は五島の海士が江島（西海市崎戸町）・平島（同上）で鮑を取るのを監視させることも考えてこれを許可し、前年没収した船は運上を納めたのちに返すことにした。その後、鐘崎の海士は寛政年間（一七八九～一八〇一）まで、毎年江島・平島に来て鮑を取り、切熨斗鮑を製造していたが、瀬戸浦・嘉喜浦の樽美文右衛門・渡木源左衛門・桜木庄兵衛・瀬戸口喜七がその製法を学び取り、寛政三年（一七九二）に幕府へ献上する半分を瀬戸浦・嘉喜浦から献上し、これ以後領内のものが製造した切熨斗鮑を上納することになったため、鐘崎の海士は大村領に來なくなったという<sup>(34)</sup>。

寛政十一年（一七九九）六月、渡木源左衛門と土肥左平次は、「御献上切熨斗其方儀年来心懸伝來を受、於只今者御手前切二而御献上も相済候」として、熨斗方頭取に任じられ、崎戸浦・嘉喜浦の熨斗切八人も、勤役中「地料屋敷并水主銀・大坂登水主銀」を免除されている<sup>(35)</sup>。

### ■三・煎海鼠

煎海鼠とはナマコの内臓を除き、塩水で煮て乾燥させたものであり、元禄期（一六八八～一七〇四）以降長崎から俵物として中国に輸出されるようになった。延享元年（一七四四）、幕府は長崎町人八名に俵物一手請方を命じ、俵物の独占集荷体制を成立させたが、集荷が思わしくなく、天明五年（一七八五）には長崎俵物一手請方問屋による請負制を廃止して、長崎会所の下に俵物役所を設置し、同役所による俵物の直任人を実施した。幕府は諸国浦々へ普請役を派遣して俵物の自由売買を禁じ、俵物はすべて俵物役所へ売り渡すように命じた。

大村藩では、寛政十一年（一七九九）十一月、幕府の命を受けて、それまで内用方が担当していた煎海鼠の仕入れを表役方の担当とし、「生海鼠沓ッたり共猥二不取散煎海鼠二仕立」、これまでどおり本町の作太郎方へ渡すように命じている<sup>(36)</sup>。

幕末における大村藩の煎海鼠の請負高は表<sup>3-1</sup>のようになっており、それぞれの浦から産物会所へ納めることに

なっていた。請負高を越えて納めれば長崎俵物方から褒美銀が渡され、それを産物会所がそれぞれの浦の増高にに応じて配分することになっていたが、「当時煎海鼠払底二付、右斤高不足なり」[37](#)とあるように、煎海鼠は不足しがちであった。

#### ■四・真珠

「郷村記」に「当領第一の名産」と記された真珠は、寛文元年（一六六一）に長崎の

商人筒井太左衛門と井上甚兵衛が請銀三〇枚を上納して採取を行っていたが、同五年には兩人に請銀を返して、井上弥兵衛を浦奉行とし、各所に貝取役を設けて直接藩が真珠を取るようになり[38](#)、寛文十二年には六貫五九八匁余の真珠が採取されている。

天和元年（一六八一）には近年真珠が少なくなったとして採取を禁止したが、四年後の貞享二年（一六八五）に試験的に行った採取の結果がよかったため、大串浦・音琴・川棚・小串で採取を行わせた。貞享四年には川棚でくず玉も含めて三九五匁程の真珠を採取している。

元禄二年（一六八九）には真珠三六二匁四分を代銀二貫三五匁余、同六年は真珠五〇三匁四分を代銀三貫六七匁余で長崎の林道榮に依頼して販売したが、翌七年には採取を禁止し、二年後の同九年に採取を再開している。この頃、採取した真珠は貝奉行から直接評定所へ納めていたが、寛政期（一七八九〜一八〇一）には内用方が担当するようになっていた[39](#)。

享保十一年（一七二六）に六代藩主純庸が、「真珠之儀重宝之品<sup>（一）</sup>而我等代<sup>（二）</sup>成別<sup>（三）</sup>而定法堅申付猥<sup>（四）</sup>不取揚候<sup>（五）</sup>」[40](#)と述べ、

表3-1 煎海鼠請負高

区	村	浦	請負高
地方	大村	東浦	400
		前船津	800
		新城浦	1,200
	松原村	松原浦	1,000
		津田川内浦	—
	三浦村	日泊浦	600
		溝陸浦	—
	江串村	江串浦	200
		千綿浦	300
	彼杵村	彼杵浦 <sup>*1</sup>	30
		音琴浦	600
	川棚村	川棚浦	550
		小串浦	350
	宮村	久津浦	470
向地		時津村	600
内海	村松村	村松浦	260
		長浦浦	480
	小口浦	50	
	伊の浦	160	
	畠下浦	40	
外海	面高村	面高浦	75
	瀬戸村	瀬戸浦	550
	三重村	三重浦	175
合計			8,890

【註】「大村郷村記」第一〜六巻から作成。

\*1 音琴浦から納める。

文化六年（一八〇九）に朝長七右衛門が三代にわたって実直に真珠方を務めたとして蔵米二石を増加されていることから分かるように④1、真珠は厳しく採取が管理されていたが、幕末には年に一〇〇目くらいしか取れなくなっていたといわれる。

## ■五、塩田

大村藩では長与村・時津村・川棚村等、大村湾を中心に塩田が開かれていた。長与村の塩田は、慶長年間（一五九六～一六一四）に筑前姪浜の助右衛門が初めて開いたが、のちに田地となり、寛文二年（一六六二）に助右衛門の子供が近辺に再び塩田を開いたという。寛文七年には、井手平左衛門等三人が浜崎に塩田を開いたが利益を上げることができず田畠となった④2。

その後、貞享三年（一六八六）に一町五歩半、享保十四年（一七二九）に三反一畝九歩半の塩田が解屋に開かれ、浜崎にも貞享年間（一九八四～八八）に七反一步の塩田が開かれたが、いずれも荒浜となり田畠となった④3。

文政七年（一八二四）には産物方が解屋に二町の塩田を開き、幕末には太左衛門というものが錢一五〇貫文を納めて経営に当たっていた。文政十一年には中村平八が浜崎に一町二反六畝の塩田を開いたが、天保二年（一八三一）には産物方の受持となり、幕末には幸太郎というものが錢一〇七貫文を納めて経営に当たっていた④4。

時津村の塩田は、慶長十八年（一六一三）頃、筑前姪浜の甚左衛門等四人によって始めて開かれた。寛政九年（一七九七）には今里惣助・広瀬清兵衛の二人が西時津に五町程の塩田を開いたが、そのうち五反七畝八歩は荒地地となったため享和元年（一八〇三）に畠となった。その後、文政六年（一八二三）に四町八反、弘化二年（一八四五）に一町五反歩の塩田が開かれ、幕末には毎年四七〇〇俵の塩を藩に納めていた④5。

川棚村には享保年間（一七一六～三六）に小串新谷に七反四畝一步の塩田が開かれた。享和二年（一八〇二）には神浦村の朝長兼右衛門が百津に二町九反一畝一八歩の塩田を開いた。嘉永五年（一八五二）には百津に銀二五〇貫目を費やして、総面積一三町六反二畝一七歩半、浜地九町六反九畝六歩の塩田が新たに開かれた。四町余の屋敷地に

は役所や釜屋等が建てられ、毎年九万六〇〇〇俵の塩を藩に納めていた(46)。幕末における大村藩の塩田は、表3-2のようになっていた。

ところで、大村藩は元禄三年(一六九〇)に京都の高島屋次兵衛に領内の塩田の適地を調査させて、高島屋は百津・吹切裏ノ浜(以上川棚)・比奈(七ツ釜)・白浜(瀬戸)・浦浜(三重)の五カ所を適地と報告している。三年後の元禄六年には、高島屋は藤屋三郎右衛門等とともに塩田開発のため大村に來たが、その場所や結果は明らかではない(47)。

### 三 鉱業

#### ■一・大串金山

大串村の大串金山は、寛永四年(一六二七)正月に操業が開始された。同金山では、間歩による金鉱石の採掘と掘場による砂金の採取が行われた。間歩は本山・但馬与市平・小谷・但馬加左衛門平・小瀬戸山・湧(湧)上平等にあり、掘場は主として三町分の網代の地区、八龍ヶ崎近傍にあった。翌寛永五年(一六二八)十月には京都の深江屋助右衛門と田中助兵衛の請山となったが、金山の状況は思わしくなく、同六年十月に操業を中止した。

寛永七年(一六三〇)には京都から深江屋助右衛門等呼んで「外海」の雪浦村で金山を開発させたが利益をあげる事ができず、同年十一月に中止した。この四年間で金七貫九三三匁四分一厘三毛、銀七〇貫四八〇目七分が幕府に納められている。

その後、大村藩は万治三年(一六六〇)秋頃から大串金山の再開を計画し、幕府の許可を得て寛文二年(一六六二)

表3-2 幕末期大村藩の塩田

村名	塩田	面積	納塩
		町反畝歩	俵斗升合勺
川棚村	小串新谷	7.4.11	117.102
	百津古浜	2.9.1.18	3,000. (小俵)
	百津新浜	9.6.9.6	96,000. (15斤入)生産高
宮村		8.8.3	460.181
長与村	解屋新浜	2.0.0.0程	引料銭150貫文
	浜崎新浜	1.2.0.6程	6.232 (1反6畝28歩分)
			引料銭107貫文(1町3畝8歩程分)
時津村	古浜	4.2.8.29半	196.162
	新浜	6.3.0.0	4,720. (15斤入)
三町分		4.6.16	15.044 (3斗入)
雪浦村		1.3.3.10半	12石7915

【註】『大村郷村記』第三～六巻から作成。

十月から再び大串金山の採掘を開始した。しかし、思ったほどの利益をあげることができず、同六年十二月には採掘を中止している(48)。

元禄年間(一六八八～一七〇四)には、草野玄順が大串山の菰立・八龍ヶ崎・綿打谷・ゆすの川内等で採掘を試みたが、砂金を少し掘り出したのみで中止した。また宝永六年(一七〇九)には村島荘右衛門が大串村の針木山その他下岳の方を掘り、享保十五年(一七三〇)にも大串・三町分・鍋石谷で金が出たと三町分村横目富永惣右衛門が評定所へ鉱石を差し出したので試掘を行ったが金は出ず、採掘は中止された(49)。

安永期(一七七二～八一)には、幕府が大串金山を開発しようとしたが、大村藩は、「若シ金山ノ役ニ就カハ、材ヲ伐リ、耕ヲ怠リ、又各人遷徙ノ患アルヲ以テ」(50)、これを拒否している。

天明五年(一七八五)六月、長崎町年寄久松土岐三郎と相見弥太左衛門が大串村鳥加山での金山稼を願い出たが、既に安永期に「領主不為之筋并村々指支之次第且先年両三度迄試掘之節不物立始終」を申し出て幕府の了解も得ているので、「何方より稼方望候仁有之候共指免不申候」(51)と返答した。七月二十九日には長崎奉行戸田出雲守氏孟から鳥加辺での金銀稼検使を派遣するとの通告があったが、結局検使が派遣されることはなかった(52)。

## ■二・萱瀬村鉄山・銅山・銀山

延宝五年(一六七七)、萱瀬山で鉄が採掘されたので、出雲から八郎左衛門というものを呼び、大村の池野平右衛門とともに、筑前から砂鉄を取り寄せて鉄の精錬が行われた。しかし、利益をあげることができず、延宝七年に中止された(53)。

宝永六年(一七〇九)には、萱瀬山の桑の木河内・岩屋河内・黒木舞岳(大村市黒木町)写真3-3の三カ所で銅の鉱脈が発見された。今井元右衛門が試掘して銅であることを確かめ、大坂から人を呼んで調査させた(54)。大村に来た人物は史料によって違いがあるが、その結果は、上波佐見村・彼岸村音琴・萱瀬村の銅は皆質が良くないとのことであった(55)。正徳元年(一七一)十月には、岩屋・舞岳両所の銅山写真3-3が田島助次郎に許可されているが、その結果

は明らかでない<sup>56)</sup>。

宝永六年に銅山が発見された際、舞岳に銀の鉱脈が発見され、翌宝永七年八月から銀の採掘が始まった。しかし、利益をあげることができず、ほどなく中止された<sup>57)</sup>。

### ■三、波佐見銅山

天和三年(一六八三)、江戸の沢井十兵衛・金子半右衛門、唐津の北条茂右衛門・佐賀の松本修理の四人が、上波佐見村内海郷金山谷において銅の採掘を願い出た。幕府の許可を得、中尾治部左衛門を奉行として採掘が行われたが、翌貞享元年(一六八四)三月には資金を提供していた長崎の後藤孫兵衛が資金を出せなくなつて行方不明となり、採掘を願い出た四人も三人が行方不明となつて金子半右衛門一人となつたため採掘は中止された。岩が堅く、一〇二六斤の銅を掘り出したものの、掘り進めることができなかったためであつたといわれる<sup>58)</sup>。

元禄六年(一六九三)八月には、大村・長崎・大坂・江戸の八人が波佐見村で銅を採掘し、川棚村権計いかりの富永空右衛門知行屋敷に「床屋(銅吹床)」を建てて銅の精錬(真吹き)を行った。翌七年五月には銅一萬九一〇〇斤を銀一三三貫七四〇目で唐船に売り渡した。しかし、同年九月、大坂町奉行加藤大和守の指示によって精錬(真吹き)は中止され、採掘もほどなく中止された。元禄十五年(一七〇二)に大坂備前屋次右衛門が下向して銅山を再興しようとしたが果たすことはできなかった<sup>59)</sup>。

延享二年(一七四五)には下波佐見村の川内郷米の山で銅を採掘したが、利益をあげることができず、ほどなく中止している<sup>60)</sup>。

嘉永六年(一八五三)には、以前の銅山の旧坑を掘ると少し銅が出たので、摂津多田の銀山から嘉七・嘉市の兩人



写真3-3 黒木舞岳の銅山坑跡

を呼んで試掘し、安政二年（一八五五）には幕府の許可を得て諸国から掘子を集めて採掘を行った。しかし、利益がなく、安政四年には中止した<sup>(61)</sup>。

上波佐見村には鉛山もあった。嘉永五年（一八五二）、村内の小尻無という谷で鉛が発見され、豊後竹田の与四郎が採掘を行った。その後、藩が元締付貞松継右衛門・神近善兵衛・広田仁兵衛を奉行として採掘したが、格別の利益もなく、翌嘉永六年二月に採掘を中止した<sup>(62)</sup>。

#### ■四、石炭

天明二年（一七八二）四月、松島の農民が、同年から五年間、村内の石炭を採掘することを願い出て許可された。これが松島の石炭坑の始まりといわれる<sup>(63)</sup>。

一方、「郷村記」には、天明元年（一七八一）に時津村の万右衛門が串島（松島の属島）で石炭の採掘を行い、その後、松島の内海善惣右衛門・西泊の平次郎が掘ったが、販売方法に問題があったため利益がなく中止したと記されている。その後、周防の船頭才助が数年間松島に滞在して多量に石炭を掘り出し、諸国の塩浜と相談して積船数十隻で諸方へ送って莫大な利益をあげた。このあと松島の田川権右衛門も藩へ願い出て石炭の採掘を行い、寛政二年（一七九〇）には藩の内用方の受持となったが、出炭量が減少したためほどなく中止された<sup>(64)</sup>。

文化四年（一八〇七）十一月、前藩主純鎮が千葉一郎に命じて石炭山を再興させたが、文化九年（一八一二）には藩の内用方の受持となり、山口総左衛門・片山貞左衛門が松島石炭の事務を担当した<sup>(65)</sup>。

安政三年（一八五六）には石炭六一七八万斤程を七万七二五貫文で販売している。この年は八〇〇〇万斤余の石炭を掘り出し、特に販売量が多かったが、その後は二五〇〇万斤程の売出高となった<sup>(66)</sup>。

串島（松島の属島）では、八年間に「壱ヶ年に凡壱億万斤程宛」という石炭が掘り出されたため、地中が空虚となって岩が崩れ落ち、島がしだいに低くなり、幕末には石炭は少しも出なかつたという。また瓶島（松島の属島）も、文化十年（一八一三）に前藩主純鎮によって採掘が始まり、莫大な量の石炭を掘り出したため地中はすべて空虚となり、



岩が傾いて崩れ、幕末には島の形がなくなっていたという<sup>67</sup>。

平島では、文化四年（一八〇七）二月、藤田安右衛門が平高辻において石炭の採掘を始めたが、同年八月には千葉一郎がこれを担当するようになった。その後、文化十三年（一八一六）に平島の浦百姓惣兵衛が郡方へ願い出て採掘を始めたが利益をあげることができず中止し、文化八年に長崎の鶴之助が始めた炭山も一年ほどで中止した。また、天保六年（一八三五）には大村の山口熊五郎が再興したが、これもほどなく中止している<sup>68</sup>。

なお、平島の石炭については、伊予国風早郡辻町（愛媛県松山市北条辻）の五人乗り三〇〇石の船が天保十年（一八三九）三月十七日に平島に着き、石炭七万斤を積んで同月二十九日に出帆、四月九日に一旦辻町に立ち寄り、翌十日に上方に向けて出帆したが、同月十四日に讃岐国直島（香川県香川郡直島町）沖で遭難したという記録が残っている<sup>69</sup>。大村藩領の石炭が瀬戸内の塩田等へ送られていたことを具体的に示す史料として貴重である。

## ■五. 砥石

松島では砥石も産出した。松島の砥石は、天和元年（一六八一）に吉太夫と与次右衛門という農民が串島ではじめて掘り出した。宝暦三年（一七五三）には平戸藩領田平の内山権一郎が運上銀を納めてこれを切り取り、大坂へ送って販売した。その後、砥石は増産されて、年に二万五〇〇〇挺を切り出し、大きな利益をあげた。幕末期には年に一万挺程を切り出し、一挺二五文で諸方に販売されていた<sup>70</sup>。

上波佐見村でも、小樽郷の姥子谷と西ノ谷の二カ所に砥石山があり、天明九年（一七八九）には卯平次という農民が運上銀七枚を納めてこれを切り取り、大坂をはじめ諸方に販売していた<sup>71</sup>。

平島では、文化期（一八〇四～一八）のはじめに、浦百姓惣兵衛が藩に願い出ることなく砥石を切り出したため、郡方によって差し止められている<sup>72</sup>。

このほか、瀬戸村では享保六年（一七二二）に尾道文右衛門が福島で砥石を掘ったという記録があり<sup>73</sup>、鈴田村には、射場郷の深尾川内に鍛冶の羽口石で用いる砂石、釜川内郷の深田のまたで鍛冶に用いる荒砥石、日焼郷のいらの佐古

で錠・鎌を研ぐのによい砥石が掘られたという<sup>74</sup>。

#### 四 商工業

##### ■一、大村藩の商工業

幕末に編纂された「郷村記」には、各村ごとに運上を納めた業種とその運上銀額が記されている。これを整理した表1-20によれば、酒屋・染屋・綿屋・枕屋・鍛冶屋・豆腐屋等は各村ほとんど普遍的に存在し、軒数も多いが、紙漉・蠟油絞・細物屋・瓦屋等は「地方」地区に多く、「外海」地区には問屋・小店・出店小売が多いことが分かる。

城下町大村は人口も多く、各種の商工業が集中しており、「郷村記」によれば、酒屋一一、揚酒株二、糶屋二三、米屋一四、蠟締株一〇、種子油屋六、油締株七、魚問屋二、綿屋（綿弓）五（他に賃弓二）、紙漉株二七、藍問屋二、鑄物屋一、鑄物師二、鍛冶五、葉種屋二、丸散葉屋二、質屋四、豆腐屋一六、染屋一九、網三、新網一、水車八があった。また、時代はやや遡るが、「見聞集」には、「運上相納候商人」として、酒屋一一軒（八六匁）、糶屋九軒（二二匁）、豆腐屋一一軒（一九匁）、素麵屋三軒（二〇目）、打綿屋二九軒（三五匁）、紙屋一軒（銀一枚）、目籠札<sup>めくわ</sup>三三枚（一枚につき六匁）が、「運上無之商人」として、呉服屋四軒、油屋一軒、魚屋五軒、米屋一一軒、味噌・酢・醤油屋七軒、菓子屋三軒、葺屋一軒、こんにやく屋五軒、細物屋一四軒、びん付屋四軒、焼物屋一軒（小商人相定無之）が書き上げられている<sup>75</sup>。また、「町中二居申候諸職人」として、屋根屋・張付屋・畳屋・檜物屋・桶屋・塗師屋・磨屋・金具屋・仕立屋・染屋・鏡磨・大工・鍛冶・茅家葺が書き上げられている<sup>76</sup>。

これらの商工業は、その多くが零細なものであったが、一般的に酒屋や質屋等は相当の資本を蓄積し、土地集積を進め、農民の階層分化を促進していた。

##### ■二、油屋

油商売は、元文三年（一七三八）以来、城下町大村の松尾家が無運上で領内販売を独占していたが、宝暦二年

(二七五二)には城下町大村の田中長右衛門と染屋庄右衛門の両名が油商売を認められ、天明五年(二七八五)には池田分七右衛門、上鈴田村与平、原口村六左衛門、松原村近兵衛、雪浦村の油屋一名の五名が、「従先年水油杓致商売運上差上来候」として、油屋の営業を認められた。このときは、鬢付屋が白絞油(菜種油を精製した淡黄色の油・又大豆・綿の実の精製油)を他領から買い入れるのを許可されたが、それ以外の油は買い入れを禁止された(77)。

また鬢付け油は、本陣を維持するため深澤儀太夫に領内の独占販売が認められていたが、文化二年(一八〇五)に深澤儀太夫は、片町仁兵衛が前藩主純鎮が住む中尾御殿への販売を認められたほか、偽油が出回り商売不振になったとして、これらを禁止するように願ひ出た。これに対し藩は、深澤儀太夫の油は品質が悪いので、人々はしかたなく仁兵衛の油や領外の油を買っているものであり、品質の良い製品を製造すれば、自然と商売は繁盛するとして返答している(78)。

### ■三、紙漉と鍛冶

紙漉業は、宝庫野を開いた千葉卜枕が中国地方から紙漉の技術者を招いて起したと伝えられているが、幕末における大村藩の紙漉株は表3-3のようになっており、「内海」地区の八木原村・横瀬浦村を除いて、すべて「地方」地区の村々にあった。特に池田分には二五の紙漉株があり、紙漉が集中して存在していたことが分かる。

また、鍛冶屋は表1-20にみられるように、「地方」「外海」を中心に広く領内に存在したが、宿駅でもあった松原村には鍛冶一七軒、鉄鋼株一軒が集中し、鎌・包丁・斧・鉞・鋏などが販売のためにつくられるなど、ひとつの産業として発展していたことが分かる(79)。

表3-3 大村藩の紙漉株

区	村	軒数
地方	大村町	軒 1
	池田分	25
	久原分	1
	鈴田村	1
	竹松村	13
	福重村	14
	菅瀬村	4
	江串村	1
	千綿村	2
	彼杵村	6
	川棚村	6
下波佐見村	3	
内海	八木原村	1
	横瀬浦村	1
合計		79

【註】『大村郷村記』第一～三、五巻から作成。

#### ■四 西陣織の伝播

京都の西陣織の中でも、朝廷の内蔵寮の織物司としての勅許を受けた最も由緒ある織屋を御寮織物司六人衆というが、その筆頭に位置する井関氏の一族の井関武輔(武助)は、天保十一年(一八四〇)に肥後熊本有加藤神社に参拝し、帰途大村に立ち寄り、簡単な織方一〇種ほどを教えた。

大村藩には国益のため「裏地絹織」を始めようとの計画があり、国産奉行洪江左中等が協議して、柳原幸左衛門が武輔を伴って京都へ上り、武輔の兄の政因に武輔の大村移住と織物技術の伝習を願い出た。政因は、「裏地絹織」の伝習自体は問題ないが、井関家は「織人其外糸道二携候者」を取り締まる地位にあるので「甚心配迷惑」なことと考えたが、最終的に武輔の大村での「織人」としての活動を許可した。

大村に移住した武輔は西陣織の技術を伝え、「業務沿革及履歴」によれば、大村のほか、長崎・島原・諫早・平戸・五島・佐賀、更には筑前・筑後に男女七百余人の門人ができたという<sup>80</sup>。

(柴多一雄)

#### 註

- (1) 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二) 七頁
- (2) 大村史談会編『九葉実録』第二冊(大村史談会 一九九五) 五二頁
- (3) 藤野 保編『大村郷村記』第二卷(国書刊行会 一九八二) 一七三頁
- (4) 前掲註(1) 九七頁
- (5) 藤野 保、清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四) 八九四頁
- (6) 前掲註(5) 八九五頁
- (7) 大村史談会編『九葉実録』第三冊(大村史談会 一九九六) 二三頁
- (8) 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 一〇二頁
- (9) 前掲註(8) 二七〇、二七一、二七四頁

33	前掲註(2)	四〇六頁
32	前掲註(18)	三一頁
31	前掲註(5)	八七一、九六四頁
30	前掲註(29)	
29	前掲註(5)	八九八頁
28	前掲註(5)	八九七頁
27	前掲註(18)	四〇八頁
26	前掲註(8)	一一九頁、藤野 保編『大村郷村記』第三卷(国書刊行会 一九八二) 二二七頁
25	前掲註(18)	二八五頁
24	前掲註(18)	二六〇頁
23	前掲註(2)	二二三頁、前掲註(18) 三六一頁
22	前掲註(8)	二二二頁
21	前掲註(8)	二二三頁
20	前掲註(8)	一一二頁
19	前掲註(5)	八九七頁
18	藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二) 三五頁	
17	前掲註(8)	一八二、二〇三頁
16	前掲註(3)	二三八頁
15	前掲註(8)	八〇頁
14	前掲註(8)	二一〇頁
13	前掲註(7)	三〇四頁
12	前掲註(8)	二四〇頁
11	前掲註(8)	二三〇頁
10	前掲註(8)	二二五頁

- ③4 前掲註(32)、前掲註(8) 七八頁、大村市立史料館所蔵 大村家史料二〇四―三〇「諸事要集素書」二  
 前掲註(2) 三七二頁  
 ③3 前掲註(2) 三七四頁  
 前掲註(3) 一六〇頁  
 前掲註(8) 三一頁  
 ③2 前掲註(26) 藤野 保編 二二七頁  
 前掲註(8) 二九一頁  
 前掲註(7) 一八六頁  
 藤野 保編『大村郷村記』第四卷(国書刊行会 一九八二) 七七頁、前掲註(8) 二八、三六頁  
 ③1 前掲註(42) 藤野 保編 七七頁  
 前掲註(42) 藤野 保編 七六頁  
 前掲註(42) 藤野 保編 一四三―四頁  
 前掲註(26) 藤野 保編 二〇四頁  
 前掲註(8) 九九、一〇三頁  
 ③0 大村市史編纂委員会編『大村市史』上巻(大村市役所 一九六二) 三九二―四二〇頁  
 藤野 保編『大村郷村記』第五卷(国書刊行会 一九八二) 三八―四二頁  
 前掲註(2) 二二二頁  
 ②9 前掲註(2) 二七五頁  
 前掲註(2) 二七七頁  
 ②8 前掲註(3) 二五二頁、前掲註(8) 六二七頁、前掲註(5) 七九四頁  
 前掲註(3) 二五二頁、前掲註(8) 一四二頁  
 前掲註(8) 一四二頁  
 前掲註(8) 一五四頁  
 前掲註(3) 二五二頁、前掲註(8) 一四六頁

- 80 前掲註(26) 藤野 保編 三二四頁、前掲註(8) 七八頁、大村市立史料館所蔵 大村家史料二〇四—三〇「諸事要集素書」二
- 79 前掲註(26) 藤野 保編 二二六、三二四頁、前掲註(8) 一〇三頁
- 78 前掲註(26) 藤野 保編 三八四頁
- 77 前掲註(26) 藤野 保編 三二四頁
- 76 前掲註(5) 藤野 保編 三二四頁
- 75 前掲註(2) 二八一頁
- 74 前掲註(7) 二五三頁
- 73 前掲註(3) 一六二頁
- 72 前掲註(3) 一六二頁
- 71 前掲註(3) 一六二頁
- 70 前掲註(3) 一六二頁
- 69 前掲註(3) 一六二頁
- 68 前掲註(3) 一六二頁
- 67 前掲註(3) 一六二頁
- 66 前掲註(3) 一六二頁
- 65 前掲註(3) 一六二頁
- 64 前掲註(3) 一六二頁
- 63 前掲註(3) 一六二頁
- 62 前掲註(3) 一六二頁
- 61 前掲註(3) 一六二頁
- 60 前掲註(3) 一六二頁
- 59 前掲註(3) 一六二頁
- 58 前掲註(3) 一六二頁
- 前掲註(26) 藤野 保編 三二四頁、前掲註(8) 七八頁、大村市立史料館所蔵 大村家史料二〇四—三〇「諸事要集素書」二
- 前掲註(26) 藤野 保編 二二六、三二四頁、前掲註(8) 一〇三頁
- 前掲註(26) 藤野 保編 三八四頁
- 前掲註(26) 藤野 保編 三二四頁
- 前掲註(2) 二二四、二四五頁
- 前掲註(18) 三三九頁
- 前掲註(7) 一三五、二五四、二五九頁
- 前掲註(18) 三六〇頁
- 前掲註(18) 三五〇頁
- 前掲註(27)、前掲註(7) 一一三、一三一頁
- 香川県立瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵「三宅家文書」一一三〇「差上申口書一札之事」
- 前掲註(66) 藤野 保編 三二五頁
- 前掲註(26) 藤野 保編 三二五頁
- 前掲註(18) 四〇九頁
- 前掲註(8) 二二九頁
- 前掲註(3) 三二四頁
- 前掲註(5) 八九二、九四頁
- 前掲註(5) 八九二、九四頁
- 前掲註(2) 二八一頁
- 前掲註(7) 二五三頁
- 前掲註(3) 一六二頁
- 外山幹夫「西陣織技術の大村伝播」(外山幹夫『長崎史の実像』(外山幹夫遺稿集 長崎文献社 二〇一三)

## 第二節 大村藩の捕鯨と鯨業

### 一 捕鯨と鯨組

#### ■ 一、大村藩領五島灘漁場の黎明と深澤組の創始

大村藩の領内で捕鯨が行われたのは十七世紀初頭から十九世紀末にかけてで、日本捕鯨の時代区分では古式捕鯨業時代に相当する。大村藩領内の五島灘には、松島、蛸浦島、崎戸島、江島、平島などの島嶼が東西方向に並ぶが、それらの島に鯨組の拠点（納屋場）が置かれ（小）漁場を構成した。これらは、隣接する平戸藩、五島藩（富江藩も含む）内の（小）漁場群とともに五島灘（中）漁場を構成したが、西海（大）漁場の南端に位置する五島灘漁場は、専ら春期に北上する鯨を捕獲する春浦の漁場という特徴を有していた<sup>1)</sup>。

「西海鯨鯢記」によると、日本における古式捕鯨業の始まりは元亀年間（一五七〇～七三）尾張師崎における、突取法を行う突組の操業とされる。突取法の技術は慶長年間に紀州熊野に伝わり、寛永元年（一六二四）に紀州藤白の藤松半右衛門の突組が平戸諸島の度島に進出している。紀州系突組については五島有川湾や対馬にも寛永年間中に進出したとする記録もあり、特に五島中通島東岸の有川湾には十七世紀中頃に多数の紀州系突組が操業している。

大村領内における突組操業の始まりについては、「郷村記」平嶋村の項



図3-1 五島灘漁場と周辺のおもな捕鯨拠点



に次のような記述がある。

當領鯨組居浦當嶋を始とす、然れ共年曆詳ならず、寛永八、九年の頃ハ平戸領吉村五右衛門請浦なり、然處河野七郎右衛門増連上差出可申旨訴訟ニ付、同人請浦に相成よし、其後深澤儀太夫居浦となり、数代爰に居住す元禄十五

年、指方八右衛門の書出に、平嶋村鯨組始り紀州湯浅久右衛門と申者始て参る、當年まで六十七年に成る、儀太夫組始り五十五年ニ成ると云々、元禄十五年より六十七年前ハ寛永十二年なり、五十五年前ハ正保四年なり

本文中には平島捕鯨の開始について、紀州系突組の西海進出直後から捕鯨業に進出した平戸系突組②の吉村五右衛門組による寛永八・九年（二六三二・三三）頃とする話と、紀州系の湯浅久右衛門組の寛永十二年（一六三三）頃とする話の二つが紹介されている。近接した時期に成立した史料では、寛永十四年（一六三七）から万治三年（一六六〇）にかけての期間、紀州熊野の三輪崎浦や宇久井浦から西海で操業する突組に雇用された羽指等はぶさしの氏名を列記した、寛文元年（一六六一）「指上ケ申五島行鯨突羽指共之口書」（宇久井文書）があり、寛永十四年（一六三七）の内容として次の記述がある。

平嶋谷川七郎兵衛組

- 一 羽指三人 次郎兵衛 若左衛門 林□□□

是ハ式拾五年以前之丑ノ年雇れ参御連上銀老人ニ付百目ツ、式分口御奉□

谷川組は平戸系突組だが、本史料には同年のこととして、ゑぶこ組、庄二郎、他一組の平島操業についての記述もあることから、この年既に平島漁場における突組操業が盛んだったことが分かり、漁場の開拓年は更に遡ることが考えられる。

吉村組文書によると、平戸系突組の吉村組は、正保四（慶安元年漁期（一六四七〜四八）からの三漁期、冬浦を壱岐瀬戸浦（前目浦）で、春浦を平島で操業を行っている。壱岐は、「海鱒図解大成」に「老州の）瀬戸浦日本第一の鯨網代場なり、次同州田浦日本第二の網代場なり」とあるように、古式捕鯨業時代における国内随一の捕鯨漁場だったが、特に下り鯨の捕獲を行う冬浦漁場として優れており、吉村組は冬浦の壱岐を基軸とし、春浦では上り鯨の操業に有利

な五島灘に移動する形態を取っていたことが分かる。

西海漁場では十七世紀中期になると、紀州系突組の後退や平戸系突組の盛漁の一方で、在地系突組の操業も確認されるようになるが、その代表格が深澤儀太夫勝清(巻頭写真)を初代組主とする深澤組だった。前掲した「郷村記」平嶋村の項に信を置くと、深澤組の創業年は正保四年(一六四七)となるが、創業の背景に本拠地となった平島の突組漁場としての盛況があったことは想像に難くない。ただ春浦主体の平島のみ操業では限界があるため、先の吉村組のように、深澤組も冬浦の優良漁場と組み合わせた移動操業の形態を取ったと考えられ、「見聞集」四十五所載の「伊丹様」<sup>江</sup>深沢儀太夫拝借願之事」には、深澤組が寛文元(一六六一)～六二、寛文元年の間に壱岐で鯨三五本を突き取り油樽七千余を産し、年明け後の操業と春浦の崎戸での操業で(二月二日までに)鯨二五本を捕獲、油樽五千余を産したとある。寛文四年(一六六四)には壱岐で操業する突組主たちが漁場での共同規約(鯨組作法如先銀子持□相□物之事)を定めているが、それに参加した組主一二名の中に二代目儀太夫勝幸(巻頭写真)の別名「浅井角左衛門」の名があり、平戸の谷村組の延宝元(一六七三)～七四の操業記録「鯨場中日記」にも、壱岐に出漁している突組主として左内、□左衛門など深澤系統の名が見られるとされる。

「九葉実録」によると、初代儀太夫勝清は、寛文元年に莫大な費用を自弁して野岳堤の建設に着手しているが、好調な捕鯨業の利益が事業を支え、寛文三年(一六六三)三月に完成している(3)。

## ■二、深澤組による網掛突取法の導入と普及

網掛突取法は、突取に先立ち、開放水面に展開した網に鯨を絡めて泳ぎを遅くして、その後の突取過程を容易にする、突取法の発展形態である。正徳三年(一七二三)「一類及び地下人覚」には、延宝五年(一六七七)に太地浦の太地角右衛門が芋製鯨網の使用を始めたことが記されているが、「見聞集」四十五にも「一 網組之始、延宝五丁巳年熊野太地浦に於て太地角右衛門工夫す」とあり、同漁法が紀州太地浦で最初に行われたことについては確かなこととされる。

西海漁場における網掛突取法の開始については、「郷村記」平嶋村の項に詳しい記載があるが、そこには深澤儀太夫



図3-2 西海漁場における深澤関係組の操業地

勝幸が延宝六年（一六七八）五島魚目に導入したとする説（A）と、同人が貞享元年（一六八四）壱岐勝本に導入したとする説（B）、同人が蜘蛛の巣をヒントに独自に考案した後、紀州の方法を学び工夫して完成させたとする説（C）の三説が併記されている。五島有川湾で有川浦（五島藩領）と魚目浦（富江藩領）間に起きた海境争論の関係史料の中には、A説を裏付ける多くの記述があるが、そのうちのひとつ「有川魚目間之海境帳」（青方文書）には、「延宝六年午ノ三月 民部様御家来桂宇兵衛殿方より 佐渡守様御家老衆江被申遣候ハ大村之深沢儀太夫と申者二魚ノ目有川之間之海<sup>二</sup>而<sup>一</sup>鯨<sup>一</sup> 鯨差免候段相談被申候」という記述がある。更に同史料には「去年之年仕出シ候魚ノ目鯨組之儀大鯨之家職入鹿ヲ取ために仕出シ候鯨あみを有川より違乱申掛ケ指留メ申」とあることから、有川湾内で行われていたイルカの断切網を鯨網に転用したことが分かる<sup>4</sup>。深澤組が網掛突取法を始めた延宝六年は、紀州太地浦で網掛突取法が発明された直後であることから、深澤儀太夫勝幸が太地の試みを伝え聞き、急遽、身近にあったイルカ網を用いて網掛突取法を試行したことが考えられる。

「有川魚目間之海境帳」によると、天和三年（一六八三）十月には、深澤組が有川側にあった捕鯨資材を一方的に魚目側に引き揚げており、魚目・有川間の紛争が深刻化する。翌貞享元／二年漁

期（一六八四～八五）には有川側から山田茂兵衛が網組を出したのに対し、魚目側の深澤組が沖合に「新規之大網船」を出して妨害している。これについて「御評定所対決仕御順道相済申帳」（青方文書）中の深澤儀太夫の言葉に「一子ノ年之冬山田茂兵衛と申者二佐渡守様御家来衆より鯨網被仰付仕らせ候ハ 世間之鯨突共仕候かぶせ網と申二而ハ無御座候 魚ノ目ニ仕候いるか網と同様成ル」とあり、自分たちの網は「世間之鯨突共仕候かぶせ網」だが、山田茂兵衛のものは「いるか網」だと主張していることから、この新規の網こそが本格的な鯨網であると思われる。

一連の流れを整理すると、深澤儀太夫勝幸は、第一段階として延宝六年（一六七八）に大地の成功を伝え聞き、イロカ断切網用の網を転用して網掛突取法を試行し、その後、第二段階として貞享元年に本格的な鯨網を導入して網掛突取法を行ったことが想定されるが、これを「郷村記」平嶋村の項の記載と対照すると、A説は第一段階のことを、B説は第二段階のことを記し、C説は専ら第二段階の準備過程について紹介していると捉えると、海境争論関係史料の内容と矛盾なく説明できる。

なおB説における貞享元年の導入地は杵岐勝本となっているが、「海鱒図解大成」にも、延宝八年（一六八〇）に深澤儀平次が杵岐で他の突組を退けて網組の操業を申請し、許可されたという記述があり、「杵岐国続風土記」二十（公益財団法人 松浦史料博物館所蔵）にも、延宝六年（一六七八）に深澤儀平次が前目浦・恵美須神社の拝殿を造営していることなどから、深澤組が突組当時から重視していた杵岐漁場でも、有川湾とさほど違わない時期に網掛突取法が導入された可能性が存在する。

深澤組はその後、西海各地で網掛突取法の操業を行っていくが、それを担ったのは二代目儀太夫勝幸の次男（初代儀太夫の養女の婿）深澤儀平次重昌と、勝幸の娘婿・深澤與五郎（田島助次郎）幸可だった。

有川湾では「有川鯨組式法定」（青方文書）に元禄三年（一六九〇）頃の魚目浦側での深澤儀太夫組の操業が確認されるが、丸尾供養山に残る元禄七年（一六九四）没の深澤儀太夫勝幸の供養墓には、「魚之目浦鯨網之元祖大老」と刻まれている。



写真3-4 深澤與五郎幸可肖像

(西海市大瀬戸町松島外郷 正定院所蔵)

年間については「深澤旧記」に次のような史料がある。

漁場法度書の事

寶永二年 左之通被仰達候  
覚

一 於壹州漁場 公儀御法度は不及申平戸御領内法度不依何事少も相背不申諸事念を入れ組中下々之者迄皆可被申付事

一 當暮よりは漁場も遠大勢引連る由及承候彌以猥成儀無之手代始下々者迄相慎候様可被申付候  
一 瀬戸浦勝本之儀 漁場近辺之由にて萬一異事も出来候ては、儀平次助次郎漁之係にも可罷成候一家之儀に候

有川湾北部の津和崎(平戸領)では、「重利一世年代記」によると元禄十三／十四年漁期(一七〇〇〜〇一)と翌漁期に、田島助次郎(深澤與五郎)と小値<sup>おぢ</sup>賀島<sup>か</sup>の小田伝次兵衛の舫による網組が操業しているが、元禄十五／十六年漁期(一七〇二〜〇三)以降の三漁期、田島助次郎が単独で経営した後、宝永二年(一七〇五)三月に網組を老岐勝本に移動させている。

老岐では、前述した延宝八年(一六八〇)に深澤儀平次が他の突組を退けて網組の操業を許されたという「海鱈図解大成」の記事や、貞享元年(一六八四)に深澤儀太夫勝幸が勝本浦で網掛突取法を開始したという「郷村記」の記事、「元禄十一<sup>寅</sup>年大村ノ深沢義平次壹岐國瀬戸浦ニテ蒼海ニ網ヲ張り鯨ヲ追掛取ル」という「西海鯨鯢記」の記事があることなどから、深澤組による網掛突取法の操業が貞享年間以降、継続していた可能性があるが、宝永

へ共、儀平次助次郎間柄別條有之間敷候、然共諸国之者大勢入受申漁場之儀に付而下々了簡違争論出入ヶ間敷出  
来有之様に存候、自然さる者両人之儀は不及申御為にも不罷成候、依之物體穩便に諸事相慎申候様各より急度兩  
組中へ可被申付候 (略)

本文書は、沓岐の瀬戸と勝本で深澤儀平次組と田島助次郎(深澤與五郎)組が操業している状況において、平戸領  
の法度を守り、騒ぎを起こすことがないように戒めたものだが、これにより宝永二年(一七〇五)に沓岐の二大漁場

を深澤組が独占していたことが確認できる。深澤網組の沓岐操業は享保年間初頭頃  
まで継続したと思われるが、元禄年間から享保年間前半にかけて、大村藩関係者が  
深澤家関係者から頻繁に借り入れを行っていたことが、大村家史料に残る借用証文  
から確認でき、沓岐を中心とした網組操業で深澤組が莫大な利益を上げていたこと  
をうかがわせる。

沓岐の北方の対馬では、正徳三年「覚」(大村市立史料館寄託 指方家史料)によ  
ると田島(深澤)與五郎が郡奉行と、正徳四年(一七一四)から一〇年間、廻浦で操  
業を行う旨の覚を交わしている。対馬は突組当時から春浦漁場として用いられてい  
たことから、沓岐で冬浦操業した深澤組が春浦に利用した可能性も存在する。

沓岐の南に位置する呼子(小川島)漁場については、文化年間成立(推測)の「松  
浦拾風土記」に「別て大村領松島組の太祖助次郎と云ふ者、指南致す。初め小舟八  
艘にて突き初めにて、其後舟も追々増しチロリと云ふ小網出来、無程今の大網と成  
り」という記述がある。正徳年間以降、中尾甚六組の本拠漁場となる小川島で網掛  
(突取法を指導したのは、「松島組の太祖助次郎」(深澤與五郎)だとされている訳だが、  
小川島観音堂の元禄二年(一六八九)建立の石造観音の台座正面に初代深澤儀太夫



写真3-5 沓岐で深澤與五郎組が操業したことを記した文書  
(大村市立史料館寄託 指方家史料)

勝清の戒名が刻まれていることから、小川島への網掛突取法の導入に深澤組が何らかの役割を果たしたことがうかがえる。

深澤組の足跡は筑前や長州にまで及んでおり、『筑豊沿海志』には、筑前小呂島では深澤儀太夫が延宝八年（一六八〇）から六年操業したとあり、本島鯨網の嚙矢とされているが、裏付け史料に欠ける。長州の角島周辺漁場では、享保十二年（一七二七）の「申上口上書之事」（山口県豊浦郡水産史）所収に元禄年間の深澤儀平治（次）組の操業が記されているが、角島尾山には元禄五年（一六九二）に深澤儀平次重昌麾下の鯨組が遭難した際、犠牲となった六六人の供養碑が建立されている。また安政五年（一八五八）の「乾島略志」には、見島には肥前大村の松島与五郎が来て初めて突取で捕鯨を行ったが、その後、与五郎の妹・お（阿）千が蜘蛛の糸から着想を得て網掛突取法を考案したという伝説が紹介されている。

このように他領に積極的に進出する一方、大村領内五島灘の諸漁場でも深澤組の操業が継続していたことが、「郷村記」の記述からうかがえる。嘉喜（蠣・蛎）浦では深澤儀平次と松嶋與五郎の最合組が数年間操業した後、納屋場が松島野崎浦に移って空浦となったとあり、崎戸浦でも貞享年間に深澤儀平次が嘉喜浦から一時納屋場を移すが、三年ほどで嘉喜浦に戻ったとあり、儀平次組の操業が貞享年間頃に行われていたとされる。江島、平島については十七世紀末から十八世紀初頭にかけての具体的な捕鯨の記録がない。松島については夏居（西泊）と野崎が納屋場に用いられ、元禄七年（一六九四）には田嶋助次郎（深澤與五郎）が夏居浦に居宅を構え、翌八年に平島から移り住んだとある。一方「九葉実録」には、貞享二年（一六八五）に深澤儀太夫が、それまで深澤組が鯨運上として毎年各三〇貫を固定的に払っていた江島、平島、松島、蠣浦について、近年は不漁で赤字になっているため、もし旅組（他領からの鯨組）の申請があれば当方に気兼ねせず受け入れてもらって構わないという上申を行った記述があり、他領での好調な操業が五島



写真3-6 長州角島にある深澤儀平次組の遭難者供養碑  
（山口県下関市豊北町大字角島尾山）

灘の諸漁場の価値を相対的に低下させていた状況がうかがえる。

このように深澤組は、貞享年間（一六八四～一六八七）から享保年間（二七二六～一七三五）初期にかけて西海漁場各地に出漁し、網掛突取法による操業を行っているが、その過程で各地に同漁法が伝播していることから、深澤組が西海漁場における同漁法の普及者であったことが分かる<sup>5)</sup>。しかし深澤組の隆盛の基軸となったのは優良漁場である壱岐での操業であり、そこで上げた利益が大村領内に環流し、築堤や新田開発などの社会インフラに投下されるとともに、上納金や貸金の形で藩財政に大きく寄与したのである。

### ■三、深澤組の退勢と終焉

しかし壱岐の勝本浦については、「重利一世年代記」に享保五～六年漁期（二七二〇～二二）小値賀島の小田組と的大島の井元組の舩組が勝本浦に入漁したという記述があり、瀬戸（前目）浦についても、享保二年（二七一七）に壱岐在地五氏が瀬戸（前目）浦に鯨鯢供養塔を建立していることから地元の共同経営の鯨組が興っている可能性があり、これらのことから深澤組の壱岐操業が享保年間初頭には終了していたことが推測される。その後の壱岐漁場は、小田組、井元組、地元勝本の土肥組、生月島の益富組など平戸領内の鯨組が利用し、他藩出身の組が入漁することはなくなる。

五島列島では、「通俗五島紀要」〔『五島編年史』享保三年（一七一八）に、宇久島で松島住人・深沢（源）右衛門が操業した記事があり、享保五年（一七二〇）の「西海鯨鯢記」にも、宇久島での深澤義太郎と山田紋九郎の操業のほか、福江島西岸の牛津で田島千太郎（深澤儀左衛門）が冬浦操業を行ったとする記述がある。魚目浦では、享保十一年（二七二六）頃に深澤儀左衛門組が操業していることが、江口文書や「捕鯨業履歴手控」の記述から確認できる。深澤與五郎幸可の養子である深澤儀左衛門幸層は、享保八年（一七二三）に魚目榎津の観音堂に梵鐘を寄進し、享保九年（二七二四）に平島浄専寺の梵鐘を再興しているが、これらは五島方面での深澤組の操業に対応した事業だと思われる。なお幸層実弟の深澤與五郎幸曹は享保十七年（一七三二）に、祖父與五郎幸可以来の大村藩への経済的支援の功績を



評価され、江島における物成諸納の一切と鯨運上、民家まで一切の支配を仰せ付かっている。

深澤與五郎家が本拠とした松島西泊の市杵島神社(弁財天)には元文二年(一七三七)と寛保二年(一七四二)に、深澤與五郎幸曹と配下が観音石祠(6)、手水鉢、鳥居、灯籠などを奉納している。「東光寺過去帳」によると、宇久島では寛延三年(一七五〇)正月に、松島与五郎組の鯨船が遭難して一人が亡くなっており、寛延三年の「五島御領黒藻瀬に付覚留書」(泊家文書一四〇)にも同年冬、宇久島に出漁した松島組が黒藻瀬を山見場として利用したことで、宇久島・小値賀島間で争論が起きたことが記されている。宝暦三年「覚」や、亥ノ六月十一日「口上之覚」(指方家史料)によると、宝暦三年(一七五三)六月には深澤与五郎が福江島の西津・丹奈の鯨運上を納めており、宝暦二年から五年間、宇久島と丹奈に入漁するほか、西津にも宝暦五年(一七五五)から五年間の入漁を申請している。「華蛮要言」(『五島編年史』)には、深澤儀平次組が明和三年(一七六六)から五年間、宇久島に入漁し、同年十一月九日に双海船四艘が破船し二九人が溺死したことが紹介されている。また天明三〜四年漁期(一七八三〜八四)には、深澤與五郎組が冬浦を野崎島(三結)で、春浦を江島(二結+チロリ一結)、蠣浦(一結+チロリ一結)で操業している。

筑前でも、『筑豊沿海志』に、明和九年(一七七二)に儀平次組が筑前小呂島に入漁するも失敗したとあり、福岡藩の「郡町浦御用帳」天明八年(一七八八)の項には、深沢弥次兵衛(儀太夫家)が大島漁場の浦請の先納銀一五貫を納めず、督促を受けたという記述がある。寛政二年(一七九〇)「書替申證文之事」(『山口県豊浦郡水産史』)には、深澤與六郎組が長州島戸浦・肥中浦を拠点に角島周辺漁場で寛政三年春から一〇年間、春浦の操業を行う条件が提示されており、寛政三年四月付で運上銀七二五匁の納入と公的な鯨油の買い上げが行われた記録もあるが、運上銀の額から察すると、捕獲した鯨は三頭程度に止まったと思われる。

十八世紀前期の西海漁場では、呼子に中尾甚六組、壱岐勝本に土肥市兵衛組、生月島に益富又左衛門組が興り、中尾組は五島有川湾、土肥組と益富組は壱岐の前目(瀬戸)浦・勝本浦に進出して経営拡大を図っているが、十八世紀中〜後期になると、それら三組の規模は各々網組三〜四組に達している。一方、壱岐漁場から締め出された深澤組は、

五島列島や五島灘を中心に各地で操業を行っているが、経営状態は次第に悪化していったようだ。「九葉実録」寛政八年（一七九六）八月二十八日の項には、深澤與五郎幸郷からの上申「乍憚以書付申上候」が掲載されているが、その中で與五郎は、覚衛門（安永七年没の角左衛門幸能）の頃から不漁が続き、亡父與五郎（與六郎幸貞）は経営が破綻して江島に一〇年蟄居し、天明年間に鯨組を再興することは出来たがやはり漁に恵まれず、さる寛政七／八年の操業も不漁で借金返済も叶わなくなったため、今年限りで自前の鯨組の運営を止め、江島に入漁させた旅組の先納銀で返済するとしている。

その上申を受けた大村藩は、深澤與五郎家から江島支配、鯨組株、家屋敷を召し上げ、與五郎に江島蟄居を申し渡している（ただし執行は猶予されている）が、この時期に深澤組の捕鯨業は一応の終焉を迎えたと捉えられる。

#### ■四、深澤組以後の五島灘漁場の状況

深澤組の廃業によって、五島灘漁場への他領組の進出が容易になったと考えられ、『江島村郷土誌』（長崎歴史文化博物館収蔵）の「鯨組沿革」には、江島で寛政二年（一七九〇）から文久元年（一八六一）にかけて、小野屋組、益富組、半兵衛組、加茂儀八組、老州組、直左衛門組、江島組などが操業を行ったとある。また寛政十一年（一七九九）「九州鯨組左之次第」には、寛政十一年漁期（二七九八～九九）に、大村・田町の岡田勇右衛門組が冬浦は宇久島で五結組で操業し、春浦には江島で三結、蛸浦に二結と分かれて操業した記述がある。

「九葉実録」文化六年（一八〇九）二月の項には、益富又左衛門組が冬浦の宇久島から江島に移動してくる報告が掲載され、同七年五月の項にも同組から翌年（春）から三年の江島操業の申請があったことが記されている。天保三年（一八三二）制作の「勇魚取絵詞」には、当時網組五組を保有した益富組が、冬浦では老岐の前目・勝本浦に各二組、生月島に一組を配し、春浦には老岐の両浦から各一組を五島灘の江島と福江島東沖の板部島に移動させたことが記され、以前から行われてきた「冬浦」老岐―「春浦」五島灘の操業パターンの中で、江島を拠点として利用していることが分かる。益富組の江島操業の実態については「大漁日録 益富江島組大納屋」「大漁日録 益富江島組大納屋」（益富



写真3-7 捕鯨銃と火矢 (ポンプランス)  
(平戸市生月町博物館・島の館所蔵)

家文書)に詳しいが、天保十年春浦には三〇頭(勢美一七、座頭九、克鯨二、不明二)、天保十一年(一八四〇)春浦には一五頭(勢美八、座頭七)という好成绩をあげている。

なお大村湾口の畠下浦、伊ノ浦を始めとする沿岸部の住民は、勢子船などの鯨船の漕ぎ手である加子(そのリーダーである友押を含む)として、益富組や中尾組など、他領の鯨組に雇用されていたことが、「畠下浦問役日記」や文政十一年(一八四〇)「御用諸控帳」(小川島庄屋文書)の記載から確認できる。

西海漁場では弘化年間頃から不漁が深刻化するが、江島もその影響を被っており、『江島村郷土誌』によると安政五年(一八五八)には入漁する組がない空浦となっており、「弘化三年午四月吉日 歳々鯨取高之掴」(益富家文書)によると、益富組の出漁で空浦が解消された万延元年(一八六〇)春の江島操業(二月二十九日〜四月六日)でも、捕獲は僅か五頭に過ぎず、文久元年(一八六一)には江島での網組操業は終わりを迎えている。『江島村郷土誌』に「當時捕鯨

漁業ノ漁不猟及振不振ハ一村経済ニ甚深ナル関係アルト経済ノ半ハ之ヲ以テセシト」とあるように、鯨組の入漁がない事態は江島の経済に甚大な影響を与え、「本村モ時代ノ変遷ニヨリ寒浦ニ帰セラルル」状態となっている。

西海漁場では、幕末から明治にかけて、従来の網掛突取法の改良や定置網法の導入など漁法の変革が図られていくが、銃殺法の導入もその一環である。銃殺法は、アメリカ人オリーブ(ロバート)・アレンが一八四六年に発明した炸裂弾(ポンプランス)をもとに、銃でポンプランスを発射して鯨を爆殺する漁法で、明治十五年(一八八二)に鯨猟会社が平戸瀬戸付近で操業を行ったのを皮切りに、西海各地で試みられている。

旧大村領の五島灘においては、明治二十七年(一八九四)五月に平島住民宮崎長次郎・森隆らによって平島での捕鯨網代区間使用が出願されており<sup>①</sup>、同十二月に許可されているが、「銃殺捕鯨日誌」(佐賀県立名護屋城博物館所蔵)によると、平戸瀬戸で操業す

る植松組から捕鯨銃や銃士を借用して、明治二十七年から三十三年（一九〇〇）の間操業を行い、二十九年度には最大の四頭の捕獲が報告されている。しかし明治三十五年（一九〇二）には実質的な廃業状態を迎えており、ここに（旧）大村藩領の五島灘漁場における古式捕鯨業も終焉を迎えている。

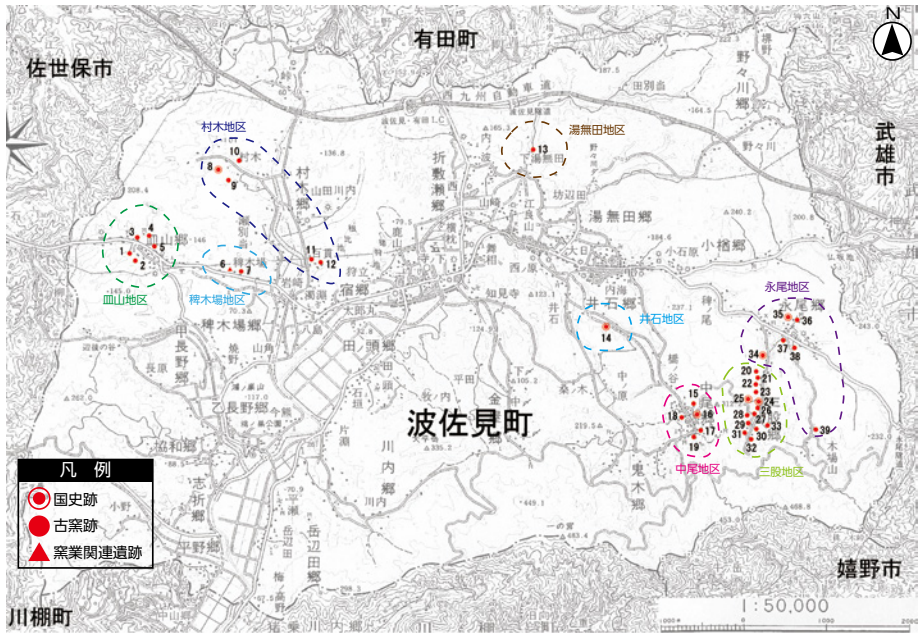
（中園成生）

## 窯業

大村藩内におけるやきもの生産窯として、現西彼杵郡長与町所在の長与皿山窯<sup>⑧</sup>、現大村市所在の土井の浦窯<sup>⑨</sup>、現東彼杵郡川棚町所在の小串瓶山窯<sup>⑩</sup>、現東彼杵郡波佐見町内に所在する諸窯―波佐見諸窯―<sup>⑪</sup>があげられる。この中で波佐見諸窯は、近世全般を通じて存続し、窯数・生産量は大村藩内最大の規模を有していた。また、肥前地区内においても、隣接する佐賀藩有田諸窯・平戸藩三川内諸窯とともに、近世肥前窯業を牽引した中核的な窯場であった。なお、波佐見における窯業生産は今日まで途絶えることなく受け継がれ、現在、日用和食器の全国シェアは約一三割、長崎県下では最大、全国でも第三位の出荷額を誇る<sup>⑫</sup>。

近世波佐見諸窯が所在する波佐見は、中央部に平野、その周囲を小高い山々が巡る盆地地形をなし、特に南東部の山々からは磁器の原料である風化流紋岩―陶石―が産出する。この陶石の存在が、波佐見を国内有数の磁器生産地へ導くことになる。天正年間（一五七三―九一）頃、波佐見は大村氏の所領となり、以降江戸期を通じ大村藩領「波佐見村」として存続した。波佐見村は、北は佐賀本藩有田、東は佐賀藩武雄領・佐賀支藩蓮池藩、西は平戸藩領三川内と隣接する藩境の村であった。

本項では、この波佐見村において近世代に展開した窯業―近世波佐見窯業―を中心に据えて、時代背景や他産地の動向等を加味しながら、その諸様相及び動態について見ていく。なお、これまでの考古学的調査・研究によって、近世波佐見窯業は大きくⅠ～Ⅴ期に時期区分されており<sup>⑬</sup>、この画期設定を基に以下まとめていきたい。



- |             |            |            |                |            |
|-------------|------------|------------|----------------|------------|
| 1. 向平窯跡     | 9. 古血屋窯跡   | 17. 白岳窯跡   | 25. 三股砥石川陶石採石場 | 33. 三股新登窯跡 |
| 2. 血山本登窯跡   | 10. 山似田窯跡  | 18. 大新登窯跡  | 26. 三股古窯跡      | 34. 血山役所跡  |
| 3. 高尾窯跡     | 11. 百貴西窯跡  | 19. 広川原窯跡  | 27. 三股本登窯跡     | 35. 永尾本登窯跡 |
| 4. 深川内窯跡    | 12. 百貴東窯跡  | 20. 咽口窯跡   | 28. 三股上登窯跡     | 36. 永尾高麗窯跡 |
| 5. 辺後ノ谷窯跡   | 13. 鳥越窯跡   | 21. 咽口新窯跡  | 29. 貫窯跡        | 37. 智恵治窯跡  |
| 6. 富永治助父子の墓 | 14. 長田山窯跡  | 22. 仕立窯跡   | 30. 烏居窯跡       | 38. 中原窯跡   |
| 7. 下榊木場窯跡   | 15. 中尾下登窯跡 | 23. 三股下窯跡  | 31. 夷窯跡        | 39. 木場山窯跡  |
| 8. 畑ノ原窯跡    | 16. 中尾上登窯跡 | 24. 三股青磁窯跡 | 32. 三股上窯跡      |            |

図3-3 波佐見町内古窯跡分布図

■ Ⅰ期（一五九〇年代～一六一〇年代）―陶器生産段階―

肥前地区における陶器、いわゆる「唐津焼」の生産は、一五八〇年代、朝鮮李朝の技術導入によって、現佐賀県唐津市に所在する岸嶽古窯群で始まったと考えられている<sup>13</sup>。以降、唐津焼の全国的な需要の高まりとともに、漸次、肥前地区一帯に陶器生産は広がりをみせ、その流れの中、波佐見の地にも初めて窯が開かれる。なお、波佐見以南の大村領内及び現長崎県側には、これまでのところⅠ期の窯跡はほとんど確認されていない<sup>14</sup>。

平成五年（一九九三）に実施した波佐見町稗木場地区の下稗木場窯の発掘調査<sup>15</sup>では、三室分の窯室と失敗品の捨て場である「物原」を検出している。物原からは、ロクロ成形による陶器碗・皿・すり鉢や、叩き成形による陶器壺・甕などが大量に出土しており、なかでも数枚重ねて焼かれた皿が多く見られた。その「重ね焼き」の際には、製品同士の熔着を防ぐために、素地と同質の粘土を丸めた「胎土目」と呼ばれるものを間に挟んで焼成している。また、皿や瓶には、ワラ灰釉という白濁した釉薬の使用が認められる。これは、先述した唐津草創期の窯である岸嶽古窯群などに使用がほぼ限定されていたものである。岸嶽古窯群を領有していた波多親が文禄三年（一五九四）に改易となった結果、その陶工達は各地へ離散したと言われており（いわゆる「岸嶽崩れ」）、ワラ灰釉製品の存在は、下稗木場窯に岸嶽の離散陶工が招来された可能性を示唆している。なお、岸嶽城主の波多親は、当時、波佐見を領有していた大村家と縁戚関係（大村純忠の甥）に当たることから、波佐見の地は、岸嶽の陶工が移住しやすい環境であったことは言えよう。

このワラ灰釉製品に加え、壺や甕には伊万里市近辺の諸窯出土品、碗・皿には有田町西部地区に所在する諸窯出土品との類似が認められ、以上から、下稗木場窯は、各地の様々な技術的要素が混在しながら稼働していた、非常にユニ-



写真3-8 下稗木場窯跡出土品 後：鉄泥釉壺、右：灰釉皿（胎土目）、左：ワラ灰釉皿

（波佐見町教育委員会所蔵）

クな窯であったと考えられる。

## ■二・II期（一六二〇年代～一六三〇年代）―磁器生産開始段階―

この段階、肥前地区では、陶器生産は依然続けられるもの、佐賀藩有田において国内で初めて磁器の生産が開始される。この磁器の誕生には、文禄・慶長の役により連れ帰られた朝鮮李朝陶工が深く関わっていたと考えられている。波佐見では、村木地区に所在する畑ノ原窯（国指定史跡）などがこの段階の窯である。畑ノ原窯は、昭和五十六年（一九八二）に発掘調査が実施され<sup>(16)</sup>、その結果、窯室数約二四室、全長約五五・四メートルを測る、当時としては肥前有数の規模を誇る登り窯であったことが判明している。

出土品には陶器と磁器がみられる。まず、陶器では、「溝縁皿」と呼ばれる口の部分に溝を入れた皿が大量に出土している。これらは重ね焼きされているが、その際、前段階の下稗木場窯とは異なり、耐火性の強い砂を丸めた「砂目」が用いられていた。次に、磁器は、その出土点数は少ないものの、白い素地に透明の釉薬を施す「白磁」の皿や杯、青色系に発色する釉薬を施す「青磁」の皿、「呉須」と呼ばれる群青色を呈する顔料によって文様を描き、その上に透明釉をかけた「染付」の皿などがみられた。これらの磁器は、その諸様相から肥前磁器草創期のものと位置づけられている。

畑ノ原窯には、大村喜前により連れ帰

られた朝鮮李朝陶工の李祐慶<sup>（りゆうけい）</sup>によって、慶長四年（一五九九）に開かれたとの口伝が残されている。しかし、この「李祐慶」という個人名が記された文書資料は見つかっておらず、また、出土品の年代観から開窯年を慶長四年まで遡らせることは



写真3-9 畑ノ原窯跡発掘状況  
(波佐見町教育委員会提供)



写真3-10 畑ノ原窯跡出土品 右：灰釉溝縁皿（砂目）、左：染付花文皿、前：白磁皿  
(波佐見町教育委員会所蔵)

難しいことなどから、この口伝は信憑性に欠けると言わざるを得ない。ただ、畑ノ原窯出土の製品や窯道具には様々な朝鮮李朝の技術的要素がみられ、この点から、文祿・慶長の役にかかわる李朝陶工が直接・間接的に畑ノ原窯に關与したことは間違いない。畑ノ原窯は、李朝の窯業技術をベースにして開窯・操業していた、国内磁器生産開始期の様相を伝える貴重な窯であると言えよう。なお、平成五年（一九九三）、保存・整備工事が完了しており、実際に焼成可能な四室分の窯を復元している。

### ■ Ⅲ 三期（一六三〇年代～一六五〇年代）―青磁生産段階―

当該階に入ると、肥前諸窯では陶器生産を終了し、染付や白磁などの磁器を本格的に生産するようになり、佐賀藩有田、大村藩波佐見に続き、平戸藩領内においても磁器生産が開始された。有田諸窯では、一六四〇年代に入ると、赤や緑色の顔料を二度焼きで焼き付けた「色絵」の生産も開始される。一方、波佐見では、この段階、青磁が非常に多く作られる。

当該階を代表する窯には、三股地区の三股古窯⑬と三股青磁窯（国指定史跡）⑭があげられ、発掘調査の結果、いずれも、染付や白磁も生産するものの、青磁を主体的に生産していた窯であったことが判明している。青磁は、彫りや型によって植物を中心とする文様を器面にあらわし、その上に光沢があり水色に近い青緑色を呈する釉を施すものが多い。やきものの種類では、碗・皿・鉢・天目台・壺などがみられるが、皿を中心としていた。概して高度な技術が駆使された優品が多く、また、全国の消費地遺跡では、城跡や大名屋敷跡などから出土した事例が多く報告されていることから⑬、当時、三股地区で生産された青磁は、富裕層向けに供給され



写真3-11 三股青磁窯跡出土品  
青磁陰刻花文皿  
(波佐見町教育委員会所蔵)

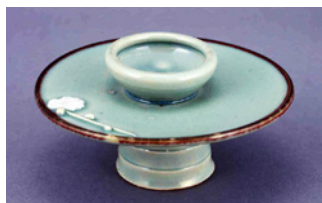


写真3-12 伝世品（三股青磁窯跡か）  
青磁貼花梅樹文天目台  
(波佐見町教育委員会所蔵)



た高級品であったと想定できる。

#### ■四、IV期（一六五〇年代～一六八〇年代）——海外輸出段階——

十七世紀中頃の中国における明末清初の内乱は、中国国内の窯場を荒廃させ、また、清朝による鎖国令である「海禁令」（一六五六）等の公布によって、中国陶磁の海外輸出は減退した<sup>20</sup>。それに替わり、技術的進歩が著しい肥前陶磁が海外市場

に出回ることになる。需要が増大した肥前諸窯は窯場を拡大し、大量の輸出品を産することになる。

波佐見においても、輸出景氣に呼応するように、寛文年間（一六六一～七三）に窯場を急増させ、輸出品を主体とした生産が行われたことが、古文書<sup>21</sup>や発掘調査の成果からうかがい知れる。また、寛文六年（一六六六）、大村藩は永尾地区に「皿山役所」（国指定史跡）を設置し藩による直接的な窯業管理体制を整えた。

三股地区の咽口窯<sup>22</sup>、永尾地区の木場山窯<sup>23</sup>が当該階を代表する窯である。まず、咽口窯では、外面に牡丹唐草文を描いた大振りの染付鉢や、外面に雲と龍、内面（見込み）に波と跳魚文を描いた「雲龍見込み荒磯文」と呼ばれる染付碗・鉢を大量に生産している。続いて、木場山窯では、内面に牡丹文などが彫られた口径三〇センチ以上の青磁大皿や、青磁鉢・香炉などが生産されている。以上の海外輸出品は、波佐見から長崎へ、そして、主に中国船によって、東南アジア諸国を中心に運ばれていった<sup>24</sup>。



写真3-13 咽口窯跡出土品 染付牡丹唐草文鉢  
(波佐見町教育委員会所蔵)



写真3-14 咽口窯跡出土品 染付雲龍見込み荒磯文鉢  
(波佐見町教育委員会所蔵)



写真3-15 伝世品（木場山窯跡か）青磁陰刻牡丹文皿  
(波佐見町教育委員会所蔵)

表3-4 「郷村記」(『大村郷村記』第三巻)にみる安政年間頃の波佐見窯業

地区	中尾			三股			永尾	稗木場	計
登り窯	中尾上登窯	中尾下登窯	大新登窯	三股上登窯	三股本登窯	三股新登窯	永尾本登窯	山本山登窯	8登
窯室数	33室	26室	39室	23室	24室	21室	29室	20室	215室
全長(推定)	160m	120m	170m	115m	120m	105m	155m	100m	
戸数	150戸			108戸			44戸	66戸	368戸
窯焼数	26人			26人			10人	12人	74人
年間生産量	21,966俵			13,230俵			6,620俵	6,630俵	48,446俵
年間新使用本数	2,056,000本			1,378,000本			627,000本	840,000本	4,901,000本
唐臼数	150丁			110丁			40丁	20丁	320丁



写真3-16 大新登窯跡 破線部に窯跡が存在する  
(波佐見町教育委員会提供)

## ■五. V期(一六八〇年代～一八六〇年代)——大量生産段階——

一六八〇年代に入ると、中国の内乱は終息に向かい、一六八四年には輸出再開令である「展海令」が公布される。再び、中国陶磁の輸出が始まり、急速に海外市場を席巻していく。その結果、肥前諸窯は、輸出品から国内向け製品の生産へ移行していった。

波佐見では、元禄年間(一六八八～一七〇四)頃から、「くらわんか」と呼ばれる国内向けの安価な日用磁器の生産を開始する<sup>26)</sup>。その後、流通機構の全国的な整備や貨幣経済の発達などを背景とした、江戸期庶民層の経済・文化的な成長とともに、波佐見の窯は量産体制を深化させ、十八世紀末頃には全長一〇〇丁を超える巨大な登り窯が一般化していた<sup>26)</sup>。このような「巨大窯を擁した磁器の大量生産体制」は幕末まで継承される。

当段階を代表する窯には、中尾地区の<sup>おんのかき</sup>大新登窯<sup>27)</sup>・中尾上登窯(国指定史跡)<sup>28)</sup>・<sup>おんのかき</sup>永尾地区の永尾本登窯(国指定史跡)<sup>29)</sup>などがある。安政三年(一八五六)の古文書記録<sup>30)</sup>と発掘調査成果を併せみると、この頃、大新登窯が部屋数三九室・全長約一七〇丁で世界最大、中尾上登窯が部屋数三三室・全長約一六〇丁で世界第二位、永尾本登窯が部屋数二九室・全長約一五五丁で世界第三位の規模を有していたこと、また、この三基に加え、一〇〇丁を超える五

基の巨大窯が同時に稼働していたことが判明している。このように、当段階、波佐見には世界にも稀な巨大登り窯群が存在し、膨大な数のやきものを産み出していった。それらのやきものは、積み出し港である伊万里や川棚まで陸路で送られた後、船積みされ全国津々浦々に運ばれていった<sup>31)</sup>。そして、最終的には江戸時代の多くの庶民の食卓を飾り、普段づかいの器として広く愛用されたのである。波佐見焼は江戸時代の大ベストセラー商品であったと言える。それを裏付けるように、全国中の江戸時代の遺跡からは、ほぼ確実に波佐見焼の出土をみることができ<sup>32)</sup>。実際に、消費地遺跡である大阪府枚方市枚方宿遺跡では、特に十八世紀後半代において、波佐見焼が他産地を量的に卓越している状況を確認できた<sup>33)</sup>。

この段階、大村藩内では、現長与町に所在する長与皿山窯においても活発な生産が認められる。長与皿山窯は、寛文七年（一六六七）に開窯し、その後一時断絶するものの、正徳二年（一七一二）に波佐見稗木場の太郎兵衛により再興され、以降、文政三年（一八二〇）まで操業していた<sup>34)</sup>。この間、全長約一一五趾の巨大窯を擁して主に長崎向けの染付・白磁等の生産を主体的に行うが<sup>35)</sup>、寛政年間（一七八九〜一八〇一）頃には、緑・黄・黒などに発色する釉薬を掛け分けた「三彩」と呼ばれる上手の鮮やかなやきものも生産している<sup>36)</sup>。その技術的系譜の解明は、今後の課題として残されている。

ところで、波佐見の巨大窯で生産された安価な日用磁器、いわゆる「くらわんか」であるが、その名称の由来は次のとおりである。

江戸時代、大坂・京都間の重要な交通手段として、淀川を行き来する「三十石船」と呼ばれる客船が利用されていた。ちょうど、枚方宿<sup>ひらかた</sup>（現大阪府枚方市）あたりで客船に小舟で近づき、「あん餅くらわんか、酒くらわんか！」などと乱暴にかけ声をかけながら、酒や食べ物等を器に盛って売る商いが繁盛していた。そこで使われていた安い粗製の器は、そのかけ声から「くらわんか」と呼ばれ、その後い



写真3-17 長与三彩詩皿

（大村市立史料館所蔵）

つの頃か、江戸時代の安い日用食器を総称して「くらわんか」と呼ぶようになった<sup>37)</sup>。

「くらわんか」は、波佐見以外の肥前地区更には国内各地の窯でも生産されていたが<sup>38)</sup>、前述した窯の

生産規模からみればその多くは波佐見製品と考えられ、「くらわんか」<sup>39)</sup>江戸時代後期の波佐見焼」としても差し障りはないであろう。波佐見の「くらわんか」は染付の碗・皿を主体とし、おおむね器は分厚く素地は灰白色で、顔料である呉須の発色もにぶく、絵付けも大雑把なものが多い。しかしそのことが反面、素朴な暖かみを器に与え、当時の庶民層に広く受け入れられたのではないだろうか。波佐見の「くらわんか」は器としての質は決して良いとはいえないが、時代の流行に伴い、様々な文様や形を採用しながら、江戸庶民の生活の中に深く浸透していったのである。



写真3-21 伝世品(波佐見諸窯か) 染付コンプラ瓶  
(波佐見町教育委員会所蔵)

またこの段階、特に十九世紀に入ると、波佐見では「コンプラ瓶」と呼ばれる海外輸出用の酒や醤油を容れる瓶も量産されてきた。表に「JAPANSCH ZAKY」(日本の酒)、若しくは「JAPANSCH ZOYA」(日本の醤油)とオランダ語で染付された特徴的な形状の瓶で、長崎を通じて、インドネシアや、オランダなど欧州各国へ輸出されていた。なお、ロシ



写真3-18 高尾窯跡出土品 染付草花文碗 18世紀前半  
(波佐見町教育委員会所蔵)



写真3-19 皿山本登窯跡出土品 染付楓文筒形碗 18世紀後半  
(波佐見町教育委員会所蔵)



写真3-20 波佐見諸窯出土品 染付斜格子文広東形碗 18世紀末～19世紀前半  
(波佐見町教育委員会所蔵)

アの文豪トルストイもコンプラ瓶を一輪挿しとして使っていたという<sup>(39)</sup>。

明治三年（一八七〇）の廃藩置県に伴い、大村藩が波佐見窯業の管理を行っていた「皿山役所」が閉鎖される。藩による後ろ盾を失った波佐見の窯は、操業を停止するか、又は、巨大な窯は分割され個人経営の小規模な窯へと転じた。明治という新しい時代の到来とともに、世界に類例をみない「巨大窯を擁した磁器の大量生産体制」は終焉を迎えたのである。

以上、大村藩における窯業を、波佐見諸窯の動向、特に考古資料から導き出された諸様相を中心に概観した。窯業に係わる大村藩の文書資料は極めて少なく、具体的にどのような管理体制を構築していたか、また、流通にどの程度関与していたか等をはじめ、多くの謎が残されたままである。今後の新たな資料に期待したい。

（中野雄二）

#### 註

- (1) 春浦に対し、専ら冬に南下する鯨を捕獲する漁場を冬浦という。鯨は夏期を中心に豊かな北の海で大量の餌を食べ、それを皮下脂肪として蓄えて南下するので、冬浦の方が一般的に操業のウエイトが高かった。
- (2) 「西海鯨鯢記」によると、紀州系の藤松組が操業を開始して二年後の寛永三年（一六二六）には、平戸町人の平野屋作兵衛の突組が度島で操業を始め、その後平戸系突組は各地に進出している。貿易港市平戸の豊富な資金と、紀州捕鯨漁民の雇用が急速な発展を可能にしたと考えられる。
- (3) 深澤家はその後も、千綿村内の中、鹿丸、蕪などに溜池を築き、新田開発を行い、知行も行っていることが、「郷村記」千綿村の記述から確認される。
- (4) 「有川浦鯨組元禄」二巳年より以来之組師古案式は聞傳フ以荒増記之草稿」（江口文書）の魚之目有川組舩深沢儀太夫組についての記述には、有川から船二八艘と網二三〇反、魚目から船三四艘と網二九〇反を出し（人数合わせて三七六人）、それに船六艘分の増網六〇反、人数六九人を加えたところ。増網分については正規の鯨網と思われる一方、前段の有川・魚目から提供された長大な網は、イルカ網を転用した当初の鯨網を示している可能性がある。

- ⑤ 深澤組入漁後、地元の組が網掛突取法の操業を始めた魚目浦、小田組、小川島、角島などとともに、深澤組に対抗する形で網掛突取法の操業を始めた山田組、有川浦などの例も含まれる。
- ⑥ 「郷村記」松島村には、弁財天がある宮島に御影石製の観世音石祠があるとしているが、現在、同石祠は納屋場跡と思しき場所にある。
- ⑦ 「捕鯨網代区画使用願」(長崎歴史文化博物館収蔵 長崎県第五課(水産)編「第五課事務簿 漁業之部 明治二十七年五月」)
- ⑧ 馬場 強・下川達彌「長与皿山古窯物原発掘報告書」(長与町教育委員会 一九七四)、宮崎貴夫・川口洋平・中村 幸「長与皿山窯跡」(長与町教育委員会 二〇〇二)など
- ⑨ 橋本幸男編「土井の浦古窯跡」(大村市教育委員会 一九九一)
- ⑩ 佐賀県立九州陶磁文化館編「長崎の陶磁」(佐賀県立九州陶磁文化館 一九八八)
- ⑪ 波佐見焼振興会編「ながさぎのやきもの 波佐見焼 *Yamaguchi*」(波佐見焼振興会 二〇〇九)
- ⑫ 中野雄二「波佐見」(九州近世陶磁学会編「九州陶磁の編年」九州近世陶磁学会 二〇〇〇)
- ⑬ 大橋康二「肥前陶磁」(ニュー・サイエンス社 一九八九)
- ⑭ Ⅰ期の窯跡は、波佐見以南の大村領内には見当たらないが、諫早領内には土師野尾窯群が存在する。下川達彌・秀島貞康「土師野尾古窯跡群」(諫早市教育委員会 一九八五)
- ⑮ 中野雄二「下稗木場窯跡・三股古窯跡・永尾高麗窯跡」(波佐見町教育委員会 一九九四)
- ⑯ 佐々木達夫編「畑ノ原窯跡」(波佐見町教育委員会 一九八六)
- ⑰ 前掲註(15)
- ⑱ 中野雄二「三股青磁窯跡」(波佐見町教育委員会 一九九八)
- ⑲ 前掲註(12)
- ⑳ 大橋康二・坂井 隆「アジアの海と伊万里」(新人物往來社 一九九四)
- ㉑ 藤野 保編「大村郷村記」第三卷(国書刊行会 一九八二)
- ㉒ 宮崎貴夫・村川逸朗「波佐見町内古窯跡群調査報告書」(波佐見町教育委員会 一九九三)
- ㉓ 前掲註(22)
- ㉔ 中野雄二「波佐見製品の海外輸出—十七世紀後半代を中心として」(西海考古同人会編「西海考古」第四号 西海考古同人会

- 二〇二)
- ② 中野雄「二十七世紀末から十八世紀初頭の波佐見窯業」(有田町教育委員会編『研究紀要』第七号 有田町歴史民俗資料館・有田焼参考館 一九九八)
- ② 中野雄「十八世紀中葉と十九世紀中葉の波佐見窯業について」(金沢大学文学部考古学講座編『金沢大学考古学紀要』二七 金沢大学文学部考古学講座 二〇〇四)
- ② 中野雄「大新登窯跡」(波佐見町教育委員会 二〇〇六)
- ② 前掲註(22)、中野雄「中尾上登窯跡」(波佐見町教育委員会 二〇〇八)
- ② 前掲註(22)
- ② 前掲註(21)
- ③ 中野雄「波佐見くわんか茶碗のひろがり」(金沢大学人文学類歴史文化学コース考古学研究室編『金大考古』六六 金沢大学人文学類歴史文化学コース考古学研究室 二〇一〇)
- ③ 大橋康「肥前陶磁の変遷と出土分布」(佐賀県立九州陶磁文化館編『国内出土の肥前陶磁』古唐津、伊万里の流通をさぐる 佐賀県立九州陶磁文化館 一九八四)
- ③ 筆者実見
- ④ 前掲註(8)、「郷村記 長與村」(藤野 保編『大村郷村記』第四巻 国書刊行会 一九八二)。その後再び、弘化二年(一八四五)に再興されるが、安政六年(一八五九)に最終的な廃窯を迎える。
- ④ 前掲註(8)
- ④ 前掲註(8)、前掲註(34)の「郷村記 長與村」に記される「寛政四子年當村市次郎、頃年珍敷焼物傳來致し、」の「珍敷焼物」が、「三彩」であろうと推定されている。
- ④ 中島三佳「宿場町枚方とくわんか」(自費出版 一九八二)
- ④ 熊本県八代市「霊符焼」・宮崎県延岡市「小峰焼」・愛媛県伊予郡砥部町「砥部焼」・宮城県加美郡加美町(旧宮崎町)「切込焼」をはじめ多数存在する。なお、高知県高知市「能茶山焼」、愛媛県東温市「西岡焼」、熊本県葦北郡芦北町「漆川内焼」などでは、波佐見の陶工を招聘し操業を行っていたことが、文献等から判明している。
- ④ 波佐見町史編纂委員会編『波佐見史』下巻(波佐見町教育委員会 一九八一)

参考文献

- 梅田和郎・山下 二・本馬貞夫「大村藩の地方支配について―「問役」を中心として―」(大村史談会編『大村史談』第五十一号 大村史談会 二〇一〇)
- 小葉田淳「西海捕鯨業について」(京都大学平戸学術調査団編『平戸学術調査報告』 京都大学平戸学術調査団 一九五二)
- 木島甚久「捕鯨業者松島與五郎」(『日本漁業史論考』 誠美書閣 一九四四)
- 楠美一陽編『山口県豊浦郡水産史』(マツノ書店 一九八〇)
- 熊野太地浦捕鯨史編纂委員会編『熊野太地浦捕鯨史』(平凡社 一九六九)
- 柴田恵司「肥前大村深澤鯨組」(石井謙治編『日本海軍史の諸問題』 対外関係編 文献出版 一九九五)
- 柴田恵司「延宝初年の突組捕鯨と大村組」(大村史談会編『大村史談』第四十八号 大村史談会 一九九七)
- 末田智樹「藩際捕鯨業の展開」(御茶の水書房 二〇〇四)
- 太地 亮編『鯨方遭難史』(その史実の論考と検証)私家版 二〇〇八)
- 中島 功著・五島文化協会監修『五島編年史』上巻(国書刊行会 一九七三)
- 中島 功著・五島文化協会監修『五島編年史』下巻(国書刊行会 一九七三)
- 中園成生「くじら取りの系譜」(概説日本捕鯨史)〈長崎新聞新書001〉(長崎新聞社 二〇〇二)
- 中園成生「西海漁場における網掛突取捕鯨法の開始」(平戸市生月町博物館・島の館編『島の館だより』vol.11 平戸市生月町博物館・島の館 二〇〇七)
- 中園成生「西海捕鯨漁場における熊野漁民の活動」(熊野地方史研究会編『熊野誌』第56号)〈捕鯨特集〉 熊野地方史研究会・新宮市立図書館 二〇〇九)
- 藤本隆士「幕末西海捕鯨業の資金構成」(福岡大学研究所編『創立三十年記念論文集(商学編)』 福岡大学研究所 一九六四)
- 安永 浩「銃殺捕鯨日誌」について―明治期における銃殺捕鯨組の活動―(佐賀県立名護屋城博物館編『研究紀要』第13集 佐賀県立名護屋城博物館 二〇〇七)
- 吉田敬市「有川町捕鯨史」(有川町郷土誌編纂委員会編『有川町郷土誌』 有川町 一九七二)
- 「勇魚取絵詞」(一八三二年成立)(宮本常一・原口虎雄・谷川健一編『日本庶民生活史料集成』第十卷)〈農山漁民生活〉 三一 書房 一九七〇)



- 江島尋常高等小学校編『西彼杵郡江島村郷土誌』（江島村江島尋常高等小学校 一九一八）
- 「九州鯨組左之次第」（アチック・ミュージアム編「土佐室戸浮津組捕鯨史料」）（日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書』第22巻（中国・四国篇3） 三一書房 一九七三）
- 大村史談会編『九葉実録』第一冊（大村史談会 一九九四）
- 大村史談会編『九葉実録』第二冊（大村史談会 一九九五）
- 「郡町浦御用帳」（西日本文化協会編『福岡県史』近世史料編「8」『福岡藩御用帳』一 福岡県 一九八八）
- 「見聞集」（一八二八年成立）（藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四）
- 「郷村記」（一八六二年成立）（藤野 保編『大村郷村記』第二卷 第三卷 第六卷 国書刊行会 一九八二）
- 長崎歴史文化博物館収蔵 山口文庫 吉野秀政著・山口麻太郎撰『海鱸図解大成』（一九三三・一九三八）
- 筑豊水産組合編『筑豊沿海志』大典記念（筑豊水産組合 一九一七）
- 谷村友三『西海鯨鯨記』（一九二〇年成立）（平戸市教育委員会編『西海鯨鯨記』（平戸市の文化財13） 平戸市教育委員会 一九八〇）
- 「重利一世年代記」（小値賀町郷土誌編纂委員会編『小値賀町郷土誌』 小値賀町教育委員会 一九七八）
- 「松浦拾風土記」（吉村茂三郎編『松浦叢書』第一巻 郷土史料 名著出版 一九七四）
- 公益財団法人 松浦史料博物館所蔵 「志岐国統風土記」二一十
- 山口県文書館所蔵 吉田樟堂文庫 新山 忠『乾島略志』
- 大村市立史料館寄託 指方家文書

## 第三節 大村藩の交通と流通

### 陸上交通

#### 一・街道の呼称と公称

##### 一・街道の公称名

大里①あるいは小倉と長崎を結ぶ長崎街道の小田宿おだしゆく(佐賀県杵島郡江北町小田)には、白壁の古風な大家の面影を残す家居がある。現在はタバコ店になっているが大庄屋中島長右衛門家跡である。この中島家の庭に、右側に「ながさき美ち」、左側に「古くらみち」と刻まれた石標がある。安政五年(一八五八)に建立された追分石である。

そして、江戸時代、中津城下(大分県中津市)には、六関門の一つ「小倉口」があり、小倉へ行く道を「小倉街道」あるいは「小倉道」と呼んだ。一方、小倉城下(北九州市小倉北区)には、「中津口」があり、中津へ行く道を「中津街道」あるいは「中津道」と言った。

つまり、行先(目的地)の名称に「街道」あるいは「道」(路)という言葉をつけて呼ぶのである。つまり、行先(目的地)の名称に「街道」あるいは「道」(路)という言葉をつけて呼ぶのである。そうすると、「長崎街道」も「中津街道」も「小倉道」となる。異なる二つの道が同じ道の呼称となるのである。

藩独自あるいは個人で旅をする場合は、街道(道)に二つの呼称があっても差し支えないが、他藩や幕府の役人などにとつては煩雑で紛らわしい。そこで幕府は、各地の脇往還が公称で何と呼ばれているか、また何と呼ぶことにするか、という調査を実施した。その経緯を辿ってみよう。

天保二年(一八三二)、幕府は、諸大名に対して、「郷帳」を作成して幕府勘定所へ提出するように指示し、同五年(一八三四)十二月には、「天保郷帳」を完成させた。そして、翌六年十二月二十二日、諸大名に国絵図の作成を命じ②、同九年(一八三八)五月には、「天保国絵図」がほぼ完成した。

この天保図の作成過程で、同七年(一八三六)八月二十三日、幕府勘定所は、在府の大名諸家留守居役を召集し、

領内の五街道、脇往還の人馬継ぎ立て、人馬賃銭などを調べ、雛形に沿って書付を提出するように指示した。

「長井手永大庄屋日記」③天保七年十月五日の条に「脇往還筋書附」の雛形が記録されているが、紙面の関係上、これを割愛する。

## 二・往来と往還

「長井手永大庄屋日記」④の天保七年（一八三六）十二月二十九日の条に、幕府の「脇往還筋書附」の雛形に沿って作成された次のような記録が散見される。

筑前秋月往来

一、豊前の国仲津郡山鹿の駅より同国築城郡椎田の駅へ三里三拾壱丁

一、本馬賃銭百貳拾四文

但、沓里三拾貳文

一、軽尻賃銭九拾三文

但、沓里貳拾四文

一、人足賃銭六拾貳文

但、沓里拾六文

右は公義御用、御大名様方御通路の節、山鹿の駅より椎田駅へ継立候賃銭割増御座なく候。御定通に継来候。

一、本馬賃銭百八拾四文

内百貳拾四文 御定賃銭

同六拾文 川越増賃銭

一、軽尻賃銭百四拾四文

同九拾三文 御定賃銭

同五拾壹文 川越増賃銭

一、人足賃銭百八文

同六拾貳文 御定賃銭

同四拾六文 川越増賃銭

右は御家中立御通路人馬賃銭山鹿駅より椎田駅迄継立申候。

一、助郷村等は御座なく、都て村所にて相勤申候。

但、山鹿より椎田迄の内、川瀬四渡御座候。

右の通仲津郡山鹿駅より築城郡椎田の駅迄の里数・賃銭・川越等相調子、書付差上申候。已上。

申十二月

山鹿駅庄屋権次郎

右の通書付差出候間、則差上申候。已上。

長井寛七

小出段藏様

この書付は、豊前国仲津郡山鹿駅（現福岡県京都郡みやこ町）庄屋権次郎から長井手永大庄屋長井寛七を経て、小笠原小倉藩筋奉行小出段藏へ報告されたものである。そして、領内から報告された内容が藩庁でまとめられて、幕府勘定所へ提出されたのである。

したがって、「秋月道」のうち、椎田駅―築城―別府―国作―天生田―花熊―木山―山鹿駅のルートは、公称として「筑前秋月往来」と呼ばれていることになる。図3-4は、そのルートの概略図である。

「長井手永大庄屋日記」十二月二十九日の条の後半に雛形に沿って記述された「筑前秋月往還」があるが、紙面の



図3-4 筑前秋月往来（椎田駅―築城―別府―国作―天生田―花熊―木山―山鹿駅）

関係上、割愛する。

「秋月道」のうち、山鹿駅から崎山を経て、石坂峠を越え、田川郡の油須原駅までの二里（約八キロメートル）の行程は、公称として「筑前秋月往還」と呼ばれたのである。図3-5は、そのルートの概略図である。

このように、「往来」と「往還」という言葉を使い分けて街道の区間表示をしていたのである。

ところで、大里あるいは小倉と長崎とを結ぶ、通称「長崎街道」の公称名は、何と呼ぶのであろうか。管見の限りでは、天保七年（一八三六）八月二十三日、幕府勘定所が差し出すように指示した「脇往還筋書附」の雛形に沿って作成されたはずの記録が、通称「長崎街道」の場合、まだ発見されていないので、残念ながら、現段階では、その公称名を明らかにすることはできない。

しかし、福岡県文化財調査報告書第一八四集『長崎街道』（5）には、

長崎街道とは、幕府の正式な呼称は長崎路、別名を肥前街道・豊前街道、また特定地域では小倉道・筑前六宿街道・冷水道とも呼ばれた。主要な幹線道であるため比較的早い時期から長崎海道と記し、近世前記の『筑前国統風土記』や同後期の伊能忠敬『測量日記』では長崎街道としている。

とあり、公称名を「長崎路」としている。

各藩庁でまとめられ、幕府勘定所へ差し出された報告書が集大成されれば、全国の街道の公称名・人馬継ぎ立て・人馬賃銭など、近世の交通体系が解明されるであろう。

## ■二、人馬賃銭とその推移

### 一、「秋月道」の人馬賃銭

表3-5は、山鹿駅庄屋権次郎が「秋月道」の人馬賃銭について報告した「筋

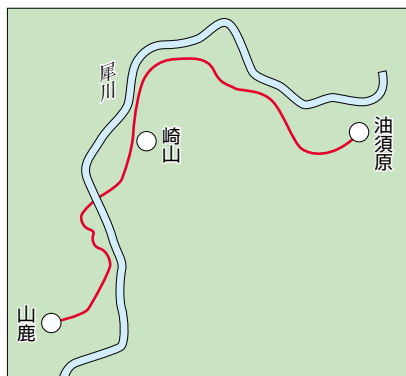


図3-5 筑前秋月往還（山鹿駅—崎山—油須原駅）

「往還書附」を表にしたものである。このように、「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭は、「豊前道」（小倉―中津）のそれと同様に本馬賃銭（一五〇キログラムまでの荷をつける伝馬、駄賃馬）は三二文であった。

ところで、天保七年（一八三六）に一里につき三二文であった本馬賃銭が、翌八年（一八三七）には五六文と、七五割の値上げが幕府によって認可されている。

## 二、人馬賃銭

五街道や筋往還の宿駅には、通信用の人足や馬が常備され、人々の往来や物資の搬送に労力を提供するとともに、それに必要な経費を「人馬賃銭」として徴収した。

幕府は、五街道（東海道・中山道・日光街道・甲州街道・

表3-5 「秋月道」のうち、小倉領内の人馬賃銭 天保7年(1836)

番 号		1	2	
街 道 名		筑前秋月往来	筑前秋月往還	
宿 駅 名		椎田――山鹿	山鹿――油須原	
区 間 距 離		3里31丁	2里00丁	
人馬賃銭	諸大名 公儀御用	本駄賃	124文	64文
		軽 尻	93文	48文
		人足賃	62文	32文
	御家中	本駄賃	184文(124+60)	95文(64+31)
		軽 尻	144文(93+51)	74文(48+26)
		人足賃	108文(62+46)	56文(32+24)

人馬賃銭の増賃のうち、番号1は川越え増、2は山越え増（石坂峠）の賃銭。  
 【註】「長井手永大庄屋日記」から作成。

文化年間 (1804-18)	天保7 (1836)	天保8 (1832)	安政3 (1856)	文久2 (1862)	元治元 (1864)	慶応元 (1865)	慶応2 (1866)	慶応3 (1867)	慶応4 (1868)
	32	56							
33									
6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿53.3 21宿41.6	6宿65.5 21宿51.2	6宿65.5 21宿51.2	6宿65.5 21宿51.2	6宿319 21宿250
32	32	32							
32	32	32	32						
			32						
24	24	24	36	46.8	46.8	46.8	60.84		

聞集]、「長崎街道」(福岡県文化財調査報告書第184集)、『角川日本地名大辞典』42長崎県、「大覚帳頭書」(安政3年)、『大村郷村記』

奥州街道)の人馬賃銭について一定の基準を定めたが、これは脇街道の宿駅にも準用された。例えば、東海道宿駅の人馬賃銭をA級とした場合、九州でも天領(幕府領)がB級、譜代藩領がC級、外様藩領がD級と格付けされ、同一里程間において賃銭の格差があったのである。

これを九州北、中部の街道に適用すると、表3-6のようになる。それによると、宝暦年間(一七五一〜一七六四)の本馬賃銭は、A級(東海道・中山道など)が六〇文、B級(幕府領の長崎・日田・宇佐四日市など)は四一文、C級(譜代藩領の小倉領・唐津領・中津領など)は三二文、D級(外様藩領の大村領・佐賀領・平戸領・福岡領・秋月領・久留米領・柳川領・熊本領など)は二四文であった。

宝暦年間まで、将軍と大名との親疎の別で領域内通過の本馬賃銭の格差が整然と体系化されていたが、明和元年(一七六四)に、その体系に変化が生じた。

宝暦十一年(一七六一)三月、福岡藩鞍手郡の大庄屋勘吉は、藩内宿駅の人馬賃銭の値上げ申請を藩庁にした。その値上げ願い出の理由は、次のようなものだった。

黒崎・木屋瀬・飯塚・内野・山家・原田の六宿筋は、大名の参勤・下向、長崎奉行を始め諸役人、諸家中の通行も多く、

表3-6 北、中部九州の天領・諸藩の本馬賃銭の推移(単位：文)

級	親疎の別	天領・藩領	宝暦年間 (1751-64)	明和元 (1764)	明和2 (1765)	天明3 (1783)	天明8 (1788)	寛政元 (1789)	寛政7 (1795)	寛政8 (1796)
A		東海道	60							
B	天領	日田	41							
		長崎	41							
C	譜代	中津藩	32							
		小倉藩	32							
		唐津藩	32							
D	外様	福岡藩	24	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32	6宿41 21宿32
		秋月藩	24	24	3宿32					
		佐賀藩	24	24	24	18宿41 15宿32				
		久留米藩	24					32	32	32
		柳川藩	24					32	32	32
		熊本藩	24							
		大村藩	24	24	24	24	28.8			24

【註】『北九州』(箭内健次編)、『泰国院様御年譜地取3』(『佐賀県近世史料』第1編第7巻)、『長井手永大庄屋日記』(天保7年)、『大村見第3巻』、『大村藩の街道と宿場』(喜々津健寿著)などから作成。

年々宿人馬の出方が増加している。福岡藩の人馬賃銭は、多忙な割りには他領に比べて低いので、六宿を抱えている郡々が年々困窮している(6)。

三年後の明和元年(一七六四)十月、幕府は、長崎街道のうち、筑前六宿の人馬賃銭の増額改訂を認可した。本馬賃銭は、一里につき二四文を四一文に、福岡藩内の他の二一宿は三二文に増額した。

この改訂により、筑前六宿の人馬賃銭は、長崎や日田の天領並みとなり、他の二一宿は、譜代藩並みに格上げされた。

翌明和二年(一七六五)には、秋月藩の三宿(千手・秋月・野町)も本馬賃銭が二四文から三二文に増額された。このことは、同じ長崎街道筋の佐賀藩などにも影響し、人馬賃銭増額の申請が行われ、実現することになった。

長崎街道のうち、轟木・中原・神埼・塚崎(武雄)・嬉野・永昌・矢上・塩田・浜・多良・湯江・諫早と、他街道の三段田・三瀬・本部・伊万里・惣座・有田皿山の一八宿は、本馬賃銭が二四文から四一文、人足一人が二一文から二一文に、そして長崎街道のうち、境原・佐賀・牛津・小田・北方・成瀬と、他街道の千栗・駄市川原・岡町・別府・多久・川古・寺井・本庄町・竹崎の一五宿は、本馬賃銭が二四文から三二文、人足が二一文から一六文に値上げされた(7)。

なお、長崎街道筋の田代(対馬藩領)は、天明五年(一七八五)から佐賀藩領一八宿と同様の賃銭(本馬)四一文になった。

このように、明和元年(一七六四)以降、外様藩領の本馬賃銭がD級からC級へ値上げされ、寛政元年(一七八九)年には、譜代藩唐津領と外様藩久留米領の本馬賃銭が、どちらも一里につき三二文で、その格差が解消されているのである。

### 三、大村領の人馬賃銭

宝暦年間(一七五一～六四)の大村藩領の人馬賃銭は、北、中部九州の福岡・秋月・佐賀・久留米・柳川・熊本



の外様大名の人馬賃銭と同様に、一里につき本馬一疋二四文、軽尻（人が乗って荷をつけない伝馬・駄賃馬。ただし蒲田・中敷・小付のほか一八・七五キログラムまでの手荷物は携行できる）一疋一八文、人足一人一二文であった。

天明八年（一七八八）、大村藩は、幕府に七年間二割増を申請して認可され、天明八年から寛政七年（一七九五）までの七年間二割増（本馬一疋二四文が二八・八文に増額）の賃銭を実施し、翌寛政八年（一七九六）には元の本馬一疋二四文にもどした<sup>8)</sup>。

ところで、「郷村記」第三卷<sup>9)</sup>の「彼杵村」の項に、

彼杵町より所々駄賃人足賃定

駄賃百八拾文

城下迄

五里

半駄賃百弍拾文

人足賃九拾文

駄賃百四拾四文

嬉野湯宿迄

三里

半駄賃九拾六文

人足賃七拾弍文

駄賃七拾弍文

川棚村迄

弍里

半駄賃四拾八文

人足賃三拾六文

とある。しかし、この人馬賃銭がいつのものなのか、その記述がない。ただ、『大村郷村記』第一卷<sup>10)</sup>所収の「首巻」序によると、「郷村記」が最終的に完成したのは文久二年（一八六二）と分かるが、同「首巻」凡例に「（前略）石高・諸納物・竈・人・牛・馬等ノ員数ハ大概安政三年ヲ以テ定額トス、故ニ年々増減アリ」とある。つまり右の史料は、安政三年（一八五六）の大村藩領の人馬賃銭定<sup>11)</sup>である。これを表にしたのが表3-7である。

表3-7 大村藩領の人馬賃銭 安政3年(1856)

区 間	距離(里)	本馬(文)	軽尻(文)	人足(文)	本馬一疋(文)
彼杵 ~ 城下	5	180	120	90	36
彼杵 ~ 嬉野	3	144	96	72	48
彼杵 ~ 川棚	2	72	48	36	36

安政三年(一八五六)の大村藩領の人馬賃銭は、彼杵と大村城下あるいは川棚までが一里につき駄賃(本馬)は三六文、軽尻は二四文、人足賃は一八文。これに対して彼杵から嬉野までは、それぞれ四八文・三三文・二四文であった。山や川の難所があるので山越増や川越増などが増徴されるのである。

そして、文久二年(一八六二)の「大村彼杵駅人馬増賃願」<sup>(12)</sup>という史料がある。これによると、文久二年、大村藩は、明治元年(一八六八)までの七カ年間に、人馬賃銭を四五割増額するように請願した。これに対して幕府は、文久二年から慶応三年(一八六七)までの五年間の三割増を認可した。つまり、文久二年には、本馬賃銭が四六・八文、軽尻が三一・二文、人足賃は二三・四文に増額されたのである。

大村藩は、四年目の慶応二年(一八六六)にまた増賃願を申請し、同年、更に三割増にしても良かった。つまり、本馬賃が六〇・八四文、軽尻が四〇・五六文、人足賃は三〇・四二文に増額されたのである<sup>(13)</sup>。

幕末期の福岡藩においては、明和元年(一七六四)の人馬賃銭の改訂以降、本馬賃銭は、長崎街道のうち、筑前六宿が一里につき四一文、他の二一宿が三三文と定められ、この御定賃銭が一〇〇年間も据え置かれたのである。

幕末期の物価の狂乱的な高騰、また尊王攘夷運動や列強の外圧などによる国内外の非常臨時の公用、私用通行の増大は、宿駅はもとより助郷諸村の役員担を苛酷なものにした。ようやく改訂が行われたのは元治元年(一八六四)九月になってからで、元賃銭の三割、つまり筑前六宿の本馬賃銭は五三・三文、他の二一宿は四一・六文となった。翌慶応元年(一八六五)には、その上に三割増の都合六割増となった。つまり筑前六宿の本馬賃銭は六五・六文、他の二一宿は五一・二文となったのである。

そして、慶応四年（一八六八）になると、一里当たりの御定賃金は、本馬三一九文、半馬二三八文、人足一六一文と激しく上昇した。当時の米価は一石につき銭約一二貫であった<sup>14</sup>。

幕末・維新期の人々は、福岡藩に限らず、このような狂乱物価に生活が不安定となり、百姓一揆や「ええじゃなにか」、打ちこわしなどで不正を訴え、不満を爆発させたのである。

（半田隆夫）

### ■三 街道と宿場

#### 一 長崎街道と彼杵宿・松原宿

彼杵宿

小倉を発し佐賀領の嬉野から俵坂を越えると、長崎街道は大村領に入る。長崎までの宿場は、そのまき彼杵―（三里）―松原―（二里）―大村―（三里）―えいしろう諫早永昌―（四里）―やがみ矢上―（二里）―ひみ日見―（二里）―長崎と続いた。

彼杵宿がこの長崎街道の宿場として、その機能を持ち始めた時期はいつの頃からであろうか。「九葉実録」の寛文五年（一六六五）十月十六日の条に次のようにあるのは注目される。

彼杵両町ニ札馬三匹ヲ置テ、自他ノ急使及ヒ脚遞ノ用トナス、のり馱吏若シ真贋ヲ辨セス之ヲ役セハ、科銭一貫  
文ヲ課シ馬主ニ与フ

彼杵村の本町と金谷町に急使・飛脚の便として馱馬三匹を常備したことを伝える。加えて馱役人に公私をわきまえず馱馬の使用を禁じている。

更に翌六年正月二十三日の条には次のようにも見える。

蘭人東上將ニ時津ヨリ海ニ航シテ彼杵ニ赴ントス、乃チ八反船ヲ時津ニ五野本新吏兵衛ヲ彼杵ニ遣ル、是月官道一步ヲ  
隔テ高サ尺以上ノ松一株ヲ植フ

出島にあったオランダ人は、江戸参府の際に、時津から大村湾の水運を利用し彼杵に上っている。奇しくもこ

の月に領内を通る官道、すなわち今にいう長崎街道に一步(約一・八メートル)間隔で高さ一尺以上の松の株を植えている。他の地点での街道整備の記録に注目すると、大村並松宿なみまつの整備について、大村藩「郷村記」は次のように記す。

飯笹平六左衛門(千葉卜枕)は、寛文四年に藩主大村純長から放虎野の原野二五町を賜り、三五石分の新地を開拓した。翌五年には新道を開き宿場を設け、自らの居宅を構え、新道の馬場には桜・桃・杉を植えた。同六年には新道沿いに祇園社を建立したという。

こういった彼杵宿、それに繋がる大村城下の並松宿開拓等の記録から見えてくるのは、これが寛文四年から同六年頃には整備され、その基点となる所には宿場が発生したことである。その一つが彼杵宿であり、同宿場はオランダ人の江戸参府の折に見えたように、もうこの頃には大村湾の水運を利用して時津・彼杵間のルートも開かれていた。

江戸幕府の施策を見ると、寛永九年(一六三二)に大目付が道中奉行を兼帯することを定めている。道中奉行は五街道とその付属街道宿場駅の取り締まり、道路・橋梁など道中関係すべてを管掌した。しかし実質的には万治二年(一六五九)に大目付の高木伊勢守守久が道中奉行を兼任したのを始まりとする。

彼杵宿の駅馬の整備及び大村並松宿での新道付け替えが共に寛文五年であり、幕府の道中奉行設置などによる街道整備に伴って、地方街道も次第に整備されていった経緯がうかがえる。

幕府役人・諸大名の休泊所として宿場には茶屋(本陣)も整備された。彼杵村「郷村記」は次のように伝える。

當茶屋は彼杵本町俵坂通往還左の方にあり、通路の諸大名且長崎奉行其餘の公儀衆休泊の旅館也、此茶屋は寛永十癸酉年、巡見上使小出對馬守・城織部・能瀬小十郎廻國の時、始めて建之と云、又寛文七丁未年、巡見上使廻國の時、時津茶屋と同時に構營すとも云ふ

幕府巡見使の大村藩巡見に際して、寛永十年(一六三三)に彼杵茶屋が設置されたと記す一方で寛文七年(一六

六七）建立説も併記している。「大村家寛書」巻七もこの寛文七年説を採る。『徳川実紀』寛永十年正月六日条に、この日から諸国に巡見使を遣わしたことを記し、九州巡見役は小出対馬守・城織部・能勢小十郎とあり、「郷村記」の記録と一致する。そうすれば両記録が一致する寛永十年を、彼杵茶屋の設置の年とすべきである。

その茶屋は本陣ともいわれ、現在の彼杵神社写真3-22から彼杵小学校の校庭一面にも及んだ。

「郷村記」に記される幕末の構えは、五棟の総瓦葺きの建屋からなり、そのうち、馬小屋を除く四棟の総建坪は九六坪、主賓寝間・居間、大広間・玄関、一之間・二之間・三之間・配膳所・上台所、茶屋守居間・大番所・下臺所、別棟で湯殿・厠と公儀衆や諸大名を接遇する構えが整えられていた。

宿場としての賑わいも見られ、「九葉実録」元禄六年（一六九三）八月二十五日の条には、  
彼杵ノ民各月六次ノ市ヲ開キ、劇場ヲ設ケ、新二祇園祠ヲ創シ事ヲ乞フ、開市ヲ允シ演劇、創祠ヲ停ム  
の、劇場と祇園社は許可されなかった。村民からこういった願いが出たことは、宿場としての賑わいが出てきたからであろう。

特にこの宿場に劇場設置の願望が起こってきたのは、街道の往来も賑やかになり、一夜投宿者への娯楽の提供を図ったのであろう。この願いが出た翌元禄七年には、「郷村記」によるとそれまで港の近くにあった金谷町を、宿場中央を流れる堀川を隔てた本町の対面側に移している。宿場の繁栄に伴い町場が拡張されたのである。

このように彼杵宿は寛永期には本陣が、寛文期には駅馬が整い、更に元禄期には宿場に月六度の市が立ち、町



写真3-22 彼杵茶屋（本陣）跡（現・彼杵神社一帯）

場の拡張が行われるなど、長崎街道の主要宿場として地位を築いていった。

本陣の補助的役目を果たすのが脇本陣である。公儀衆などの宿泊がない普段には、一般の旅人への休泊を許した。彼杵宿脇本陣は、当地で廻船業や酒造を営んだ森又右衛門によって、寛延四年（一七五二）から作事が始まり、宝暦二年（一七五二）にその子息・又六（二代目又右衛門）の時に完成している。往還を隔ててほぼ本陣に対面する場所にあった。

さて、実際に彼杵宿を通った人物の旅日記によって往時を偲んでみよう。尾張国（愛知県）の呉服問屋の隠居・美屋平七は、享和二年（一八〇二）五月一日に彼杵宿を通過し、次のように記す<sup>15</sup>。

又十丁程登れば俵坂峠に至る。七八丁<sup>16</sup>坂を下れば番所有て、往來の人の切手を改む。番所を出れば農家十軒計あり。俵坂村といふなり。かくて山道四五丁行けば領地の境にて、北に佐嘉領、南は大村領とするせり。三四丁行ば新宿、人家十軒計茶屋あり。是よりしばし下りて又十四五丁上れば楠坂とて大なる楠あり。実際に大穴のあるよりのぞき見れば、中は空にして、疊席四疊計敷かるべく見ゆるに、上なる枝葉の繁茂せる事、數百人をも其蔭に立しむべし。是より五六丁下れば谷口村、茶屋四五軒あり。是より平道にて小川を渡りて十四五丁行けば彼杵に至る。（<sup>是迄三里</sup>崎野より）内海の湊にて、家四五百軒あり宿屋茶屋あり。大村の殿の御領なり。此所より時津といふ所へ渡海すれば、長崎迄十里なりといふなれど、さは渡らずして、田口に川のあるをかちより渡りて、海邊をつたひ山の尾のさし出たるを上り下りして半里計行けば、千わた村といふ漁浦、人家二百軒計あり茶屋なし。

嬉野から俵坂を越え、途中の大楠に驚き彼杵宿に入った。時津渡海の便も記しながら、船は使わず陸路千綿村を経て長崎へと向かっている。

出島商館医シーボルトの文政九年（一八二六）の江戸参府の紀行文<sup>17</sup>も興味深い。

数知れない舟が静かな鏡のような海面に航跡を残して進んでいく。とくに時津から彼杵への舟行は非常に活

発で、長崎から九州内陸部に向かう商業はその恩恵を著しくこうむっている。

彼杵の港の賑わいを記している。その彼杵の港に陸揚げされた品に鯨肉があった。深澤組によって捕獲された鯨は崎戸・大島で解体され、この彼杵港に荷揚げされて商品として流通していった。

彼杵宿に住む町人の動向を一例示そう。「九葉実録」文政三年（一八二〇）正月十一日条には大村藩の次のような施策が記される。

此日彼杵金谷町ノ彌市ニ令ス

其方事百歳之長寿を保家業方貞美ニ心懸候段達御聴被遊御感賞候、依之田畠之内壹段永々被下置、存生中頭人二者諸公役差免候

彼杵本陣の下手の金谷町に住む彌市は、実に百歳の長寿を保っている。この慶事は時の藩主大村純昌に聞こえるところとなり、藩主の計らいにより本人には田畠一反が与えられた。また彌市生存中は、一五歳以上の男子数によって家ごとに課せられる郡役夫・郷役夫が、この彌市の家は免じられている。江戸時代の敬老精神の一端がうかがえる。

### 松原宿

彼杵宿と大村宿の中間に位置したのが松原宿であった。建久元年（一一九〇）に鎌倉御家人の伊東祐経が、源頼朝から地頭職に任じられた際の所領の一つに「肥前国松原郡内百町」と見え、この松原を当地に比定してきた。また佐賀市富泉院所蔵の大般若経六〇〇巻目の奥書には、大村純治が延徳四年（一四九二）にこの大般若経を「松原村八幡宮」に寄進したとも記す。これらの史料から中世の八幡宮周辺には人口の集中が見られ、家並が発生していたものと思われる。

街道の宿場としての機能は、松原村「郷村記」に記される。

當宿萬治二年丑二月廿四日驛場に極る、城下并彼杵町両所よりの荷物此所にて繼立るなり、文政年中取崩と

なる

万治二年（一六五九）に駅場となり街道の宿場となった。ただ「九葉実録」の寛文元年（一六六一）二月二十四日条には「定テ松原ヲ以テ馬継所ト為ス」とも見え、駅馬設置の時期が数年前後するものの、この頃から宿場としての機能が整い始めた。

八幡宮に入る東側角地に茶屋が設けられている。「郷村記」は松原茶屋の造立年代は不詳としながら、初見年代を元禄二年（一六八九）二月四日の記録に中嶋近左衛門屋敷を茶屋となすとの記録を引用する。当初は定まった茶屋はなかったようで、安永五年（一七七六）に筑前黒田侯（福岡藩主黒田家）の松原宿小休を機に、左記の中嶋屋敷が茶屋番として定まった。時の当主は中嶋市大夫であった。酒造業を営み代々その番に当たったが、火災により一時庄屋宅に茶屋が移ったものの、長崎奉行や諸大名は従前の如く酒屋の中嶋屋敷に小休することが多かった。文政二年（一八一九）の中嶋近左衛門の代に茶屋を修復するに至った。

彼杵宿を描写した菱屋平七は、続けて松原宿を次のように記す。

又登り下りする坂中に人家一二軒あり。是も猶ゑのくしの内なりといふ。是より濱邊に下りて十四、五丁行ば松原の宿に至る。（彼杵より是も松原三里）是も大村の御領なり。人家百軒計多くは漁者又は鍛工にて、茶屋商家はなく宿も

なし。問屋の兼て宿をするが一軒あるのみなり。此所を出て平道十二三丁行けば福しげ村、農家三十軒計あり茶屋なし。村中に川あり飛石をつたひて渡る。十丁餘行けば宮小路

これは享和二年（一八〇二）の見聞であるが、松原宿には茶屋・商家・宿もないと記しているが、丁度、中嶋家が屋主を務めた茶屋が火災で焼失したために、伊東別当家写真<sup>3</sup> 23の隣にあった問屋が宿を兼ねていたことがうかがえる。

松原宿の家並は一〇〇軒ちかくで、多くは漁師と鍛冶屋であったという。「郷村記」には松原村民の業種別運上金が記されるが、その第一は鍛冶屋一七軒からの運上金であり、銀三六五匁五分を納めている。村全体の運上



金一貫一七一匁三分の約三割を鍛冶屋から出目(営業税)で占めていた。菱屋平七はその鍛冶屋集団を見て、旅日記に書き留めたのである。

今に当地域の産物として松原鎌がその歴史を伝えている。山下和秀は出雲の田儀櫻井家文書の洗鉄売買の史料によって、松原宿の鍛冶屋の実態を明らかにした。福田喜平という鍛冶屋が存在し、鉄の原料を出雲国神門郡の宮本たたら鑪から仕入れていたこと、その製品の松原鎌は領内のみならず、唐津呉服町の問屋も松原から仕入れて一手販売を行っていたという<sup>18)</sup>。

松原宿は、その東側の国道が主要道路となったためにあまり開発の手が入らず、往時の街道の姿をよく留めている地域である。

## 二、長崎街道と大村宿

司馬江漢の「西遊日記」で大村宿をたどる

天明二年（一七八八）に洋画研究のために、長崎・平戸を訪れた司馬江漢の「西遊日記」<sup>19)</sup>から大村宿を見てみよう。大村通過は十月九日であった。次のように記す。

九日、天氣、彼木を六時過に出立して三里行き、松原と云う處を過て、大村に入處、五六町の間た、キレイなる處、半に櫻木を植、亦新城と云處、船の着處なり、夫より大村に入る、城下家ゴトにしめを張り、入口に香をたきあるを見て、甚だ怪み、問屋場にて之を聞くに、此地疱瘡をさるふ、此節長崎邊流行す、夫故にかくの如しと云ふ、夫故か婦人甚たよし、大村より船にのり、長井と云處へ七里、船頭何ヤラ話をする、一向にわからず、はなしの仕舞に、ドウドとなけたりと云、之にて角力の事と知れり、其日天氣能く三四月の如し、山の岸にてさぐる、あはびなど取て、程なく長井につく

松原宿を経て大村に入ると、綺麗で中通りに桜を植えた集落を通ったとある。彼村宿でも触れたが、ここが寛



写真3-23 松原宿と伊東別当家

文四年（一六六四）に飯笹平六左衛門（千葉卜枕）によって開かれた並松宿である。翌五年には新道を山手側に付け替え、これが長崎街道となるが、その様子は真ん中に桜が植えてあると江漢は記す。新道付け替えに当たって二筋の道を設け、その馬場の間には桜が植えられた。往還を二重にしたのは、一方の道で馬市が開かれる際、往来に支障がないように二本の道にしたと「郷村記」は伝える。この馬場の様子が江漢の時代も見られたのである。今にこの地域はその桜にちなんで桜馬場といい、町名のみが往時を伝えている。

江漢は並松宿の綺麗さに驚いているが、この一年後に通った備中で薬種業を営んだ古川古松軒も「西遊雜記」20に「宝子とふう所は間の町にて少しき町場なり、（中略）草ぶきの家も数々ながら、小笹の生垣にて見苦しき所は隠し、町のうちには麈芥なきや日々そうぢせるよしにて甚だ以て奇麗の町なり」と記す。旅人達は並松宿の綺麗さに一様に感心している。

大村宿の入口では新城という港が、江漢の目に留まった。この地には天正三年（一五七五）に大村純忠によって築城された杭出津砦の跡がある。慶長三年（一五九八）から築城が始まった玖島城が本城となると、寛永十四年（一六三七）には取り壊され城としての機能を終える。しかし三城城の後に新しく築こうとした城という意味から、当時から「新城」と呼ばれていたのであろう。それは江漢が通った時代にも地名として残っていた。江漢の観察は鋭く「新城と云う處、船の着處なり」と記すが、現在でもその地名は残り、漁師集落として健在である。大村宿の家々には注連縄が張られ、戸口には香を焚くのが習慣であった。疱瘡を退治するためである。シーボルトも『江戸参府紀行』のなかで、「天然痘は大村地方では放置しておかない。（中略）接触伝染性のこの病を防ぐために、山伏が藁縄を張りめぐらすには感心した」と、ここにもやはり疱瘡除けの注連縄が登場し、それは山伏が張るのだという。

その結果、江漢は大村の「婦人甚たよし」と、疱瘡の後遺症として残る痘痕（あばた）顔の女性が少なく美しいと観察した。同様のことは菱屋平七の享和二年（一八〇二）の『筑紫紀行』にも、

すべて此殿の御領分には、疱瘡を嫌ひ避て煩はず、されば人の面に麻子あかなくうつくし、別て城下の内の婦人色白く、肌理細微きんりこまにして、何れも麗人の風あり

と記され、大村城下の婦人方の美風を称えている。逆に推測すれば、当時、他の地域では疱瘡の後遺症をもった人々が、いかに多かったことをうかがわせる。

旅人の各地での体験は目に見えるものだけではなかった。その土地の言葉も耳に入ってきた。大村から長手へ渡海する船頭が話す言葉が、江漢には全く分からなかったという。船頭の言葉尻から角力と分かったとあるが、当時、大村の方言で角力を何といったのであろうか。

司馬江漢が見た疱瘡除けの注連縄を張り、女性が美しいとした大村宿は、現在は大村商店街のアーケード通りとなっている。その中央部に構えられたのが本陣であった。その本陣界隈と思われる家並が、**写真3-24**のようにスケッチとして現存する**(2)**。

イギリスの「イラストレイテッド・ロンドン・ニュース」一八六一年十月二十六日号に掲載された大村城下の家並である。この新聞の特派員画家・ワグマンによって描かれ、その関連記事が次のように記される。

火繩銃をたずさえた兵士から成る護衛隊が私たちの到着を待つていて、大村の町まで警護してくれた。(中略)私たちは威儀を正して大村に着いた。どこの路傍にも脱帽した警吏が立って群衆をくいとめていた。人々はみな秩序正しく、敬意のしるしとしてしゃがんでいた。



写真3-24 「イラストレイテッド・ロンドン・ニュース」に掲載の大村宿界隈  
(大村市立史料館所蔵)

更に挿絵の説明には「大村で私たちを護衛してくれた火縄銃兵たち」とある。この文意からすると、スケッチされたこの場所は、大村宿の中心をなした本陣あたりの様子と思われる。「郷村記」はそれまでであった上使屋敷を慶安年間（二六四八〜五二）に壊して、万治年間（二六五八〜六一）に深澤儀太夫の屋敷を本陣と定めたと記す。その遺構の一部は貞松家の屋敷として現存し、昭和三年（一九二八）にその構えを家引きした際に撮った様子が写真3-25である。

写真3-24・25では建物をとらえた方向が異なるが、両者の構えは極似しており、ロンドン・ニュースに描かれたこの一帯は、大村宿本陣の前あたりと推測される。幕末の長崎街道と大村宿をうかがう史料として極めて貴重である。

街道はこの本陣前を通って大村城下の内田川の手前で左折し、旧諫早丁を経て春日神社の脇から須田ノ木・久原・岩松・古松を通って諫早越えの峠と続いていく。大村城下では旅人たちは、武家屋敷が並ぶ小路街へ立ち入ることはできなかった。

「九葉実録」の寛政八年（一七九六）十一月条には、次のような小路立ち入りを禁じた事例を挙げる。

去廿四日片町 御番所福田太郎右衛門当番之處、長崎町人五人願書持参、針尾半左衛門宅江案内相頼候由ニ而、太郎右衛門儀同人宅江致同道候段相聞候、兼而旅人之儀無故小路中江者不差通御大法ニ而心得前ニ候處、不念之至ニ付太郎右衛門儀御呵被仰付候、以来右体間違無之様急度相心得可申候、且又小路中徘徊御免之旅人ハ別紙之通ニ候間、御番所へ張置、万一右外之旅人罷通度旨申出候ハ、差留可申候、以上別紙

内田川を越えた片町入口には番所があった。そこへ針尾半左衛門邸を尋ねて長崎町衆五人がやってきたために、番所役人の福田太郎右衛門は同行してその屋敷へ案内した。ところが旅人は小路中には安易に入れない藩法があつて、この吟味を怠つた番所役人はお叱りを受けている。旅人で小路の内に入る者は決まっており、その一



写真3-25 大村宿本陣遺構（貞松家 昭和3(1928)年）  
（株式会社サグマツ所蔵）

覧は番所に張り置くから、該当しない者は差し留めることとしている。

城を取り巻く城下の小路内には、他所者の立ち入りを厳しく禁じていた。そのために街道は大村城下を避けるように、前掲の道筋のように小路街寸前から山手に道が取られていた。

大村藩は寛政元年（一七八九）十二月に「農民江之御示」という五十一項目からなる御触書を出しているが、左記のように街道に関わる三項目が含まれている<sup>22</sup>。

一 海道者天下之人之令通路往還ニ候得者、落橋有之歟、川々ニ而飛石流候歟、倒木等有之歟、時前之道端ニ心を付、所役人江訴出往来之不自由無之様、常々相心得可申事

一 往還筋之並木者大切成ものニ候、殊ニ往還筋にて放免之儀有之候得者、御國中之風俗を旅人見透し旁に並木植立候様、毎々被仰付候得共、或者引抜伐取或者立根を痛め、自与枯候様いたし、或者立木之肥松ヲ取り不届ニ候、以来百姓共左様無之様可念入候、扱又往還掃除丁場兼而相極候通杭立置常々手透次第請取之丁場掃除致置候ハ、時に依り大勢之夫方罷出ニ不及、農業之為ニ茂相成候 道奉行見繕及差圖候儀堅可相守事

一 往還筋之墓所ニ而海道江葬礼道具、野邊草履并盆之燈籠等捨置申間敷、時々焼捨可申候、尤火之元可念入事

一 項目では往還の橋や飛び石、また道への倒木など往来に支障がないか常に心がけ、問題があれば村役人へ連絡すること。殊に二項目は街道筋の並木の保全と街道筋の掃除の徹底には念を入れている。写真3-26は明治四十年（一九〇七）頃の並松付近の様子であるが、御触れのとおりには並木の保全に当たった甲斐があつて、これほどの松並木として成長していた。

三項目では街道筋の墓所は見苦しくないよう、葬送に用いた品々の片付けを命じている。前掲の「イラストレ イテッド・ロンドン・ニュース」の大村通過の記事に、「私たちは路傍にあるおびただしい数の墓地を通過したが、そこで少女たちが花をかざっていた」とある。恐らくこの墓地は、墓域の真ん中を街道が走っていた町墓まちぶかと思われ、



写真3-26 並松小曲界隈の松並木 (明治40  
(1907)年頃)

現在の春日神社の東の丘に位置する。武家衆・町衆の古くからの墓地であったが、花が飾られ管理が行き届いていた様子がかがえる。

司馬江漢は船で長井に渡海した。ここに「長井」とあるのは明らかに「長与」の間違いである。乗船した場所は本町大波止と思われる。前掲の新城の漁村から玖島城に至る中間ほどに位置した港である。この波戸は元禄十二年(一六九九)、寛政年間(一七八九〜一八〇一)、文政八年(一八二五)と三度にわたり沖合に波戸が延ばされ、諸方

からの廻船で賑わった。

波戸先端の恵美須社には常夜燈が設置され、「闇夜船着の難を救う」とある(「郷村記」)。常夜燈の燈明料として渡海の乗船者から銭一文を徴収した。その恵美須の祠では現在も周辺住民によって、毎年四月二十日に恵美須祭が行われ、また上手には下波戸の地名も残る。司馬江漢も恐らくこの祠に参り、銭一文の燈明料を払って長与に渡海したのであろう。

### 大村宿街道筋での二つの騒動

「九葉実録」の安永七年(一七七八)六月二日の条には、大村城下の杭出津にあった観音寺からの次のような願状を挙げている。

今般彼杵村疱瘡ニ付而、彼地今御城下江罷通候者、於拙寺祓清候様被仰付奉畏候、然處諸人為清參候節、直ニ寺内江罷通候故、用事ニ付而諸方出入之者共甚嫌候由承知仕候、且寺内ニ茂白人而已御座候、依之境内外向江二畳敷程假屋出来、被仰付候ハ、不断山伏老人召置、時々祓清為仕、直ニ罷通候様仕度候間此段奉願候、以上

この年には彼杵村に疱瘡が流行った。感染性が強く高熱を發して死亡率が高いこの病は、治ったとしても失明したり顔面に痘痕が残ったり、当時、人々が最も恐れた病氣である。その大村城下への感染を防ぐために、城下入口の杭出津にあった観音寺境内に清祓い小屋を建てるといふのである。

司馬江漢も大村通過の際の日記に、疱瘡予防策として家毎に注連縄を張り、香を焚いていると記していた。当時はこういった呪術的な方法で病の退散を祈ったのである。その一つとしてこの時は清祓い小屋を設けて、彼杵方面からの通行者は全てこの小屋で山伏による祓いを受けることを図った。しかし観音寺の言い分は、寺の境内には他の用事で訪れる者もあり、寺の内に祓い小屋を建てることを敬遠する声もあり、境内の外の向かい側に二畳程の小屋を設け、山伏一人を配置すると、設置場所の変更を藩に願い出たのが前掲の願状である。

藩はこの案を承認し、観音寺のいう場所に設置した。ところがこれに対して地元住民が次のような嘆願書を出している。

彼杵村疱瘡ニ付祓清之儀、観音寺江被仰付候處、其場合帰候者日々祓木屋江出入仕、頃日者猶以多人數有之候付、郷中者不及申近郷之者迄度々行当候節、殊外驚人申候事御座候、左候而者万一郷中疱瘡坏打時行候而者、耕作最中心懸候時節柄難渋之至奉存候、依之何卒右祓場之儀、民家はつれ之處ニ御建被下置候ハ、難有奉存候、右之趣乍恐郷中一同奉願候、以上

祓小屋で清祓いを受ける者は多人數であり、地元の郷民と接触する機会は驚くほど多くなっている。万一そのなかに疱瘡患者がいたならば、今は丁度、田作り最中の大事な時期でもあり、郷中にこの病が蔓延しないかと辛苦している。そういう時期でもあり、この祓小屋を民家外れの場所に移して欲しいと、藩に願い出ているのである。この嘆願は聞き入れられ竹松村との境にあった聖宝寺の門前に移された。

この疱瘡祓小屋一件から見えてくるのは、街道を通るのは人馬・物だけではなく、それらに付いた病も街道沿いに蔓延するという危険性があつたのである。祓小屋の設置は、大村城下瀬戸際で流行り病を遮断しようとする

策であった。

また「九葉実録」は天保六年（一八三五）五月一日の条に、大村宿本陣辺りで起こった刃傷沙汰を次のように伝える。

五月朔 筑前侯將ニ長崎ニ往ントシ大村ニ宿ス、此夜人アリ、酒ニ酗シ刀ヲ抜キ人ヲ脅シ、遂ニ筑藩ノ小人千七ヲ傷ケ己モ亦傷ク、之ヲ捕ルニ酔舌粘着シ吏員ノ問責ニ答フル能ハス、町奉行品川一郎兵衛、筑人ノ馳テ侯館ヲ護衛スルヲ聞キ直ニ本陣ニ至リ、筑藩大岡勘之丞ニ就キ罪ヲ謝ス

福岡藩主黒田斉溥（長溥）が大村宿に投宿の夜、その小者が本陣界限で泥酔した武士に斬りつけられるという事件が起こった。犯人を逮捕してみると酔舌粘着するほどの状態で、大村藩町奉行の品川一郎兵衛は、城下で起こった一大事と、直ぐに福岡藩主の許へ謝罪に赴いた。犯人・辻助五郎からの事情聴取によって事件の全容が分かってきた。

城下の池田に住む辻助五郎は、絵踏のために町役所に向いたが、生憎、宗門奉行が留守であった。久方ぶりの町に心浮かれ、奉行が戻るまでと片町の酒場三軒で梯子酒の後、再び絵踏を行う町役所に向かうが、途中、札の町の風呂屋が目に留まり、酔い醒めにと湯につかることになる。ところがかえってゆで上がって酔いが回り、脱衣場でふと目についた婦人のお腰を持ち出し、それを肩に刀を振り回しながら乱暴狼藉に及ぶなか、制止しようとした黒田家臣（福岡藩士）の小者・千七に傷を負わせてしまったというのである。

「九葉実録」は更に続けて、この事件の四日後のことを次のようにも記す。

五日筑侯還テ大村ニ宿ス、（中略）既ニシテ大岡勘之允、品川一郎兵衛ヲ招キ語テ曰ク、窃ニ之ヲ道路ニ聞ク、貴藩助五郎ヲ重典ニ擬スト、果シテ然ラハ穩妥處分ノ意ニ非ラス、請フ、君之ヲ圖レト

長崎での用務を済ませた福岡藩主は、四日後の五月五日に再び大村宿に投宿する。その折に福岡藩の大岡勘之允は町奉行の品川一郎兵衛を呼びつけ、大村藩は先日の傷害事件の犯人を未だ何ら処分していないと聞く、何の



罪科も課さないのかと詰問する。

犯人未処分のことを、前掲の記録では福岡藩側は「窃ニ之ヲ道路ニ聞ク」と記している。これからすると、四日前の大村宿での泥酔事件や犯人未処罰のことは、街道の筋々に瞬く間に知れわたり、福岡藩主の通行を見た街道筋の者たちは、その話でもちきりであった、その話の中に犯人未処罰のことが聞こえてきたというのである。それを「道路ニ聞ク」と記述している。大村宿での事件と大村藩の対応の遅さは、僅か四日間のうちに瞬く間に街道を駆け抜け広まっていた。

このように街道を通るものには、祓い小屋設置の一件、また街道筋の事件の例でも分かるように、目に見えない病や噂話もあったのである。

### 三、平戸街道と川棚宿

長崎街道の要所であった彼杵宿から分かれて、川棚、宮村を経て平戸（田平日の浦）に至る道が平戸街道である。約一四里半（五八<sup>段</sup>）に及んだ。現在の佐世保を経て平戸に至る国道二〇五号線は、殊に佐世保までは大村湾沿いに走っているが、当時の街道は百津堤下のタブの木辺りから山間部に入り、宮村を抜ける山中の道であった。

その道中の川棚村の中心であった川棚宿は、街道からは少し離れ川棚川右岸に位置する。「郷村記」は「川棚町」として幕末の様子を次のように伝える。

川棚町 間敷壱町四拾三間

制札場 横九尺 入四尺 瓦宇

但札数七枚懸

竈数四拾五件

この町の入り口は東西にあり、東口が現在の宿公民館の位置に当たる。町の通りは約一九〇<sup>段</sup>に及び、四五軒の町屋が軒を並べた。長崎街道の要所となっていた彼杵宿の二八四軒の家並みと比較すると、川棚の町はこぢんまり

とした規模であった。

町の西口にはかつて道標が立ち、「右おふむら道」、「左ありた道」、「向はやき道」と表示された。ここに見える「はやき道」が、常在寺横の七曲りの坂を登って平戸街道宮村往還に繋がる道である。「ありた道」は焼物の産地・波佐見や有田に通じる道であり、有田焼が伊万里港から積み出されたのに対して、大村藩の波佐見焼はこの川棚町近くの波止場から積み出された。道標は風化がかなりひどく、現在は川棚町中央公民館前に移設保管されている。

嘉永三年（一八五〇）に山鹿流兵法を学ぶために平戸を訪ねた吉田松陰も、この平戸街道を通った。その「西遊日記」〔23〕から街道の様子をたどることにしよう。

九月十二日、晴、永昌を発して大村領に入る。大村の地たる日見・亀山の諸坂ありて、東方の固たり。松原より舟行二里、彼岸に至りて上陸す。海に傍ひて行くこと二里にして川棚に至る。川棚に鹽田あり。川棚川を過ぎ、川棚山を越ゆ。山、上下二里、大村西方の固たり。山を越えて又小坂あり、へノ峯と云ふ。頂に大村領、平戸領の境碑あり。行くこと少許にして門あり。門内衛卒あり、小銃三口、槍数根を備ふ。早岐に至りて宿す。川棚より是に至る迄三里。此の所大川あり、海濱の地なり。夜に入りて投宿す。

吉田松陰は長崎に六日逗留した後平戸に向かった。前日は諫早の永昌宿に泊まり、大村を経て彼岸から平戸街道をたどって川棚に入った。塩田がまず目に留まっている。百津の塩浜であった。松陰も記すように街道はここから山道に入り、いくつかの坂を上り下りして舳の峯峠に至った。大村藩と平戸藩の藩境であり、今も藩境石が残る写真3-27。そこには番所があったと記す。両藩の役人が詰めており、鉄砲・槍が備えられていたという。この番所を越すといよいよ吉田松陰が目指した平戸領であった。

この街道は平戸藩主がたびたび通った道でもあった。平戸藩主は幕府から長崎警備を命じられていたから、その御用のための道でもあった。本来、長崎警備は九州の雄藩であった鍋島藩と黒田藩が一年交替で務めていたが、その補佐的な警備を大村藩や平戸藩等も命じられていた。

二代藩主松浦鎮信の時に平戸往還の整備が行われ、街道筋に松が植栽された。この時代から長崎警備が始まっている。街道筋の松は、明治三十四年（一九〇一）陸地測量部図によると、山中に入った搗臼から舳の峯峠までは、一里にわたって往還松の並木が続いていた様子が見てとれる。川棚往還の宮村通りには、松通・先松通という小字名が残るが、松並木の名残の地名であり、昭和の初期までその並木は現存した。



写真3-27 平戸街道舳の峯峠の藩境石

#### ■四 幕府巡見使の大村領内巡見

##### 一 巡見体制の確立

徳川政権は、幕府体制維持のため、「巡見使」制度を設け、将軍が代わるたびに大名領、あるときは天領（幕府直轄領）に巡見使を派遣して政情・民情の査察を行った。

「幕府巡見使」には、天領巡察の「御料巡見使」、諸国の大名を視察する「諸国巡見使」、その先行形態としての「国巡り派遣」、個別に大名を監察する「国目付」があった。このうち、「諸国巡見使」一覽（九州筋・二豊）を表3-18として示しておく。

三代将軍家光は、参勤交代制導入の先導的試行として、寛永十年（一六三三）、全国六ブロック（九州・中国・五畿南海・関東・北国・奥羽松前）に「国廻り派遣」を実施した。

このときの九州巡見には、正使小出吉親（諸代大名）・副使城信茂（使番）・同能勢頼隆（書院番）ら幕府の目付ないし目付格の三人の巡見使に一行約一〇〇人が同行した。巡見使一行は、三月下旬に豊前小笠原氏の城下小倉に入り、豊前国内を巡見したあと、筑前・肥前・薩摩・大隅・日向を経て豊後・筑後・肥後などを回り、翌十一年（一

（久田松和則）

出遣日	派遣地			派遣地		
	巡見使	現職	知行高(石)	巡見使	現職	知行高(石)
	九州			同左		
寛永10・2・8 (1633)	小出対馬守吉親	譜代大名	2万9700	同左		
	城織部佑信茂	使番	1000			
	能勢小十郎頼隆	書院番	1530			
寛文7・2・18 (1667)	二豊・二筑・二肥・日向・薩摩・大隅・対馬・ 沓岐(久留米は除く)		10国1島	同左		
	岡野孫九郎貞明	使番	1000			
	井戸新右衛門幸弘	書院番	1600			
	青山善兵衛正康	小姓組	1000			
延宝9・3・23 (1681)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・対馬・ 沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	奥田八郎右衛門忠信	使番	2800	駒井次郎右衛門昌勝	使番	1870
	戸川奎之助安成	書院番	1500	小田切喜兵衛直利	小姓組	1630
	柴田七左衛門康能	小姓組	1000	水野小左衛門守重	小姓組	500
宝永7・3・23 (1710)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・対馬・ 沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	小田切靱直宏	使番	2930	宮崎七郎右衛門成久	使番	2000
	土屋数馬喬直	小姓組	2000	筑新太郎正尹	小姓組	1500
	永井監物白弘	書院番	3030	堀八郎右衛門直方	書院番	1200
享保元・9・1 (1716) 享保2・2・15 (1717)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・ 対馬・沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	妻木平四郎頼隆	使番	3000	津田外記正房	使番	3000
	大島采女義敬	小姓組	2000	駒井求馬正周	小姓組	1800
	小倉忠右衛門正矩	書院番	1200	大久保源太左衛門忠恒	書院番	不明
延享3・1・15 (1746)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・ 対馬・沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	徳永平兵衛昌寛	使番	2500	富永靱負泰代	使番	1300
	夏目藤右衛門保信	小姓組	600	酒依清十郎信道	小姓組	900
	小笠原内師匠信用	不明	不明	神谷左内清俊	書院番	2000
宝暦11・2・27 (1761)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・ 対馬・沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	青山七右衛門成存	使番	1200	大河内善兵衛政興	使番	1200
	神保帯刀忠能	小姓組	不明	市岡左膳美喬	小姓組	700
	花房兵右衛門正路	書院番	不明	遠山織部景義	書院番	900
天明8・4・1 (1788) 寛政元・1・15 寛政元・1・28 (1789)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・ 対馬・沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	小笠原主膳長知	使番	2000	池田雅次郎政貞	使番	1000
	土屋忠次郎利置	小姓組	2070	諏訪七左衛門頼達	小姓組	1200
	竹田吉十郎斯近	書院番	800	細井隼人勝村	書院番	1800
天保9・2・19 天保9・2・26 天保9・3・15 (1838)	二筑・二肥・日向・大隅・薩摩・五島・ 対馬・沓岐		9国1島	二豊・伊予・土佐・讃岐・阿波・淡路 7国		
	曾我又左衛門詔祐	使番	2000	平岩七之助親仁	使番	1300
	大久保勘三郎忠寿	小姓組	1200	片桐靱負	小姓組	1000
	近藤勘七郎	書院番	1400	三枝平左衛門	書院番	500

表3-8 諸国巡見使一覧(九州筋・二豊)

代	將軍	宣下の年月日	発遣令
3	家光	元和9・7・27 (1623)	寛永10・1・6 (1633)
4	家綱	慶安4・7・13 (1651)	寛文7・2・18 (1667)
5	綱吉	延宝8・7・18 (1680)	延享9・1・28 (1681)
6	家宣	宝永6・4・2 (1709)	宝永7・3・1 (1710)
8	吉宗	享保元・7・18 (1716)	享保元・7・18 (1716)
9	家重	延享2・10・7 (1745)	延享2・10・28 (1745)
10	家治	宝暦10・7・2 (1760)	宝暦10・7・11 (1760)
11	家斉	天明7・3・6 (1787)	天明7・3・27 (1787)
12	家慶	天保8・8・5 (1837)	天保8・7・16 (1837)

一六三四(正月二十八日)に江戸に戻っている。

九ヵ月にわたる九州の全日程の半分を鹿児島領の巡見に費やしている。このことから、寛永十年の「国廻り派遣」に当たっての幕府の意図が、九州の外様大名のうち、とりわけ島津氏の監視にあつたことがうかがわれる。二月には、九州筋の地図が將軍に献上されているので、諸国の地図を作成する目的が付与されていたことも分かる。

寛文七年(一六六七)年の諸国巡見使出遣に当たって、幕府は「覚」を発している。派遣の目的は、①天領・私領における政治の善悪、②禁教と治安維持、③運上の有無と物価騰貴の関係、④幕府政令の実効実態、⑤締買・締売の有無と金銀銭米相場、⑥高札の有無、⑦公事訴訟などの調査・監察にあつた。

九州には、一〇国一島(二豊・二筑・二肥・日向・薩摩・大隅・対馬、壹岐、ただし、久留米は除く)を巡見区域として、同年閏二月二十八日、正使岡野貞明(使番)・副使井戸幸弘(書院番)・同青山正康(小姓組)が任命されている。この巡見で、島原藩の領民は、藩主高力隆長の苛政を巡見使に訴えたため、翌年二月二十七日、幕府は、

巡見使の報告と訴状を基に、高力隆長を改易処分にした。

## 二・九州一円から二分割巡見へ

天和元年（一六八一）の巡見で、將軍就任一年以内に一代一回の巡見使派遣の原則が打ち出され、それ以前の全国六ブロック巡見から八ブロック巡見に区域分けした巡見使派遣の決定がなされた。これにより、九州の巡見は、寛文七年（一六六七）の一〇国一島の九州一円巡見から、九国一島（二筑・二肥・日向・薩摩・大隅・対馬・五島の九国と壱岐の一島）と、豊前・豊後が四国に糾合された二分割巡見に変化した。そして、この九州の二分割派遣は、その後、宝永七年（一七一〇）、享保二年（一七一七）・延享三年（一七四六）・宝暦十一年（一七六一）・寛政元年（一七八九）・天保九年（一八三八）と続く六回の巡見でもこれを踏襲している。

ここには、幕府の西国経営への転換が見られる。九州一円経営から、西、南九州を中心とするオランダ・中国貿易と朝鮮通信使・琉球使節など、外交関係を主軸とした鎖国体制と、東九州・四国・畿内の瀬戸内海上権の確立・維持など、内政関係を主軸として鎖国体制との二分極経営への転換である。二豊（豊前・豊後）の瀬戸内文化圏への参入がここに見られる。

天和元年（一六八一）以降、西、南九州巡見コースと二豊・四国巡見コースは、[図3-16](#)に示すように、七回とも、ほぼ同じコースをとっている。

『大村見聞集』[24](#)によると、

一、天和元年酉六月廿八日、上使奥田八郎右衛門様・戸川奎之助様・柴田七左衛門様、平戸より川棚御通、彼杵御着御一宿。同廿九日、城下町御泊、七月朔日、長崎え御越御座候。

とある。

天和元年の九州筋巡見正使奥田八郎右衛門忠信の幕府への報告書「九州土地大概」[25](#)には、大名や代官の治政、国郡の地理の評価が行われ、善政・中善政・中悪政・悪政の四つの評定がなされている。幕府は、全国各地の政情・

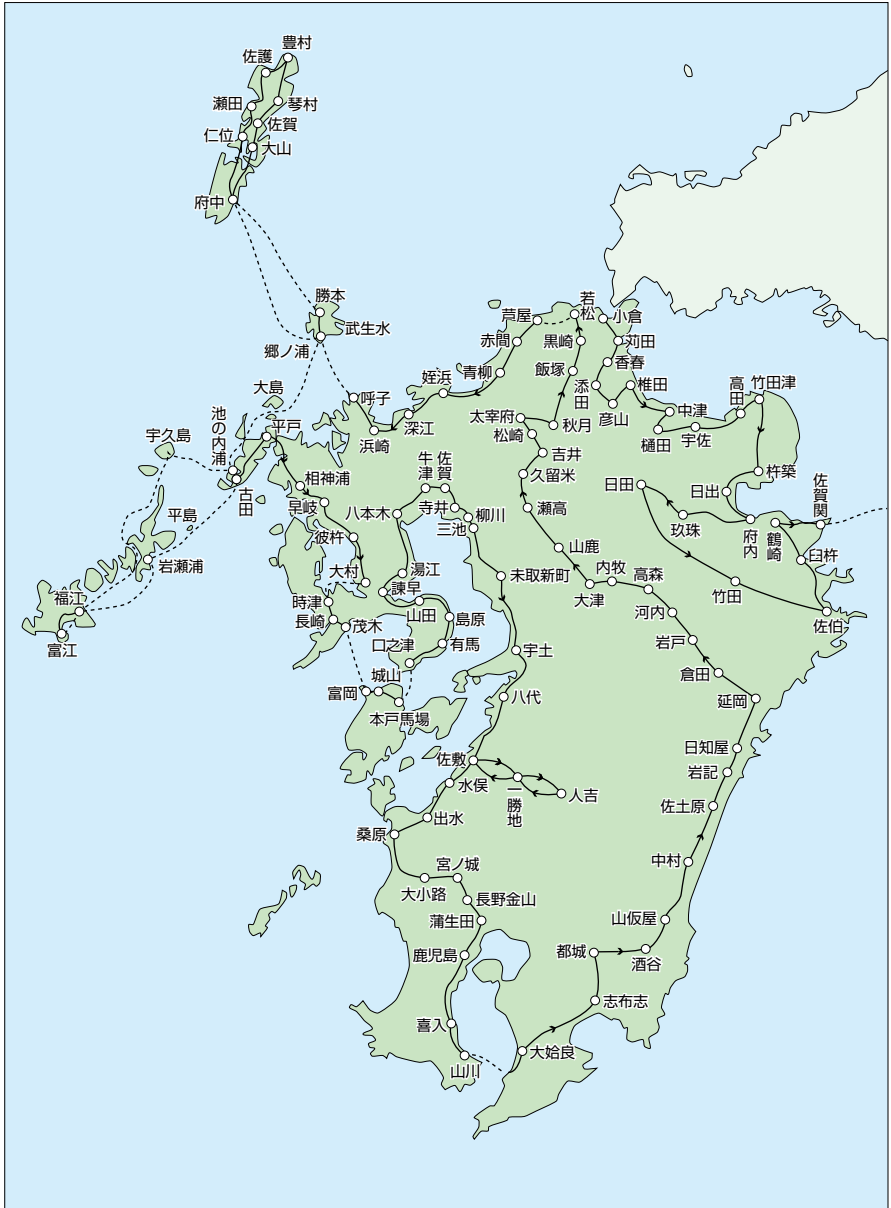


図3-6 諸国巡見使の巡路 天保9年(1838)

民情を査察した上で、大名配置の断行と処置(改易・転封)や政策の立案・実行を進めたのである。

### 三、宝永の巡見と俳人曾良

宝永六年(一七〇九)四月二日、徳川家宣が第六代将軍に就封した。翌七年(一七一〇)三月朔日、諸国巡見の遣令が出され、三月二十三日に九州の九国一島(二筑・二肥・日向・薩摩・大隅・対馬・五島と壹岐)の巡見使一行が江戸を発った。正使は小田切直広(使番、知行高二九三〇石)、副使は土屋喬直(小姓組、二〇〇〇石)と永井白弘(書院番、三〇三〇石)である。一行は約一五〇人である。

副使の一人土屋喬直二行の構成は、家老一人、用人二人、役人二人、中小姓六人、歩行九人、足軽二二人、目付一人の四三人。家老は赤羽甚左衛門、用人は青木源蔵と岩波庄右衛門尉である。

この副使土屋喬直の用人の一人岩波庄右衛門尉は、旅草を因に、芭蕉に同行して奥の細道紀行をした俳人河合曾良、その人である。

春にわれ 乞食やめても 筑紫かな

自然を愛し、旅を友とした曾良は、この句を残して江戸を発ち、巡見使の一員として大坂から海路をとり、瀬戸内海の小島や漁舟を眺めながら、四月二十三日、筑前若松に上陸した。

青柳―博多―姪浜―生の松原―唐津と、ワラジを取り替え、五月七日、呼子から船で、壹岐郷ノ浦に渡っている。壹岐の北端勝本の中藤家に投宿し、対馬の渡島を夢みていた曾良は、五月二十二日、病のため客死したという。

「江戸之住人 岩波庄右衛門尉塔」、「賢翁宗臣居士也 宝永七庚寅天五月二十二日」

勝本城の一郭に、中藤家と地元の人々によって手厚く葬られている。曾良は、芭蕉より五歳年下であった。行年六二歳。

ところで、対馬藩士三浦貞右衛門の「日記」の宝永七年五月十一日の条に、対馬から壹岐勝本にやってきた三浦貞右衛門は、巡見使一行が対馬に渡ってからの道順や宿について曾良こと岩波庄右衛門尉と詳しく検討した、とい



う記事がある。しかし、曾良が病死したとされる五月二十二日の条に、正使小田切直広の家老速水七之進の病氣全快により面談した、という記事はあるが、家老に次ぐ用人曾良の病死の記事がない。曾良の五月二十二日壹岐死亡説は疑問である(26)。

#### 四・宝永七年の大村領巡見

病に倒れた曾良(岩波庄右衛門尉)を壹岐勝本に残したまま対馬へ渡った巡見使一行は、対馬の巡見後、府中(厳原)から再び壹岐に寄り、五島への巡見の旅を続けている。曾良は快方に向い、巡見使一行と合流して旅を続行したのかどうか現時点では謎のままである。

巡見使一行は、その後、五島から平戸に渡り、六月二十六日に平戸から大村領彼杵宿に入ったが、風雨のため二晩宿泊し、六月二十八日に大村城下に到着して止宿。翌二十九日、大村湾を船で渡り、時津湊に上陸して宿泊。七月朔日に長崎へ至っている(27)。その後、巡見使一行は、茂木―天草富岡―本郷―口之津―有馬―島原と、豊前・豊後を除く九州巡見の旅を続けた。

#### 五・享保・延享・宝暦の大村領巡見

享保二年(一七二七)五月八日、妻木頼隆・大島義敬・小倉正矩の三使二行が平戸から彼杵に至り一泊。九、十日、大村城下に連泊、十一日、大村湾を渡海して時津に上陸し、長崎へ向かった(28)。

延享三年(一七四六)六月十四日、徳永昌寛・夏目保信・小笠原信用の三使一行が平戸から彼杵に至り止宿。十日、大村城下宿泊。十六日、時津に航し、宿泊。十七日、長崎に入る(29)。

宝暦十一年(一七六一)五月十二日、青山成存・神保忠能・花房正路の三使一行が平戸から宮村を経て彼杵で止宿。十三日は大村で宿泊。十四日、大村湾を渡海して時津に上陸、長崎へ往く(30)。

#### 六・寛政の大村領巡見

天明八年(一七八八)八月二十七日、松平定信は、小笠原長知・土屋利置・竹田斯近の三使一行が九州筋巡見の

ため西下するに当たり、大村藩の江戸留守居片山仲右衛門を呼んで五〇項目に及ぶ条目を指示している。①徳川家代々の御位牌はあるか、②御制札や高札は何カ所あるか、③御朱印の寺社や除地の有無、④公儀関所の有無、⑤領内の神社数、⑥御家中・在方・町方の宗門改の実態、⑦御家中地方取・蔵米取の免高、⑧築城の時期と居城主、などである。

幕府巡見使が領内にやってくると、「疾病神が来た」と恐れられ、緊張が走った。

### 七・最後の巡見使と大村藩

諸国巡見使は九回派遣された。その最後が天保九年（一八三八）であった図3-7。五月二十三日、

正使曾我又左衛門、副使大久保勘三郎・近藤勘七郎は平戸湊を出航して日ノ浦に着船、平戸街道を辿り、この日は



図3-7 諸国巡見使の巡路（平戸—大村—長崎）

相神浦村に一泊した。二十四日は早岐村泊。川棚村を經由し、二十五日は彼杵村に止宿。二十六日は千綿村―江戸串村―松原村を経て大村城下町に止宿した。二十七日は風波のため大村湾を渡海できず一夜滞留。二十八日に乗船して時津に上陸し、長崎で宿泊した。

一三代將軍家定のと きも、本来ならば諸国巡見使の派遣が実行されるはずであるが、諸大名の海防や災害による経済的疲弊、巡見使送迎にかかる出費負担を配慮して安政四年（一八五七）まで延期することにした。続く家茂・慶喜の代も、「諸家の疲弊」を理由に延期、そして停止されたが、これはむしろ幕府財政の疲弊と権力の弱体化によるものというべきであろう。

「天保の改革」で幕政の綻びに手直しをしたものの、弘化、嘉永期に入ると、列強の接近と社会批判の高揚、財政破綻によって幕藩体制の崩壊が加速されていったのである。

（半田隆夫）

## ■五、大村藩の参勤交代

### 一、参勤交代の始まり

江戸幕府は大坂夏の陣後の元和元年（一六一五）に「武家諸法度」を定め、その第九条に「諸大名参観作法之事」として、京都二条城ないし伏見城への諸大名への参勤を掲げたのが、参勤交代の始まりであった。しかし寛永六年（一六二九）の「武家諸法度」ではその制は削除され、事実上制度化されたのは、寛永十二年（一六三五）の「武家諸法度」の第二条に「大名小名在江戸交替所相定也、毎歳夏四月中可致参勤」とあり、大名は毎年四月交代で江戸に参勤することが正式に定まった。

寛永十九年には、従来在府中の譜代大名には六月又は八月の交代、関東の譜代大名に二月・八月の半年交代、更に城邑を占める大名には交互の参勤を命じ、参勤交代制は全大名に一般化されることとなった。

ただ御三家のうち尾張・紀伊両藩は三月交代で在府・在国各一年であり、水戸藩は江戸に常住する定府、また幕

府の老中・若年寄・奉行なども定府であった。例外として対馬の宗氏は三年一勤、蝦夷地の松前藩は六年一勤、更に福岡藩(黒田家)と佐賀藩(鍋島家)の両藩は長崎警備との関わりから十一月参府、二月帰国の各交代であった。

この参勤交代の制度は幕藩体制国家の政治的根幹となり、幕府が諸大名の地方割拠の形勢を抑制して中央集権の実を挙げるのに絶大な効果があった。一方、大名たちは江戸と国元との二重生活によって繁忙と経済的負担が強いられ、殊に遠隔地の外様大名にとっては多大な負担となった。幕府は実はこれが狙いでもあったのである。

大村藩の参勤交代について最も早い記録は、「九葉実録」の承応元年(一六五二)の項に次のように見える。

十月、公先例ヲ照シ蘭船帰帆セシヲ以テ、東観ノ駕ヲ発ス、大村内匠從フ

十一月十五日参府上城ス

第四代藩主大村純長の時代である。長崎港のオランダ船が帰帆した後の十月に、参勤交代に出発している。それは先例に照らしたものである。そして帰国は「九葉実録」によると翌承応二年の六月であった。本来は二月に幕府への帰国願いを出すはずが、大村純長の実祖父伊丹順齋(康勝)の病死によって帰国が延びている。いずれにしても江戸在府期間は約半年である。

森崎兼廣の江戸前期・中期「大村藩の参勤交代年表」によると<sup>31)</sup>、参勤時期は時代によって変遷が見られ、初期の時点では九月に参勤し二月に暇を賜り帰国、大村純長の頃に春三月に参勤、更に大村純庸の正徳五年(一七一五)から十一月参勤、二月暇賜と改められている。

## 二、大村藩の参勤交代と長崎警備との関係

大村藩は寛永十年(一六三三)の鎖国令において、異国船から言い分がある場合の番船を派遣しての聞き取り役、また異国人犯罪者の大村牢収容などを命じられている。更に寛永十七年の長崎警備に関する「覚」では第二項目には次のようにある<sup>32)</sup>。

一、彼船来候時、馬場三郎左衛門其所へ罷越候者、大村丹後守ものを警固可申付事

ポルトガル船が来港した時に長崎奉行の馬場三郎左衛門が不在の場合には、大村丹後守純信に長崎の警固を命じるとある。

このような例から見ても、大村藩は早くから長崎警備についていた。その長崎警備は殊に異国船の長崎入港に際して命じられる役目であった。長崎貿易は寛永十年の鎖国令に定めているように、九月二十日をもって異国船の長崎港への入港を禁止している。すなわち九月二十日をもってその年の長崎貿易は終了するのである。

先の「蘭船帰帆セシヲ以テ、東觀ノ駕ヲ発ス」とは、九月二十日の長崎貿易終了に伴い長崎警備役からも解放され、参勤交代に出立したとの意味である。このように大村藩は長崎警備の任務があるために、十一月参府、翌三月帰国と江戸在府期間が軽減された。これは長崎警備に当たった福岡・佐賀・平戸・五島の各藩も同様であった。大村藩の参府する年は子・寅・辰・午・申・戌の年であった。

「九葉実録」享保十三年（一七二八）九月二十六日の条には、参勤出立について次のようにある。

東勤ノ駕ヲ発ス

以後本日発  
駕ヲ例トス

十一月七日江戸ニ至ル

割注に記すように享保十三年からは、大村出立の日が九月二十六日と定まったという。九月二十日に長崎貿易が無事し、その六日後の江戸登りが恒例となった。

長崎街道の佐賀牛津宿で質屋業などを営んだ野田家は、安永元年（一七七二）から安政五年（一八五八）までの八七年間にわたって日記(33)を残し、店の前の長崎街道の往来模様がこまめに書き留められている。大村藩主の江戸登り・下りも表3-19のように登場する。

大村藩主の江戸登り記録は一〇例あるが、そのうちに八例までが九月二十八日に牛津宿を通っている。大村―牛津間は二日の行程であったから、定例の九月二十六日に大村を出立すると九月二十八日が牛津通過となる。この通行記録からも大村藩の参勤登りの日は、一日も違うことなく守られていた。そういう事情から、九月二十八日には

表3-9 『野田家日記』に見る大村藩主の参勤時期

江戸登り時期		江戸下り時期	
文政 5年 9月28日			
文政 7年 9月28日		文政 8年 3月	
天保 3年 9月28日			
天保 5年 9月28日			
		天保 6年 3月16日	
天保 7年 9月末		天保 8年 5月 5日	
天保 9年 9月28日		天保10年 4月24日	
天保11年 9月28日		天保12年 4月	
		天保14年 4月	
		弘化 4年 4月22日	
嘉永 3年 9月28日		嘉永 4年 4月13日	
嘉永 5年 9月28日		嘉永 6年 4月24日	
安政 3年11月 4日			

決まって大村藩一行が牛津宿に姿を現したのである。国元に戻る江戸下りの牛津通過は、三月、四月、五月とまちまちであった。途中、日光の東照宮や伊勢・畿内の杜寺を巡ることもあったので、帰参時期には一定の幅があった。

三、参勤交代の道中・日数

江戸間までの道中は、「九葉実録」が次のように随所に記録を残している。

延享三年二月十五日東上シ、大里前豊ヨリ海ニ航シ、三月二日船ヲ室津ニ

棄テ、六日大坂ニ入り、二十三日江戸ニ至ル

寛政六年九月四日、公東觀大里ヨリ上船セントシ、明日ヲ以テ船ヲ発ス、

深澤司書代テ乗船式ヲ行フ、小目付菰ム、明年西下ノ時始テ鐘ヲ船中ニ

撞ク

延享三年（一七四六）の参勤例では、長崎街道の終着地で現在の門司近くの大里までは陸路をとり、普通この間は約七日を要している。大里からは船で瀬戸内海を通って播磨の室津に着き、大坂・東海道を辿って江戸に至っている。二月十五日国元出立、三月二十三日江戸着であったから四九日を要している。国元の出立を九月二十六日と定めた前掲の享保十三年記録でも、九月二十六日出立、江戸到着が十一月七日であったから、参勤に要した日数は四一日である。こういった例からすると江戸登りに要した日数は四〇日〜五〇日くらいであった。

寛政六年（一七九四）の参勤でも大里から乗船しているが、その際に乗船式という儀式を行っている。また江戸在府が終わり明年帰国する際の船中では、初めて鐘が撞かれている。

藩主が参勤に用いた御座船には元禄元年（一六八八）に建造された福衆丸がある。建造費は銀五〇貫九〇〇文ほどであった<sup>34</sup>。安政三年（一八五六）には飛龍丸が新造されている。富松神社に新造記念として飛龍丸を描いた絵馬<sup>35</sup>が奉納されているが、柴田恵司の調査によると五拾挺立（約三八ト）唐津流の関船であったという<sup>35</sup>。



**写真3-28** 御座船「飛龍丸」を描いた絵馬(富松神社所蔵)  
 手前に松の木があって松葉は白塗りして見  
 難いが、その奥に御座船(船体は赤色)が描  
 かれている。

**表3-10** 大坂登り定水主数

区域	浦名	人数	宿許見続(手当)	
地方	三浦	2	3貫500文	
	松原浦	2	8貫	
	江串浦	1	粃1俵	
	千綿浦	9	粃1俵・3貫500文	
	彼杵浦	18	大麦1俵	
	音琴浦	2	大麦1俵	
	川棚浦	9	2貫500文	
	三越浦	1	2貫500文	
	小串浦	6	2貫500文	
	向地	時津浦	5	大麦1俵
内海	長与浦	8	大麦1俵・5貫	
	村松浦	1	5貫	
	長浦	1	大麦1俵	
	小口浦	3	無し	
	宮浦	1	大麦1俵	
	三町分	2	大麦1俵	
	畠下分	5	大麦1俵	
	伊浦	5	大麦1俵	
	外海	京泊浦	7	大麦1俵
		式見浦	17	大麦1俵
三重浦		12	大麦1俵	
神浦		13	粃1俵	
雪浦		2	粃1俵	
福島浦		2	粃1俵	
松島浦		9	大麦1俵	
七釜浦		4	大麦1俵	
面高浦		8	大麦1俵	
雨見ヶ浦		10	大麦1俵	
崎戸浦	21	大麦1俵		
合計		186		

その御座船は水主によって運行され、村々から出される水主数は表3-10のように、大坂登り定水主数として定まっていた(各村「郷村記」)。総勢一八六名を数える。表3-10の冒頭に登場する三浦村の例を挙げると、同村郷村記に次のようにある。

右三ヶ浦にて大坂登り水主貳人あり、登坂の節は壹人前水主銀貳拾五匁宛赦免の上、錢三貫五百文宛て屋敷持給人より與之

参勤交代に役する水主衆は、水主銀として課税された三五匁が免除され、参勤の手当として三浦村の給人武士から集めた錢三貫五〇〇文が支給されている。この留守中の手当は当時、「宿許見続」と称されているが、表3-10「宿許見続」欄に記したように、その額と品は浦(村)によって異なっていた。基本的にはその地の水主や村人の合力によって賄われた。地方では錢(二貫五〇〇文〜八貫)で支給されることが多かったが、それ以外の向地・内海・外

海では大麦・米(粳)といった現物が当てられ地域的に差があった。

参勤交代という公儀に当たる水主集団の手当が藩からの支給ではなく、その村・浦からの合力に頼っていたことは、一種の各村に課された村出目金(付加税)と見ることがができる。隔年おきに確実に行う参勤交代には相当な藩財源を必要とした。その一端を村からもこういったかたちで負担したのである。

大坂登り定水主の総勢一八六人の全員が、同時に参勤交代に船頭として陪従したのであるか。飯塚宿の記録に大村藩の行列が一三九人と記されていたが、この供奉人数と対比すると定水主すべてが一度に付き従ったとするには、やや人数が多すぎる感がある。表3-10に掲げた領内二九浦に定水主を常置し、必要に応じて参勤を命じたのであろう。

大村藩の参勤交代には何人程の随行者があつたのであろうか。前掲の牛津『野田家日記』には頻繁に大村藩主の通行を記すものの、その人数の記載はない。ただ天保八年(一八三七)と弘化四年(一八四七)の江戸下りの様子を、「行例(列)リツハ也」と記す。大村藩の行列仕立ては立派であつた様子がうかがえる。天保十四年(一八四三)の飯塚宿での記録では、大村藩の参勤交代の人員を一三九人と記し、一六軒の旅籠に分宿している<sup>36</sup>。

江戸から国元に戻った際の藩主の行動を、「九葉実録」は寛延二年(一七四九)の条に次のように記す。

四月十五日、大村柰、朝永述右衛門等銃卒ヲ率ヒ、将ニ公ヲ大里ニ迎ントシ大村ヲ発ス、五月四日、公治所ニ至ル、五日時津ニ航シ長崎ニ赴ク、六日公還テ時津ヨリ航シ歸城ス、公鶴間ニ坐シ、給人以上ノ同一ノ賀ヲ受ク藩主国元への帰還に際して、家臣二名が銃卒を伴い大里へ迎えに出向いた。五月四日に国元に着いた藩主大村純保は直ぐに大村に入らず、時津に渡り長崎奉行に帰国の挨拶の後、翌六日に至って初めて大村城に戻っている。城内広間の鶴間において上級家臣たちの帰国の祝いを受けている。

このように長崎奉行に挨拶後に帰城することが慣例であつたものの、寛延二年の参勤から一二年遡つた元文二年(一七三七)の参勤の模様を「九葉実録」は次のように伝える。



四月公江戸ヲ発ス、廿九日公室津ヲ発ス、病起ル、

五月六日牛窓ヨリ船ヲ棄テ陸行ス、(中略)二十日公治所ニ至リ、深澤太郎右衛門ノ家ニ宿ス(割注別記)、二十一日伊木力ニ航シ長崎ニ往キ、還テ伊木力ニ宿ス、二十二日又太郎右衛門ノ家ニ宿ス、二十三日帰城ス、

この際はまず大村の本陣深澤屋敷に投宿後、翌日伊木力經由で長崎入り、その足で伊木力に戻り二泊後に帰城している。この本文中に(割注別記)とした部分には次のように記される。

故事彼杵ヨリ時津ニ航シ、長崎ニ往ク、是ニ至テ彼杵ヨリ直ニ大村ニ至ル

ここにも寛延二年の参勤時のようにまず長崎奉行に帰国の挨拶のために、長崎入りするのが故事とある。しかし元文二年の折に在所の本陣に一泊後に長崎入りしたのは、藩主純保が参勤の途中に病を生じたために、大事をとってまず帰藩したのであろう。

その後の元文四年・寛保元年の参勤の例を見ると、まず帰参した後に長崎に向向している。この時期の参勤交代から、在所に戻った後に長崎入りが多くなっている。帰国後の長崎奉行への挨拶は、長崎警備の一端を任されていた大村藩であったから、在所を留守にしたことと帰国後の任務全うをこめての挨拶であった。

#### 四、大村藩江戸屋敷

大名によって江戸在府の期間は半年・一年との差はあっても、江戸滞在中は藩主以下家臣の住まいが必要であった。それが各藩の江戸屋敷である。飯塚宿の天保十四年(一八四三)の記録から大村藩の参勤交代に供奉した人数は一三九人と記されていた。時代によって人数の増減は考えられるものの、この程度の人数が半年間江戸住まいを行わねばならないのである。

大村藩江戸屋敷は「見聞集」七にその変遷を記す⑤。当初は外桜田の備前町に一九三五坪半の屋敷を構えた。その年代は不明であるが、そのうちの一部は延宝八年(一六八〇)に深澤儀太夫からの献上地であった。屋敷に付属した二間・堅四七間余の馬乗馬場も、深澤儀太夫が寄進している。

「見聞集」七にはその屋敷図写真3-29を載せるが、備前町通と佐久間小路通に挟まれた屋敷内には、大村御殿、式部君、真如院君新御殿の三棟の建物を取り囲むように長屋・役所・足軽棟・土倉が並び、稲荷社も祀られている。参勤交代の制では藩主の室、子供は江戸住まいが義務づけられていたから、式部君、真如院君新御殿とした建物は藩主妻子用の建物と思われる。

第八代藩主大村純保の室が真如院、純保と真如院の長男・純將が幼名を式部といった。「見聞集」の屋敷絵図に見える「真如院君」「式部君」とはこの純保の妻子に当たる。江戸住まいの妻子には専用の建物が設けられていたのである。式部(純將)は寛政二年(一七九〇)に二三歳で没し、妻の真如院も寛政十年に没している。とすれば絵図に記される両者のうちでも存命時期が短い式部の生存した時代(一七六八〜九〇)に描かれたものと思われる。

この外桜田・備前町の大村江戸屋敷は、現在の新橋駅西方の港区西新橋一丁目(虎ノ門界限)にあった。その後、この藩邸は寛政六年に麹町に発生した火災により延焼したために、永田町に移ることとなった。永田町にそれまで屋敷を構えていた米倉三八・伊沢内記・滝川源八・内藤弥左衛門の屋敷跡約四一〇〇坪が大村藩邸となった。この永田町藩邸は現在の国会議事堂の敷地一帯に当たる。

更に寛文元年(一六六一)に牛込に中屋敷、翌二年には白金原に五〇〇〇坪の下屋敷が設けられている。なかで

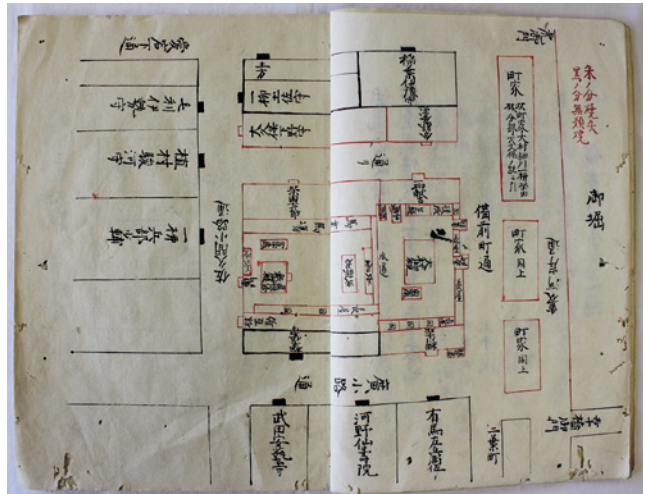


写真3-29 備前町の大村藩江戸屋敷図 (大村市立史料館所蔵 大村家史料「見聞集」七)

も牛込の中屋敷は大村純長の室・究竟院の住まいとなっていた。そのお供の者たちを『見聞集』は記すが、馬廻一人・長岡半右衛門歩行四人・納戸下代二人・足軽一〇人・百姓一二人と、総勢二九人が藩主の室に仕えていたのである。参勤交代の制は例えば大村藩の場合では、隔年で一〇〇人を超す家臣達が国元と江戸を往復し、加えて半年間江戸に滞在したから、水陸交通路や宿場の整備を促し、江戸の文化や生活習慣が地方に伝播する結果を生んでいた。幕末に至ると文久二年（一八六二）には、一橋慶喜と松平慶永らの幕政改革により、大名は三年に一度また一〇〇日の在府、その妻・嫡子ともに在府・在国自由となった。これは明らかに幕府の大名統制の低下によるものであった。慶応元年（一八六五）に再び旧制の復帰を計ったが、かえって幕府倒壊を早めるだけであった。

## ■六：人々の往来

### 一：紀行文に見る大村

木下義春は『大村史話』中巻に、「来遊の学者文人」として長崎街道を通った人々を紹介している。伊勢出身で禁裡医官橋南谿の『西遊記』、備中の薬種商古川古松軒の『西遊雜記』、江戸の洋画家司馬江漢の『西遊日記』、尾張呉服問屋菱屋平七の『筑紫紀行』、『日本外史』の著者頼山陽の『西遊稿』、出島オランダ商館医シーボルトの『江戸参府日記』、萩の松下村塾長吉田松陰の『西遊日記』の七つの紀行文を引用し、大村領通過の記事を紹介した。

木下のこの作業は昭和四十八年（一九七三）に行われており、まだ郷土史的手法が主であった当時であって、在外の文人学者の紀行文に着目したのは、この分野での先行研究として注目される。

大村の地は長崎に隣接したために、長崎へ遊学の文人学者たちが、幸いにもその行き帰りに大村領の様子をよく書き残している。木下はそれに注目したのである。

この文人たちが同様に大村城下の様子に驚いているのは、当時、死亡率が最も高く人々が恐れた疱瘡の予防策の徹底である。古川古松軒は次のように記す。

大村領には痘瘡せざる所数ヶ村有りと云。（中略）若し一人にて痘瘡をやめば、介抱人を添へて、二三里の外な

る山に送る事なり。無難に痘そふ治すれば我家にかへり、死すれば其山へ葬り捨る村法と云。

司馬江漢も大村城下に入り、家毎にシメを張り入口に香を焚いている光景を不審に思い、問屋場で聞くと疱瘡除けの習俗と説明され驚いている。オランダ商館の医者であったシーボルトの観察は次のようにさすがに鋭い。

沢山の注連縄が張つてあるのが見えた。山の神々の所を巡礼する山伏が伝染病を予防するため張つたものだという。(中略)大村藩では、この病気の伝染に対しては厳重な法規があつて、そのために何十年間も疱瘡の害がなかつたこともあるという。(中略)もし自領内に患者がでると、人も物も患者に触れた者は悉く遠い山間の地に送り、完全に治るまで、そこで看病するのである。

この両記録によつて、注連縄は疱瘡除けであり山伏によつて張られ、疱瘡患者は山中の疱瘡小屋に収容されていた実態が分かる。その結果として、司馬江漢や菱屋平七は大村領の女性を「婦人甚だよし」、「何れも麗人の風あり」と絶賛した。

異国人が見た紀行文としてシーボルトの観察は興味深く、これによつて大村領の様子を少しばかりうかがつて見たい。シーボルトは出島オランダ商館長の江戸参府に随行して、文政九年正月九日(一八二六年二月十五日)に長崎を出発する(シーボルト著、齋藤 信訳『シーボルト参府旅行中の日記』)。

二月十六日 木曜日

諫早を七時にたつ。諫早と鈴田の間では方々で茶の栽培——十一時ごろ大村に——正午に緯度を測つた。食後わかれの所に貝が運ばれてきたが、その中には日本で非常に需要の多い真珠が入っている。この真珠の生息地は内海である。貝は一ないし二〇尋の深さのところ以小さな岩にしつかりと喰付いていて、深い所にいるものほど大きい真珠が採れるという。貝そのものはソデ貝という。われわれはこの貝を焼いて食べた。ビュルガー博士は本当に一個の真珠を見つけた。銀玉という白いのと、金玉という黄色いとの二種に分かれている。(中略)

真珠は藩主の独占である。松原付近の街道に沿う大村湾の眺めは美しい。彼杵に到着。気温五二度 晴天  
湿度計は四〇度。海岸にはヨシが生えている所が多い。

シーボルトは医者だけあって自然観察に長け、鈴田山間部での茶の栽培、特に大村湾に産する真珠には殊の外興味を示し、同行者のビュルガー博士が食した貝には実際に真珠が入っていた。

大村から彼杵に移動した時の気温を五二度と記録するのも興味深い。これは華氏温度であるが、摂氏温度では一度であった。日記の日付は陽暦で二月十六日、当時の陰暦では一月十日に当たる。陽暦・陰暦どちらにしても、その時期の摂氏一度は旅するのにさほどの寒さではなかっただろう。

前掲の佐賀牛津宿の『野田家日記』によると、文政九年（一八二六）正月十二日には「阿蘭陀人通ル、牛津昼休也」と記され、この日はオランダ人が店の前を通って行った。一方、シーボルトは一八二六年二月十八日（和暦・文政九年正月十二日）の江戸登りの様子を、『江戸参府紀行』に次のように記す。

牛津で昼食、六町の長さの小さな町である。馬で田圃を鋤いていた

和暦でいう文政九年正月十二日の双方の記録はぴったりと一致し、野田家の前を江戸に向けて上っていったのは実はシーボルトであった。野田家の当主新吾兵衛はその姿を見ていたのである。

## 二、漂着民の通行

大村城下の町横目を務めた田崎斧右衛門は、日常の役目を「諸願届伺書等之控」<sup>(38)</sup>として書き残している。その天保十五年（一八四四）二月十八日の条には次のような出来事を伝える。

口上

唐津江漂着之朝鮮人四人、同所役人附添昨夜當町泊、今朝六ツ半時比無滞出立、長崎江通行仕候、市中相替儀無御座候、此段御届申上候、人馬入切左之通に御座候、以上

二月十八日

田崎斧右衛門

小御目付中殿

一 夫三拾五人

一 馬式疋

唐津に漂着した朝鮮人四人を長崎に護送する一団が大村城下に一泊し、早朝に長崎に向けて出発している。江戸時代の漂着民・異国人扱いは、『通航一覽』に、

寛永十七庚辰年、異国船何国の浦に漂着すとも、長崎に護送あるへき旨令せらる

とあって、全ての漂着民は一旦長崎に護送されここから本国へ送還された。そのために唐津への漂着民も長崎に向かい、その途中大村城下に一泊したことを町横目は書き残していた。

そうすればこの長崎街道は、漂着民が母国へ帰る道でもあった。大村藩関係の記録に漂着民の記録を記すのは、管見の限り先の町横目の記述のみであるが、前掲の佐賀牛津宿の『野田家日記』には頻繁に登場し、それを纏め一覧化したのが表3-11である。

最初に記録される異国人通行は、文政五年（一八二二）正月十三日の条に、

毎年ノ通り朝鮮人十壹人通り、年々ニ此位ヅ、通ル也、二度も三度も通ル年なり

と見え、二四カ年のうちに朝鮮半島からの漂着民が三二例・三二〇人を数える。

長崎街道田代宿の代官記録「毎日記」の安政二年（一八五五）正月五日の記事にも、漂着民の記録が左記のように見えている。

大膳大夫様御領内江漂着之朝鮮人三十人、長崎江被差送今日許昼休ニ而通行ニ付警固御門番式人郷足軽三十七人、三国境より轟木境迄差出

長州藩主の松平大膳大夫（毛利慶親（敬親））の領内に漂着した朝鮮人三〇人を長崎へ護送する一団が、今日昼頃に田代宿を通過するために、御門番二人と郷足軽三七人を三国境から轟木境まで差し出したというのである。この記

表3-11 牛津宿漂着民通過年表

No.	西暦	年号	月	日	異国人往来	朝鮮人漂着時期	漂着地	人数
1	1822	文政 5	1	13	朝鮮人11人通る	文政 4・12・27	長門角嶋	11人
2			1	16	朝鮮人11人通る	文政 4・12・28	長門大浦	11人
3			2		朝鮮人 6人通る			
4			2	28	朝鮮人14人通る	文政 5・2・13	岩見飯浦	14人
5	1827	文政10	4	23	朝鮮人12人通る	文政10・3・8	隠岐島二子岩	12人
6			10	2	朝鮮人 5人通る	文政10・9・15	長門管田磯	5人
7	1829	文政12	2	16	朝鮮人10人通る	文政12・1・10	出雲河下村	10人
8			3	21	朝鮮人14人通る	文政11・12・23	丹後袖志村	14人
9			10		冬までに朝鮮人 数十人 3度通る	文政12・11・3 文政12・11・4 文政12・12・12	長門湧浦 出雲大土地村 石見長浜	10人 12人 6人
10	1831	天保 2	1	19	早天に朝鮮人 9人通る 飯後に 9人通る	天保元・11・6 天保元・11・18 天保元・12・29	隠岐島耳浦 但馬境村 石見松原浦	10人 11人 8人
11			2	22	朝鮮人 7人、その後 2人通る	天保 2・1・29	石見下府浦	7人
12			10	7	朝鮮人13人通る			
13	1835	天保 6	1	13	朝鮮人15人通る	天保 5・12・7	長門津黄浦	15人
14			9	12	朝鮮人 7人通る	天保 6・8・29 天保 6・8・29	長門見島郡 長門須佐浦	5人 2人
15			12		朝鮮人通る	天保 6・10・10	隠岐島細浦	5人
16	1836	天保 7	12	22	朝鮮人11人通る	天保 7・10・26	石見熱田浦	11人
17	1837	天保 8	11	26	朝鮮人 5人通る	天保 8・10・23	石見川尻浦	5人
18			2	1	朝鮮人11人通る	天保 9・1・14	長門木与浦	10人
19	1841	天保12	11	3	朝鮮人11人通る	天保12・10・14	長門油谷島	11人
20	1842	天保13	1	20	朝鮮人 9人通る	天保12・1・1	長門油谷島	9人
21			11	6	朝鮮人 4人通る	天保15・10・11	石見東浜	4人
22	1847	弘化 4	11	20	朝鮮人19人通る	弘化 4・10・3 弘化 4・11・1	長門角島 長門室津	9人 10人
23	1848	嘉永元	12	20	朝鮮人 7人通る	嘉永元・11・8	出雲板津浦	7人
24			12	20	朝鮮人11人通る	嘉永 2・12・1	石見土田浦	17人
25			12	25	朝鮮人人数通る	嘉永 2・12・4	長門浜崎	12人
26			1	18	朝鮮人11人通る	嘉永 2・12・23	石見熱田浦	10人
27	1852	嘉永 5	11	16	朝鮮人 8人通る	嘉永 5・9・6	隠岐島福浦	9人
28	1855	安政 2	1	6	朝鮮人37人通る	安政元・12・4 安政元・12・4 安政元・12・7 安政元・12・19	長門見島郡 長門油谷嶋 長門大浦 長門通浦	7人 7人 7人 16人
29			10	10	朝鮮人 3人通る	安政 2・9・21	長門角嶋	3人
30	1856	安政 3	1	16	朝鮮人 6人通る	安政 2・12・12	石見唐鐘浦	9人
31			12	22	朝鮮人女交じって14人通る	安政 3・11・25	石見大浜浦	14人
32	1857	安政 4	1	2	朝鮮人 8人通る	安政 3・11・16	隠岐嶋赤灘	8人

【註】 No.27の月欄④は閏4月を意味している。

録によって野田家の前を頻繁に通った朝鮮人とは日本への漂着民の可能性が高い。更にオランダ商館員フィセルは、その『参府紀行』の一八二三年(文政五年)二月八日の大村藩領彼杵宿での見聞を次のように記す。

此日我等は朝鮮人数人の護送に出会へり。彼等は中津藩領に破船し、長崎に送らるゝ者なりといふ

この両史料は漂着地の違いはあるものの、漂着民としての朝鮮人が登場し長崎へ護送されている。したがって『野田家日記』に登場する三二〇人の朝鮮人も漂着民であり、長崎へ護送されていく集団であったのである。

田代宿『毎日記』の安政二年正月五日に記される三〇人は、田代宿から牛津宿へは一日の行程であるから牛津宿は翌六日に通ったはずである。表3-11 No.28によると確かに正月六日には三七人が牛津宿を通っている。ただ人数が七人異なっているが、ほぼこの一団に間違いない。

池内 敏は慶長四年(一五九九)から明治二十一年(一八八八)までの朝鮮人漂着民の実態を、「近世朝鮮人の日本漂着年表」として示している<sup>39)</sup>。池内の研究に基づきその漂着の時期・場所・人数を表3-11の右欄に記した。問題の安政二年の正月五日・六日に田代・牛津を通過した一行と思われる朝鮮人の漂着を、池内の漂着年表に次のように見出すことができる。

安政元年十二月四日	長門見嶋郡七人漂着	
全	十二月四日	長門油谷嶋七人漂着
全	十二月七日	長門大浦 七人漂着
全	十二月十九日	長門通浦 十六人漂着

安政元年の十二月に長門国に四件の漂着があった。漂着民は漂着地を治める領主の責任で長崎に護送することが定まっていた。この四件の漂着は時期が接近していることもあって、長州藩が一括して護送した可能性が高い。そうするとその合計人数の三七人であり、『野田家日記』の通過人数とびつたり一致する。

安政二年の正月早々に田代・牛津を通った朝鮮人は、前年の十二月に長門の浦々に漂着した者達であったのであ



る。実際の人数は三七人が正確とすべきであろう。田代代官記録は朝鮮人三〇人、護送役の郷足軽三七人と記すが、双方の人数を取り違えて記録したのではなかったのか。

池内氏の漂着年表の人数と『野田家日記』の朝鮮人の人数とが一致する例を前述した。更に例を挙げれば、No.1の文政四年十二月二十七日に長門角嶋に漂着の一人は、歳が明けた半月後、『野田家日記』文政五年正月十三日の条に一人として登場する。このように表3-11を綿密に見ていくと、池内が示した漂着人数と同じ人数を、漂着の半月から三ヵ月後に『野田家日記』の中に完璧な程に見出すことができる。この記録の照合によって、野田新吾兵衛による街道往來の定点観測は、いかに日常的に正確に行われていたかがうかがわれよう。

この『野田家日記』に記される朝鮮半島からの漂着民は、牛津宿から二日行程であった大村宿も必ず通ったはずである。ただどういう理由か藩政日記の「九葉実録」をはじめ藩政記録には記されていない。

### 三、行き倒れ者

田崎斧右衛門の天保十四年（一八四三）「諸願届伺書等之控」正月二十五日の条には、街道での行き倒れを次のように報告する。

本町波戸女頭人ゑつ与申者、今朝戸を明見候處、年齢三拾位三而千ヶ寺詣之者老人軒下ニ行倒、言語も不相分未  
助命罷在候ニ付、菜食等相進候得共服用相成共候段申届候ニ付、役々立会見分仕候處相違無之、往來手形別紙  
写之通両通所持罷在候ニ付、右ゑつ五人組并隣家之者江懇氣を付番子仕候様申付候、此段御届申上候、以上

城下波戸に住むゑつの家の軒下で行き倒れ者が出たのである。千ヶ寺詣での者とあるから諸国社寺への巡礼の途中での出来事であった。

しかし翌二十六日の田崎斧右衛門の届けでは、昨夜の九ツ時（深夜零時）に死亡したために検死が行われ、病死と判断されて町墓に仮埋葬された。往來手形を所持していたために身元が判明し、長崎市中榎町（榎津町）の一柳利重という人物であった。

長崎住人の行き倒れ死亡のことは、田崎斧右衛門から長崎の与力など長崎在所の役人に連絡されている。

大村市内杭出津には街道での行き倒れ者を祀る墓が現存する。長崎街道は並松宿こまがりの小曲こまがり（現在の陸上自衛隊大村駐屯地入口付近）を経て大曲、獄門所前を通って本経寺下手の辻に出る。その辻手前にあつた佐藤屋敷の軒下でも、夫婦の行き倒れがあつて共に死亡したという。江戸時代の何時の頃かが判明しないが、佐藤家の当主がこの夫婦を弔つた祠写真3-1が、現在でも杭出津三丁目の藤崎家屋敷内に祀られている。現在の祠は大正六年（一九一七）四月十六日に当主の佐藤貞男によって改修再建された。

平成二十五年（二〇一三）には現在の屋敷主藤崎家によって祠の改修が行われた際に、夫婦二基の祠の下部には骨壺・遺骨の地下遺構が確認されている。したがつてこの祠は墓所としてよい。これによって佐藤家・藤崎家に伝わつてきた夫婦者の行き倒れ伝承は、時代は判然としないものの史実であつた。このように旅の途中で客死する者も出たのである。

大村藩士のなかにも遠く旅の途中で客死する者もいた。『大村史談』第四号と第三十号には、東海道一三番目の宿場町・原宿で倒れた佐藤甚兵衛重優とその従者富藏が紹介されている<sup>40</sup>。伝承では佐藤甚兵衛はこの宿場で、槍持ちの富藏を使いに出して休憩中に、ふとしたことから他藩の武士の従者と諍いさかい<sup>いさか</sup>を起こし、不覚にも相手の刃に倒れてしまった。使いから戻つた富藏も主人の仇をと槍をもつて戦うが、返り討ちに遭つて果てたという。

この主従の墓所が事件現場近くの大通寺に残る。現在の静岡県沼津市原町一本松である。主従二基の墓石には次のような銘がある。

大村家中 佐藤甚兵衛重優之墓 即応玄心居士 天保五年四月八日  
大村三越 富藏之墓 休心信士 天保五年四月八日



写真3-30 長崎街道行き倒れ夫婦の墓（杭出津3丁目 藤崎家内）

主人佐藤甚兵衛重優は「新撰士系録」第四十九卷に収録され、船方年番と彼杵町別当を兼務した佐藤甚兵衛重幸の長男に当たる。文化三年（一八〇六）年に家督相続し、船役所見習となり食録一〇石八斗六升の武士であった。家督相続から客死した天保五年（一八三四）までは二八年が経過しているので、果てた時は五〇歳前後の年齢であったと推測される。

この家系は船方、船役所の務めに代々就いているので、甚兵衛重優も参勤交代の船方として陪従し、その江戸詰めの役目のなかでこの事件に巻き込まれたのであろう。

重優の長男・伊右衛門重職は、父親の客死によってその年の天保五年に家督を継いでいる。

#### 四、象も通った長崎街道

享保十三年（一七二八）六月十三日、この年の一六番目の唐船によって象二頭が長崎に運ばれてきた。八代將軍徳川吉宗注文の品であった。二頭のうち五歳の牝象は、舌に腫れ物ができ九月十一日に死んでしまう。残った七歳の牡象の巨漢ぶりを『通航一覽』巻百七十五は次のように伝える。

一 長さ一丈、高さ五尺五寸、胴廻り一丈一尺五寸

一 足長さ二尺二寸、太さ一尺五寸、廻肉なし、杉丸太のことし

一 鼻の長さ三尺五寸、元にて一尺六寸、末にて六寸廻り、穴二つ、その際に爪のこときもの三あり、此三のひらひらにて自由に働き、水を鼻へ呑込、又口へ入申候、但巳の癢きときは、鼻にて相應之木を取巻、かき申候、また鼻にて水を吸込、惣身を洗ひ候

初めて見る象、長さ三トメ、背丈一トメ六サセ、胴廻り三トメ四サセ、鼻の長さ一トメ五サセという巨体、「杉丸太のごとき」足に、また鼻を巧みに操るその仕草に、人々は大いに驚いた。またその歩行については、

歩行牛馬よりにぶく見え候得共、踏張行候故、馬のかけるより早く候、但通筋大橋小橋とも土置、猶また添柱數多く添ゆる

とあり、馬より早く歩くとするのは兎も角として、象の通る橋には土を敷き、添え柱をしないと橋が保たないというのである。

この象が長崎街道を歩き江戸へと向かう。前代未聞のことであった。山下幸子によって紹介された尼崎藩大庄屋の「岡本家文書」[41](#)によって、象の江戸上りを少しばかり再現してみたい。

長崎出發は享保十四年（一七二九）三月十三日であった。長崎代官高木作右衛門の配下の福井雄助と小舩田八左衛門の指揮のもと宰領一三人、人足八人、馬九疋の象行列は一日目から難航した。一夜が明けた翌十四日付の次のような追触が各宿々に伝えられた。

一象長崎表昨十三日令被出立候処、風雨強山坂難越中途ニ止宿故今日矢上村令着候間、人馬等之支度其御心得可有之候、去ル九日ニ差出候先触之通ニ次々可被相達候

一雨天之節山坂ニすへり道有之所、川砂ニても海砂ニても敷候様ニ頼度候、尤石高成所ハ石御取除ケ是又頼度候  
一於道中象牛馬見候えハ忿候ニ付、象道路之間牛馬見不申様ニ致度候、尤象近ク人込候えハ、是又忿候に付怪我等有之候てハ氣之毒ニ存候間、其御心得可有之候

出發の日は雨、長崎を出る日見越え道はぬかるみ、象の歩行はままならず、その日は峠を下った矢上宿に着くのがやっとであった。本来ならば次の諫早永昌宿を目指したのであろう。この一日目の難航から滑る所は砂を撒くように、また象が沿道の牛馬や人混みに興奮することもある、人に危害でも与えたら気の毒であると、沿道での注意事項を触れている。

象が通った街道筋の記録として、諫早家「日新記」[写本3-31](#)[42](#)の享保十四年三月二十日条に次のような記事がある。

一長崎分象江戸江御取寄せ被遊、今日御當地罷通候に付、兵庫様御発、為御見物白山町千綿文右衛門所朝五ッ半比御這入、比御見物被遊候事

一御見物相濟九ッ過御帰館被遊候事

諫早通過は前述の日程から三月十四日と思われるが、「日新記」には何の記録もない。その六日後の三月二十日の佐賀城下通過に伴い、当時一五歳であった若殿の諫早兵庫は佐賀城下まで象の見物に出かけている。

街道筋の白山町の千綿文右衛門の屋敷に午前九時頃に入り、象の通過をひたすら待った。象見物を満喫した若殿は正午には諫早へ向け帰還の途についた。ということは、佐賀城下白山町の象通過は、三月二十日の午前九時から正午の間であった。恐らく象の通過を諫早で見逃したために、領主諫早茂晴は息子の兵庫に珍獣を一目見せようと、佐賀城下での見物になったのであろう。この三年後に八代目諫早領主となった茂行(兵庫)は、若き日に象を目の当たりに見ていたのである。

見物場所となった家主の千綿文右衛門は、嘉永七年(一八五四)の『佐嘉城下町竈帳』では白山町に「上方呉服問屋千綿半兵衛」という人物が居住し、この一統と思われる。代々呉服問屋を営んだ商家であった。

再び岡本家文書に戻ると、尼崎藩は準備万端を期して象が通過した各地から聞き取りを行っている。その聞き取りから各地での対応ぶりがよく分かる。長崎街道の終着地・小倉では西番所前の唐津屋重兵衛屋敷の脇に、四間四方の象小屋を建てるはずであった。ところがどういった行き違いか、唐津屋の家の中に小屋が建てられている。

象小屋は各地で用意された。その小屋では一日の歩行で疲れ切った足を洗う「すそ」が行われた。そのために「湯沢山ニわかし置き、湯入半切式つ、ひしゃく式本、筵式三枚入用之事」と湯での足洗い、そのために盥二つ、柄杓



写真3-31 享保の象通過を記す諫早家「日新記」  
(諫早市立諫早図書館郷土史料室所蔵)

二本、筵二・三枚が必要であった。更には「すそ仕候節、敷藁ぬれ候へハ、いやがり申候二付、ぬれ不申わら敷替申事」と、敷藁が濡れたら象が嫌がるというのである。

象への厚遇はまだまだ続く。音が高い鉦や太鼓、そして油絞・酒屋・鍛冶屋から聞こえてくる高い音は控え、道筋に砂を撒くと鼻で口にもつていくので、道は土で固めた。そして渡し船の詠えは極めつけである。

一渡し船二艘もやい、五寸角を敷ならば、其上むしろ敷、芝を打、ふるい土を置、両方に玉ふち致し、玉ふち二松二ても何二ても、青葉の木さし込、野辺之躰二仕候、尤双方二幕打、水を見せ不申候事

水を怖がってはならぬと、象が乗る場所には筵敷きの上に芝を張り土を振るい、両端には玉石を並べた上に青木も差して原野のように詠えた。更に水が見えないように左右には幕を張っている。この記録は尼崎手前の兵庫から飛脚が伝えた口上とあるから、兵庫での渡船詠えと思われる。

そして岡本文書は「象通り候行列」を記している。象を取り囲む行列は次のようなものであった。

町組 2人―(二三・四丁先へ) 御徒目付 1人・御徒 1人―小頭―足軽 2人―(二丁程先へ) 足軽 2人―(十間程先へ) 足軽 2人―象 両脇に町組各 1人―宰領―押足軽 2人―御徒目付 1人・御徒 1人―庄屋・年寄―象喰物人足・郷廻 1人―清水入担い―田沢弥一右衛門―町組 2人

三人余を配置し、行列の長さは約四〇〇ほどに及んだ。象の後方に付いた象喰物人足の脇には「象喰物為持、好候節ハ何方ニても差出候様可申付候」との書込があり、象が餌を欲しがれば直ぐにやらねばならなかった。

享保の象の長崎街道通過の模様も、おおむね岡本文書に見える対応と行列ぶりであったと思われる。

この享保の象は長崎街道の鈴田越えから大村領内に入り、本陣前から大曲・小曲・並松宿・松原宿と大村路をのっしのつしと歩いたはずである。享保十四年(一七二九)三月十四日のことと思われるが、大村藩政記録等には記述がない。

(久田松和則)

## ◆ 海運の開発と展開

### ■ 一・東廻り・西廻り航路の開発

#### 一・大船建造の禁止

慶長十四年（一六〇九）九月、幕府は、西国諸大名が所持する五〇〇石以上の船の没収・破却を命じ、諸大名が大船を保有することを禁じた。これは、諸大名の軍事力を抑圧するためのものであるが、更に遠洋航海が可能な大船の所有を抑え、主として東南アジアで活躍する西国大名らの朱印船貿易に掣肘（せいちよう）を加えるものであった。そのため、二年後の慶長十六年（一六一二）には、西国大名の朱印船貿易の多くが途絶えてしまった。

寛永十二年（一六三五）六月二十一日、幕府は、「武家諸法度」第一七条で「五百石以上船停止事」として武家の大船建造を禁止した。これは、大名の武力削減を目的とするもので、法度の中の「船」は軍船のことであり、荷船をも該当した。しかし、島原・天草一揆後、寛永十五年（一六三八）五月十五日、荷船はこの制限から外した。

こうして大名や一部特権商人による朱印船貿易に代わって諸国の廻船による国内交易が活発になって行くのである。

#### 二・北国船による江戸廻米

幕府の直轄領（天領）から江戸へ積み登らす年貢米を「御城米」あるいは「城詰米」といった。享保十五年（一七三〇）以降は「御用米」ともいった。

出羽国山形の最上川流域の米どころに一五万石の天領があった。幕府は、この天領の年貢米（御城米）を江戸へ積み登らせた。

当初は、最上川河口域の酒田湊から日本海を北国船で南下し、越前国福井の敦賀湊で陸揚げし、ここから陸路で琵琶湖まで運び、湖上を船で渡り、近江国大津で陸揚げして再び陸路を取り、美濃国大垣を経て伊勢国桑名湊、ここからまた船に積んで江戸へと回漕した。

米俵は稲藁で編んだものなので、積み下ろしを繰り返すうちに米がこぼれて目減りした。また、運送経費も割高

であったのである。

最上川流域の米だけでなく、日本海側からの江戸廻米は、この敦賀―琵琶湖―大津―大垣―桑名湊―江戸のルートを取っていた。

### 三、東廻り航路の開発

そこで幕府は、江戸の商人河村瑞賢（一六一八―九九）に酒田湊から江戸への、積み替えをせず、運賃が割安な海路を拓くように命じた。

寛文十一年（一六七二）、瑞賢は、東廻り航路を開発した。この航路は、酒田湊から北上し、津軽海峡を経て太平洋に出て本州沿いを南下し、房総半島を回って江戸湾（東京湾）に入り江戸に至るルートであった。

この航路では津軽海峡も危険な海域であったが、房総半島を帆掛船で回り込み、江戸湾（東京湾）に入るのは黒潮の強流のため危険であった。それで銚子湊で海船から川舟に荷物を積み替えて利根川を遡り、関宿（千葉県野田市関宿町）から江戸川水系を航行して江戸へ至るルートが多く利用された。

### 四、西廻り航路の開発

翌寛文十二年（一六七二）、河村瑞賢は、西廻り航路を拓いた。この航路は、出羽の酒田湊から日本海を南下し、下関の関門海峡から瀬戸内海を東航して大坂、ここから紀伊半島を回り、太平洋を北上して江戸に達する海上輸送コースである。

従来の商人請負による江戸廻米を改め、積船を幕府が直雇いするもので、讃岐の塩飽島、備前の日比浦、摂津の脇浜や伝法・河辺などの和船（弁才船、弁財船・弁済船とも記述）を雇った。日本海の航路に慣れ、瀬戸内海はもちろんのこと、江戸への航路にも慣れた廻船であったからである。

瑞賢は、積出港の酒田に、従来の町人蔵に代えて御城米の専用倉庫群を並べ、蔵敷料の節約を企てた。

酒田から江戸への積船の寄港地として佐渡の小木、能登の福浦、但馬の柴山、石見の温泉津、長門の下関、摂津



の大坂、紀伊の大島、伊勢の方座、志摩の畔乘、伊豆の下田を指定した。長い航路であるので、これらの港で水や食料を補給し、休泊をとるのである。

御城米積船は、大坂で調達され、空船で日本海の積出港に向かい、そこで御城米を積み込み、日本海―瀬戸内海―太平洋の海上を江戸へ至るものであった。

蔵米積船もほぼ御城米に準じて調達されていた。瑞賢の東廻り航路、そして西廻り航路の開発を契機に諸藩の蔵米も西廻り航路で大坂などに海送されるようになった。そして、九州の諸藩の積米船も西廻り航路、特に瀬戸内海航路に参入していった。

しかし、江戸初期～中期の西廻り海運は、積荷運賃稼ぎを主体とする

「賃積船」であった。大坂で調達された船は、日本海の積荷港までは空船であり、経済効率はよくなかった。

そこで、江戸中期以降に台頭したのが買積船としての「北前船」であった。

「北前船」は、逆風でも帆走できる北陸地方の弁才船(廻船)を主体としたもので、この弁才船の出現で「北国船」は姿を消した。

北前船は、松前(北海道)と瀬戸内海、大坂との間を航行した。主に大坂で砂糖・塩・醤油などの食料や木綿・わら製品などの日用品を積んで下り、北海道では昆布・ニシン・タラなどの水産物を仕入れて上り、沿路の藩に寄港して積荷を売買した。北前船は、荷物を運んで運賃を稼ぐ賃積船ではなく、各港で物資を買い込んで売りさばく「買積船」であった。

当初、北前船は、主として天下の台所大坂への航行を目的としていたが、次第に瀬戸内海の港町とも直接取引す



図3-8 東廻り航路と西廻り航路の寄港地

【註】 中林 保『因幡・伯耆の日本海廻船』(私家版 2011年)から転載。

るようになり、広島や尾道・御手洗・竹原・鞆などへ盛んに寄港した。

瀬戸内海の忠海港（広島県竹原市忠海地区）の廻船問屋「浜胡屋」（荒木家）や「江戸屋」（羽白家）の「諸国客船帳」(43)には、北前船の取引以外にも、安芸・周防・伊予・豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後・日向・薩摩など瀬戸内海そして九州諸藩の廻船も数多く得意先に名を連ねている。

数白石から千石積の北前船が日本海側の北陸地方から盛んに瀬戸内海に來航するに従い、九州諸藩の廻船が、北前船のもたらす積荷を仲介する形で、あるいは直接、西廻り航路に参入する形で活発に往来し、一つの流通網を形成していった。

もちろん、肥前・大村藩領内の廻船も活発に往来したのである。

## ■二、「客船帳」からみた大村藩の諸国廻船

### 一、出羽酒田の客船帳

酒田湊（山形県酒田市）の問丸仲間「酒田三十六人衆」は、自治的組織を構成して酒田の町政を運営した。三十六人衆の一人鏡屋惣左衛門は三代目であるが、鏡屋は

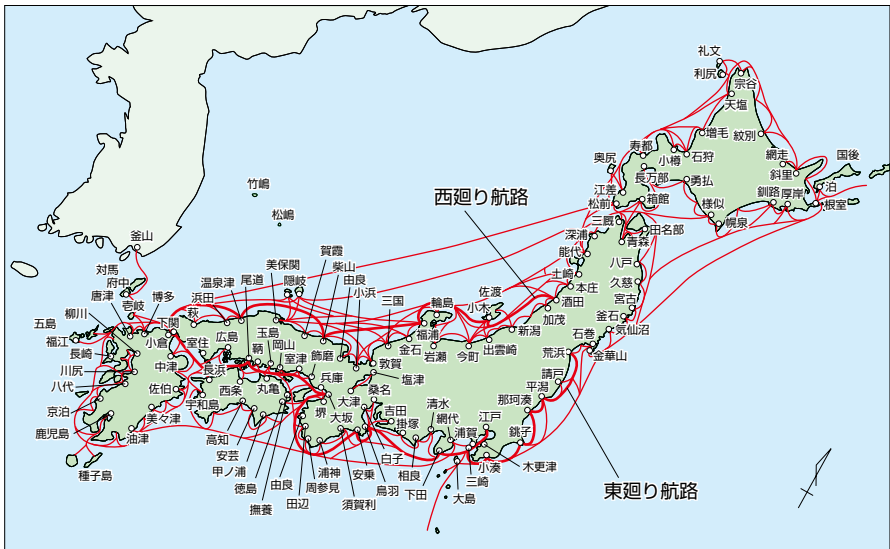


図3-9 近世後期の主な航路

【註】 石井謙治『和船 1』(もとの人間の文化史76-1) (法政大学出版局 1995年) から加筆転載。

代々町年寄を務め、廻船問屋を営んだ。元禄元年（一六八八）の井原西鶴著『日本永代蔵』に、その豪勢な生業の様子が記述されている。

享保年間（一七一六～一七二六）に大坂堂島と加賀金沢、そして出羽酒田に米座が設置され、酒田は三大米市場の一つとして繁栄した。

天明八年（一七八八）、酒田を訪れた古川古松軒は、『東遊雜記』の中で、最上川の河口域に開けた酒田湊について、「羽州第一の津湊、（中略）九州・中国及び九州・大坂より廻船交易のために此浦に泊して、国中の産物を積事なり」と書いている。

「羽州第一の津湊」と評された酒田湊の波止場に並ぶ倉庫（並倉）には、山形・天童・新庄など北陸諸藩の御用米や天領米が集荷され、北前船で大坂や江戸に積み登らせた。

もちろん、酒田湊は、東廻り、西廻り航路の起港として重要な港であった。

酒田港から北西三九キロメートルの沖合いに、日本海に浮ぶ「飛島」（酒田市飛島）という小島がある。この飛島の勝浦に「津国屋」（鈴木家）という廻船問屋がある。「津国屋」には勝浦湊に入津し、この船宿（廻船問屋）で休泊して出帆した廻船の記録簿「諸国客船帳」があった。現在、この津国屋の客船帳は、山形大学附属図書館と国立歴史民俗博物館に分割保管されている。

津国屋の「諸国客船帳」[44](#)によれば、嘉永五年（一八五二）五月二十五日、一二代大村藩主大村純熙すみのひろの御手船（藩船）明神丸（沖船頭福嶋屋弥兵衛、七人乗）が飛鳥勝浦湊に入津し、津国屋に寄っている。御手船明神丸（沖船頭福嶋屋弥兵衛）は、元治元年（一八六四）にも津国屋に立寄っている。

同年七月二日、純熙の御手船天神丸（沖船頭役善助、五人乗）は津国屋に寄り、箱館へと下っている。同船の積荷は「しんちゅう」（真鑓）であった。

ここでいう「沖船頭役善助」とは、どういう人物であろうか。「善助」は、大村藩の物船頭を務めた、現在の川棚町

乗組員数	積荷・売買	入津・出船	上り・下り	廻船問屋、史料所在、帆船・船印出典
7		嘉永5 (1852) 5.25		山形県酒田市飛島勝浦「御客船早扣帳 嘉永五年子正月日」(山形大学附属図書館所蔵「津国屋文書」) 帆船印は、山形県酒田市飛島勝浦「(客船帳)年次不明」(国立歴史民俗博物館所蔵「鈴木家資料」)
5		嘉永5 (1852) 7.2		同上
		元治元 (1864)		山形県酒田市飛島勝浦「(御客船帳)元治元年」(国立歴史民俗博物館所蔵「鈴木家資料」)
		同上		同上
7		嘉永5 (1852) 5.25		山形県酒田市飛島勝浦「(客船帳)年次不明」(国立歴史民俗博物館所蔵「鈴木家資料」)
5	しんちゅう	嘉永5 (1852) 7.2	箱館下	山形県酒田市飛島勝浦「御客船早扣帳 嘉永五年子正月日」(国立歴史民俗博物館所蔵「鈴木家資料」)
		嘉永6 (1853)		同上

三越郷の村上善助のことである。「九葉実録」巻之四十九(45)に、

此月(天保五年六月)、村上善助二麩禄四石ヲ加へ原禄ヲ併セ七石ト為ス。曩ニ藩米ヲ江戸ニ遭運ス。善助大黒丸ノ船頭タリ。遠江洋ニ至リ暴風ニ遭ヒ、他ノ舩船多ク覆没ス。善助善ク運轉シ、此禍ヲ免ル。故ニ賞ス。

とある。村上善助は、大村から江戸へ属城米九〇〇石を海送する途中暴風に遭遇したが、天保五年(一八三四)六月二十七日、無事江戸浅草蔵に納入したのである。

ところで、先の御手船天神丸は、積荷の「真鍮」を箱館で売り捌き、なにを購入したのだろうか。波佐見町の渋江家に「北国行船中日記」という史料がある。天保の頃、渋江公一は、大村藩の国産掛役を務めた(46)。

「北国行船中日記」(47)によると、天保十一年(一八四〇)四月二十六日、大村藩の産物会所が派遣した御手船(沖船頭村上善兵衛)が三越湊を出帆。伊浦―面高―平戸田助―呼子、そして日本海を三保ヶ

表3-12 出羽酒田飛島の船宿「津国屋」に休泊した大村船

船 籍	現 在 地	帆印・船印	船 名	船主・船頭
肥前大村	大村市		明神丸	福嶋屋弥兵衛
同上	同上		天神丸	大村丹後守御手船 沖船頭 善助
大村	同上		天神丸	大村丹後守御手船 村上 善助
同上	同上		明神丸	大村丹後守様御手船 福嶋屋弥兵衛
大村領瀬戸浦	西海市大瀬戸町		福吉丸	中村屋覚左衛門
肥前大村	大村市		明神丸	福嶋屋弥兵衛
肥前國大村	同上		天神丸	大村丹後守様御手船 沖船頭役 (村上) 善助
大村	同上	大	天神丸	大村丹後守様御手船 村上 善助

関一加賀金沢へと北上し、五月十五日に能登輪島湊で休泊。更に佐渡―新潟を経て七月四日に箱館に着船している。三越湊を出帆して箱館に入港するまで七五日という長旅であった。

箱館には、八月十九日まで四五日ほど滞在し、昆布や数の子・材木などを買い付けている。八月二十日に箱館を出帆、福浦―下関へと日本海を南下し、九月十三日に平戸の田助に着船し、三越湊に帰港している。

天保十一年の御手船が箱館で昆布・数の子・材木などを買い付けたように、元治元年の御手船天神丸も箱館で昆布・数の子・材木のほかニシン・タラなどの海産物を購入した可能性がある。

そして元治元年には、福吉丸(船頭は大瀬戸浦の中村屋覚左衛門)も廻船問屋津国屋に寄っているのである。

酒田湊の補助港として繁栄した飛鳥勝浦湊には、延享五年(一七四八)に一三軒の廻船問屋があった(〔鈴木家資料〕「御用留帳」[48](#))。津国屋は、そのうちの一軒である。

## 二・能登輪島の客船帳

能登の輪島湊（石川県輪島市）は、河原田川と鳳至川（ふげし）が合流して日本海に注ぐ河口域に発達した河口湊である。海に向かって北西に突き出た輪島崎岬、つまり自然の岩礁が堤防の役割を果たし、風待ち港（避難港）として多くの廻船が入津してきた<sup>49</sup>。

その輪島湊に宮野屋（宮野家）という廻船問屋があった。この宮野屋の「宮野屋客船帳」<sup>50</sup>には、風待ちのために寄港した大村船が記録されている。

享和二年（一八〇二）九月三日、船籍が川棚村の寶壽丸（ほうじゆ）（船主浅井伴蔵、船頭吉右衛門）が輪島湊に入津し、廻船問屋宮野屋に立ち寄っている。また、翌二年（一八〇三）五月二十四日には、大村城下の村吉丸（船主今里藤蔵、船頭茂次郎）が宮野屋に寄っている。

天保三年（一八三二）四月二十二日、大村藩主純昌（たみやよし）の御手船驥徳丸（きとくまる）（沖船頭（現川棚町三越郷）牧野傳三郎）が輪島湊に入津し、宮野屋に立ち寄っている。沖船頭の牧野傳三郎は、安政三年（一八五六）に三越浦問役兼真珠方目付、文久三年（一八六三）には船手目付兼惣船頭となった人物である。

天保十年（一八三九）五月十日、大村藩の御手船大黒丸（沖船頭（現川棚町三越郷）村上喜兵衛）が輪島湊に入津し、宮野屋に立ち寄っている。沖船頭の村上喜兵衛は、天保八年（一八三七）家業を継ぎ、翌九年には大村藩の惣船頭次席を拝命している。

輪島の廻船問屋宮野屋の「客船帳」<sup>51</sup>には、これら四件のほか、御手船辨天丸・天神丸、川棚村の若吉丸・永福丸・松吉丸・永昌丸、嬉野村の福神丸や松島村の廻船など、合わせて一八隻の大村船が立ち寄ったことを記録している<sup>表3-13</sup>。輪島湊には、宮野屋以外の廻船問屋もあったので、相当多くの大村船が入津し、風待ちや休泊をしたものと思われる。

### 三、石見温泉津湊の客船帳

寛文十二年（一六七二）、幕府は、河村瑞賢に西廻り航路を開発させるに当たり、酒田から江戸への積船の寄港地一〇湊の一つとして石見の温泉津湊（島根県大田市湯泉津町湯泉津）を指定した。水や食料を補給し、休泊をとる指定港であったため、多くの廻船が温泉津湊に入津した。

温泉津村は、江戸期を通じて幕府領大森代官所支配地であった。慶長十年（一六〇五）、大久保石見守は、石見銀山とともに地銭を免除し、銀山外港として温泉津湊を石見銀山の積出港とした。また、木材や陶器などの搬出港としても繁栄させた。

温泉津湊の廻船問屋加賀屋藤左衛門の「諸廻船御往来改記帳」第七（客船帳）<sup>52</sup>には、宝永五年（一七〇八）から明治十年（一八七七）までの一六九年間に三一〇一艘の諸国廻船が休泊した記録がある。そのうち、当家に休泊した大村船に関する一九件の記録が散見される表<sup>3-14</sup>。ここでは、次の三件を紹介することにしよう。

寛政十一年（一七九九）七月朔日、大村彼岸の戎丸（船主源左衛門、沖船頭源右衛門、七人乗）が温泉津湊に入津して加賀屋に寄っている。積荷は茶であった。

文化五年（一八〇八）六月二十四日、川棚村三越浦の灘吉丸（直乗船頭牧野善兵衛、六人乗）が入津し、加賀屋に宿泊して積荷の米を売払い、閏六月四日、越後へ下った。

安政五年（一八五八）六月二十六日、川棚村三越浦の蛭子丸（直乗船頭山本屋文左衛門、三人乗）は、松江へ行き、大村へ帰る途中温泉津湊に入津し、加賀屋に寄った。積荷は瀬戸物類であった。

商港として栄えた温泉津湊の廻船問屋の数は、宝永四年（一七〇七）一七軒であったが、延享二年（一七四五）には四〇軒となった。

### 四、石見浜田の客船帳

外から入津する廻船の浜田湊（島根県浜田市）としては、外ノ浦湊・瀬戸ヶ島湊・長浜湊の三カ所が藩から指定

乗組員数	積荷・売買	入津・出船	上り・下り	廻船問屋、史料所在、帆印・船印出典
				石川県輪島市 「宮野屋客船帳」一(複写) (輪島市教育委員会所蔵)
				同上
				同上
				石川県輪島市 「宮野屋客船帳」二(複写) (輪島市教育委員会所蔵)
				同上
				同上
		天保3(1832) 4.22 入津		同上
		天保10(1839) 5.10 同上		同上
		明治4(1871) 5.17 同上		同上
				同上
		享和3(1803) 5.24 入津		同上
		享和2(1802) 9.3 入津		同上
				同上
		文化元(1804) 5.10 入津		同上
				同上
				同上
				同上
		文化11(1814) 6.朔 入津		同上



表3-13 能登輪島の船宿「宮野屋」に休泊した大村船

船 籍	現 在 地	帆印・船印	船 名	船主・船頭
肥前国大村	大村市	吉		嘉右衛門
同上	同上			又 八
大村領松嶋	西海市 大瀬戸町 松嶋			又右衛門
肥前大村	大村市	大	辨天丸	大村様御手船 岩永藤右衛門
同上	同上	大	同上	同上 福田丈助
同上	東彼杵郡 川棚町 三越郷	大	同上	同上 (牧野) 傳三郎
同上	同上	大	驥徳丸	同上 牧野傳三郎
同上	同上	大	大黒丸	同上 村上喜兵衛
同上	大村市	大	天神丸	同上 田崎重郎
同上	東彼杵郡 川棚町 三越郷	大	大黒丸	村上喜兵衛 直乗善助
大村城下	大村市	今	村吉丸	今里藤蔵 茂次郎
大村川棚	東彼杵郡 川棚町	今	寶壽丸	浅井伴蔵 吉右衛門
同上	同上		若吉丸	寅五郎
同上	同上	佐	永福丸	佐藤久太郎 利平次
同上	同上			良 吉
同上	同上	松	松吉丸	松屋惣吉 藤 吉
同上	同上	門	永昌丸	日野屋勇右衛門 岩右衛門
大村 うれしの村	佐賀県 嬉野市	舎	福神丸	西田市兵衛 佐 吉

乗組員数	積荷・売買	入津・出船	上り・下り	廻船問屋、史料所在、帆印・船印出典
10		寛保2 (1742) 7.25		島根県大田市温泉津町温泉津 加賀屋藤左衛門 「諸廻船御往来改記帳」第七 (浜田市立中央図書館所蔵【鶴田文庫】)
15		寛延3 (1750) 6.4		同上
7		寛政10 (1798) 8.27	越後登り	同上
4	茶	寛政11 (1799) 7.朔		同上
7		寛政11 (1799) 8.4	米子下り	同上
7		同上	同上	同上
7		同上	同上	同上
8		同上	同上	同上
12		寛政12 (1800) 5.23	越後會津 登り	同上
13	米売払	寛政13 (1801) 4.23	越後下り	同上
6		文化5 (1808) 5.21	越後登り	同上
6	米売払	文化5 (1808) 6.24 聞 出帆	越後下り	同上
3		文化5 (1808) 6.29	下り	同上
8		文化9 (1812) 7.4	下り	同上
15		文化15 (1818) 8.7	秋田登り	同上
15		文政2 (1819) 6.8	越後登り	同上
8		天保3 (1832) 7.27	越後新潟 登り	同上
3	瀬戸物積	安政5 (1858) 6.26	松江登り	同上
10		慶應2 (1866) 8.17	庄内登り	同上

表3-14 石見温泉津の船宿「加賀屋藤左衛門」に休泊した大村船

船 籍	現 在 地	帆印・船印	船 名	船主・船頭
大村領 松嶋	西海市 大瀬戸町 松嶋			船頭 半兵衛
同上	同上		天神丸	船頭 半治郎
大村領 三ツ越浦	東彼杵郡 川棚町 三越郷		日吉丸	船頭 今右衛門
大村 そのぎ	東彼杵郡 東彼杵町	無印	戎 丸	船主 源左衛門 沖船頭 源右衛門
同上	同上	今	住吉丸	船主 源左衛門 沖船頭 新 助
同上	同上	今住	村吉丸	船主 源左衛門 沖船頭 喜兵衛
大村領 そのぎ	同上	住	住重丸	船頭 常右衛門
大村領 本町	大村市	大	天神丸	船頭 作兵衛
大村領 三ツ越浦	東彼杵郡 川棚町 三越郷	大	辨天丸	(船主) 遠岡八十平
大村領 本町	大村市	大	弁天丸	(船主) 岩永藤右衛門
大村領 三ツ越浦	東彼杵郡 川棚町 三越郷	牧	徳吉丸	(船主) 牧野松三郎
大村領 三ツ越浦	東彼杵郡 川棚町 三越郷	牧	灘吉丸	(船主) 牧野善兵衛
大村領 松嶋	西海市 大瀬戸町 松嶋	無印	戎 丸	(船主) 勝屋末吉
大村領 川棚村	東彼杵郡 川棚町	大	弁天丸	(船主) 瀬戸松五郎 沖船頭 藤三郎
大村領 三ツ越浦	東彼杵郡 川棚町 三越郷	牧	三徳丸	(船主) 牧野宅右衛門
同上	同上	牧	三徳丸	(船主) 牧野宅右衛門 沖船頭 庄右衛門
大村領 三ツ越浦	東彼杵郡 川棚町 三越郷	大	天神丸 御手船	御手船 (沖船頭) 牧野庄右衛門
同上	同上	 	蛭子丸	(船主) 山本屋文右衛門
大村領 瀬戸浦	西海市 大瀬戸町		福吉丸	覺左衛門

されていた。

外ノ浦湊は、天然の地形をそのまま利用した良港で、西廻り航路の開発以降、御城米船や諸国の廻船が入津する大湊で、浜田藩領内最大の物資の移出入で繁栄した湊である。しかし、幕末には外ノ浦の山の松を伐採したため、雨の降るたびに土砂が流入し、水深が浅くなった。そのため外ノ浦湊から水深の深い瀬戸ヶ島湊へ廻船が入津するようになっていった。

外ノ浦湊の廻船問屋清水家には、延享元年（一七四四）から明治三十五年（一九〇二）年までの一五八年間の「諸国御客船帳」〔巻頭写真⑤〕がある。その記載船数は八九〇六隻である。

清水家の客船帳に散見する九件の大村船のうち二件の記録を紹介する。

文政八年（一八二五）六月十四日、川棚村の永福丸（直乗船頭池野儀助）が外ノ浦湊に日本海の北から下り入津して清水家に二日間宿泊し、焼物（波佐見焼）を売り、鉄を買って六月二十六日に大村へと出帆した（巻頭写真）。

安政五年（一八五八）五月二日、川棚村三越の蛭子丸が外ノ浦湊に入津して清水家で焼物売って日本海を北へ下り、六月十九日に再び清水屋を訪れ、二〇日間投宿し、他船が持ち込んだ北海道昆布や中次表（畳表）、そして地産の石州半紙を買いつけ、七月九日に大村へ向かって出船した。

浜田湊のうち、長浜湊・新町（出店原町）に入津した大村船一八件表3-15のうち一件を紹介しよう。

文久三年（一八六三）四月三日、肥前大村の寶昌丸（船主平野屋徳左衛門、沖船頭小嶋屋卯兵衛）が長浜湊に入津し、廻船問屋亀屋に寄っている。長浜湊には、ほかに油屋嶋市（油屋本館山根屋）・喜多屋などの廻船問屋があり、新町（出店原町）の廻船問屋として出羽屋（石橋家）があった。

## 五、安芸竹原の客船帳

安芸竹原（広島県竹原市）は、「竹原塩田」の町として栄え、浦方みなたうみの忠海は港町として繁栄した。文政二年（一八一九）、忠海の船数は五一隻であった。寛永九年（一六三二）、広島藩の支藩として三次藩みやじ（広島県三次市）が成立し、忠海

がその領地となるや、蔵米移出港として忠海に船入堀が築かれ、蔵屋敷や船蔵が置かれた。

忠海湊は、瀬戸内海に南面する要港で、海路広島へ二〇里（約八〇キロメートル）、尾道へ六里（約二四キロメートル）、三原へ三里（約一二キロメートル）、鞆津（福山市）へ一〇里（約四〇キロメートル）である。港の常停泊船は七〇隻、一日の出入船数は九〇隻であった<sup>54</sup>。

忠海の廻船問屋浜胡屋（荒木家）の荒木家文書「御客船帳」に散見される大村船の積荷物を紹介しよう表<sup>3</sup>16。

米：天神丸（川棚村三越）・栄久丸（同上）・万神丸（川棚村）

麦：観音丸（大村）

大豆：幸丸（千綿村）・万神丸（川棚村）・くわん音丸（彼杵村）

茶：船名不詳（直乗船頭牧野傳兵衛、川棚村三越）・春日丸（彼杵村）

干賀（干鰯）：住吉丸（千綿村・二度）・明神丸（川棚村）・腰神丸（同上）・船名不詳（直乗船頭村上清七）・春日丸（彼

杵村）

瀬戸物（波佐見焼）：寶来丸（大村・二度）・春日丸（彼杵村）

すばし：清井丸（千綿村）

次に、忠海での買荷物を紹介しよう。

塩：大黒丸（大村）・くわん音丸（同上）・福神丸（川棚村）・久吉丸（彼杵村）

忠海での買荷は、全て竹原塩である。

潮の干満を利用する本格的な入浜式塩田は、寛永年間（一六二四～四四）に瀬戸内海に南面する播磨姫路藩の曾根浜と荒井で出現した。正保三年（一六四六）には姫路の技術にならって播磨・赤穂三崎新浜の塩田が開発され、その赤穂の技術を導入して安芸・竹原塩田が慶安三年（一六五〇）に開かれたのである。

乗組員数	積荷・売買	入津・出船	上り・下り	廻船問屋、史料所在、帆船・船印出典
		明治9 (1876) 4.18 入津		島根県浜田市長浜町 長浜浦亀屋 (推定)「諸國御客船帳」 (浜田市浜田郷土資料館所蔵)
		文久3 (1863) 4.3 入津		同上
		文久3 (1863) 6.25 入津		同上
		6.26		島根県浜田市新町 出羽屋 (石橋家)「出羽屋客船帳」 (浜田市立中央図書館所蔵「鶴田文庫」)
		7.6		同上
		7.10		同上
		7.10		同上
				同上
				同上
		5.11		同上
				同上
				同上
				同上
				同上
				同上
				同上
				同上

## 六、安芸御手洗の客船帳

瀬戸内海に浮かぶ大崎島の東南端に西国大名や琉球使節が立ち寄った御手洗湊みたらい(広島県呉市豊町御手洗)がある。北前船や九州船などが潮待ちや風待ちのために入津する港町で、廻船と廻船とを仲介する中継的商業が船宿を中心に行われた。御手洗湊の船宿「竹原屋」(多田家)多田家文書「御客船帳」[55](#)がある。その中には、大村船に関する記録が一六件散見される[表3-17](#)。この史料には、船の乗組員数や積荷・買荷の記録はないが船の大きさが米何石積かで表示されている。

七隻の廻船のうち、「大

表3-15 石見浜田湊の船宿「亀屋」「出羽屋」に休泊した大村船

船 籍	現 在 地	帆印・船印	船 名	船主・船頭
大村	大村市		栄福丸	大村徳平
肥前大村	同上	 	寶昌丸	(船主) 平野屋徳左衛門 (船頭) 小嶋屋卯兵衛
同上	同上	 	明神丸	(船主) 黒岩藤兵衛 (船頭) 小嶋屋新吉
九州大村	同上		天満丸	成瀬内熊右衛門
同上	同上		日吉丸	村上今右衛門
同上	同上			渡辺源左衛門
同上	同上		栄久丸	渡辺好太郎
同上	同上			渡辺栄吉
同上	同上			森 惣吉
同上	同上			宮こし藤吉
九州大村今里	同上		村吉丸	かま屋儀助
九州大村	同上			かま屋嘉五郎
同上	同上		任寿丸	辻新助
同上	同上			辻常右衛門
三ツ越江浦 (三ツ越浦)	東彼杵郡 川棚町 三越郷		神通丸	辻藤衛門
同上	同上			佐藤輪太
同上	同上			佐藤久太
川棚	東彼杵郡 川棚町		永福丸	入口屋佐藤勝太郎







船」といわれる五〇〇石積以上の船は、肥前大村の辨天丸(直乗船頭牧野藤三郎、寅二月十一日入津)の七〇〇石積である。この辨天丸は、前述の如く、文化九年(二八二二)七月四日に石見温泉津湊の廻船問屋加賀屋藤左衛門に投宿した川棚村の弁天丸(船主瀬戸松五郎、沖船頭藤三郎)八人乗のことである。

次は富市丸(船頭嘉八)の四〇〇石積、そして観音丸(船頭庄蔵)・寶栄丸(船頭與八)の凡三〇〇石積、船名不詳(直乗船頭牧野藤三郎)の三〇〇石積、若宮丸(船頭佐七)の二五〇石積、安吉丸(直乗船頭村上

乗組員数	積荷・売買	入津・出船	上り・下り	廻船問屋、史料所在、帆船・船印出典
	瀬戸物	辰(天保 3=1832) 9.20		広島県竹原市忠海町 浜胡屋(荒木家) 荒木家文書「御客船帳」(複製資料) (広島県立文書館所蔵)
	塩買	子 8.14		同上
	麦	丑 10.14		同上
	塩買	亥 7		同上
		子 8.23		同上
		同上		同上
		子 11.11		同上
		子 11.26		同上
		子 11.28		同上
	瀬戸物	辰 9.20		同上
	米	卯 5.14		同上
		辰 10.11		同上
	米	辰 10.15		同上
	茶	卯 11.11		同上
	すぼし	未 7.15		同上
	大豆	同上		同上
	干賀	卯 8.22		同上
	同上	同上		同上
		卯 8.22		同上
	塩買	子 8.5		同上
		子 8.14		同上
	米・大豆	丑 6.19		同上
	干賀	丑 7.13		同上
	同上	丑 7.19		同上
		同上		同上
	干賀	巳 11.2		同上
		子 11.23		同上
	茶・瀬ともの	丑 3.4		同上
		寅 8.2		同上
		同上		同上
	干賀	寅 10		同上
		卯 10.14		同上
		巳 3.11		同上
		巳 10.遡		同上
	大豆	同上		同上
	塩買	午 5.18		同上



表3-16 安芸竹原忠海の船宿「浜胡屋」に休泊した大村船

船 籍	現 在 地	帆印・船印	船 名	船主・船頭
大村	大村市		寶来丸	久次
同上	同上		大黒丸	吉三郎
同上	同上		観音丸	喜太夫
同上	同上		くわん音丸	喜右衛門
同上	同上	今	村吉丸	形右衛門
同上	同上	大	弁天丸	又左衛門
同上	同上	牧	寅吉丸	与右衛門
同上	同上	今		万屋 弥助
同上	同上	今		万家 八次郎
同上	同上		寶来丸	久次郎
三ツ越	東彼杵郡 川棚町 三越郷	二天	天神丸	又左衛門
同上	同上	卷	神力丸	傳太郎
同上	同上	卷	栄久丸	傳四郎
同上	同上	牧		牧野 傳兵衛
千綿	東彼杵郡 東彼杵町		清井丸	儀右衛門
同上	同上		幸丸	万吉
同上	同上		住吉丸	源吉
同上	同上		同上	八十郎
同上	東彼杵郡 東彼杵町		観音丸	喜市
川田名	東彼杵郡 川棚町		福神丸	市右衛門
同上	同上		万歳丸	吉右衛門
同上	同上		万神丸	辰平
同上	同上		明神丸	金七
同上	同上		腰神丸	勝七
同上	同上			村上 佐次右衛門
同上	同上			村上 清七
其儀	東彼杵郡 東彼杵町		三社丸	源七
同上	同上		春日丸	吉源
同上	同上		大神丸	文四郎
同上	同上		天神丸	森山 路右衛門
同上	同上		春日丸	市之丞
同上	同上			文七
同上	同上		久吉丸	子右衛門
同上	同上		春日丸	茂右衛門
同上	同上		くわん音丸	忠蔵
同上	同上		久吉丸	森 富次郎

乗組員数	積荷・売買	入津・出船	上り・下り	廻船問屋、史料所在、帆印・船印出典
				広島県呉市豊町御手洗 竹原屋(多田家) 多田家文書〔御客船帳〕(複製資料) (広島県立文書館所蔵)
		寅 2.17		同上
	140石積	未 10.11 入津		同上
	300石積	申 1.26 入津		同上
		子 10.27 入津		同上
	400石積	丑 12.7 入津		同上
	700石積	寅 2.11 入津		同上
		辰 8 入津		同上
	250石	巳 4.8 入津		同上
		巳 10.28 入津		同上
		未 1.22 入津		同上
		嘉永3(1850) 2.22 入津		同上
		嘉永3(1850) 8.8 入津		同上
		嘉永4(1851) 7.10 入津		同上
	凡300石積	天保5(1834) 4		同上
	同上	同上		同上

安平)の一四〇石積と続く。

なお、積載石高の表示はないが、三徳丸(直乗船頭牧野庄右衛門)は、前述の如く、文政二年(一八一九)六月八日、越後からの帰りに温泉津湊廻船問屋加賀屋藤左衛門に立ち寄った川棚村三越の三徳丸(船主牧野宅右衛門、沖船頭庄右衛門)一五人乗の、いわゆる「千石船」である。

## 七. 大村船の積売荷物

日本海に北面する出羽酒田・能登輪島・石見温泉津・同浜田、瀬戸内海に南面する安芸竹原・同御手洗の「客船帳」<sup>56</sup>からみた大村藩の諸国廻船について考察してきた。ここで、そのまとめとして大村船の積売荷と買荷を一覧してみよう。

積売荷には、米穀として米(赤り米・がら米)・麦がある。地産米や麦を、どこに積み廻わせれば利潤があがるか、凶作や地震・火災・災害などの情報を集め、大坂・江戸・京都・大津・金沢・高岡・桑名・兵庫・新潟・名古屋・赤間関(下関)・三田尻などにある米の取引所の「米相場」を比較しながら移出先を決めた。隔地間格差による利潤を追求したのである。

積売荷には、食物・飲料品として大豆・干芋・茶があ

表3-17 安芸御手洗の船宿「竹原屋」に休泊した大村船

船 籍	現 在 地	帆印・船印	船 名	船主・船頭
大村	大村市ほか	八	永照丸	岩右衛門
同上	同上	⊕	福市丸	利吉
同上	同上	企	安吉丸	村上安平
肥前大村	同上			牧野藤三郎
同上	同上	▽	永寿丸	
同上	同上	企	富市丸	嘉八
同上	同上	月	辨天丸	牧野藤三郎
同上	同上		三徳丸	牧野庄右衛門
同上	同上	企	若宮丸	佐七
同上	同上		天神丸	御手船 傳次兵衛
大村	同上		大神丸	大村 卯兵衛
同上	同上	⊕	宝永丸	大村 岩吉
同上	同上	鳳		
同上	同上	企		
肥前大村	同上		観音丸	庄蔵
同上	同上		寶栄丸	與八

表3-18 大村船の積売荷と買荷

船 籍	現 在 地	寄 港 名	積 売 荷	買 荷
大村	大村市	出羽酒田	しんちゅう	
同上	同上	安芸竹原	麦・瀬戸物	塩
三ツ越	東彼杵郡 川棚町 三越郷	同上	米・茶・瀬戸物	
同上	同上	石見温泉津	米・瀬戸物	
千綿	東彼杵郡 東彼杵町	安芸竹原	すばし・大豆・干鰯	
川田名	東彼杵郡 川棚町	石見浜田	米・大豆・焼物	塩
川棚町	同上	同上	鉄・焼物	昆布・半紙・中次表
川棚浦	同上	同上	桐油・焼物・赤り米	鉄
同上	同上		がら米	
其儀	東彼杵郡 東彼杵町	安芸竹原	茶・瀬戸物・大豆・干鰯	塩
松島がまの浦	西海市大瀬戸町 松島内郷釜浦	石見浜田	干芋	色々・鉄

る。そのうち、干芋は、甘藷を干したものであるが、大村領の内海うちかいの村々で生産される甘藷は特に甘く、「金沙しんさいも」といわれ、大坂で最高値で取引された。

内海の亀浦は小さな浦であるが甘藷の取引が多く、『大村郷村記』第五卷(57)によると、文久二年(一八六二)には問屋一、塩問屋二、販売商品として芋をあげている。

明治四年(一八七二)二月十五日、松島釜浦(西海市大瀬戸町松島内郷釜浦)の船(直乗船頭・そうめんや多蔵)が石見浜田の外ノ浦湊(島根県浜田市外ノ浦町)に入津して廻船問屋清水屋に宿泊し、積荷の干芋を売り、鉄を買い付け、二月二十五日に出船している。

積売荷の茶も重要な移出品であった。大村領の茶の産地は、彼杵・川棚・千綿など。

彼杵の茶は、元禄四年(二六九二)、五代大村藩主大村純尹すみまさに随行した名主頭の川尻藤太夫が宇治から種子五合余を持ち帰り、同七年(二六九四)に茶葉二貫を摘み、翌年から村内の適地に植えたのが始まりである。元禄期には、既に茶市が開かれ、正徳五年(一七一五)に「彼杵丸茶」として知られるようになったという(58)。

積売荷には、前述の如く、千綿(住吉丸)や川棚(明神丸・腰神丸)・彼杵(春日丸)の廻船が積んだ「干賀しんか」(干鰯)があった。

干鰯は、鰯地引網で漁獲した小鰯をそのまま砂浜に投げ、砂にまぶして干しあげたもので、換金作物である綿やタバコ栽培の肥料として需要が多かった。

温暖少雨という気候条件に合った瀬戸内海の各地(播磨・淡路・安芸・備前・周防・伊予・阿波・讃岐など)では、商品作物としての綿(木綿)の栽培や加工が盛んであった。

これら瀬戸内海の綿作地帯に大村や長崎・島原・佐伯などの九州の干鰯や北海道産のニシンのしめず粕などが肥料として供給された。

綿は、綿糸や反物に加工され、瀬戸内海沿岸各地に綿織物の特産地を生み出していった。

積売荷の焼物あるいは瀬戸物とは、主として波佐見焼である。

波佐見焼は、慶長初期から寛文初期に波佐見村の三股・中尾・永尾・稗木場の皿山が開窯し、白磁染付の日用食器が主であるが青磁も生産した。寛保三年（一七四三）、陶磁器の専売制を実施した。焼物の取扱所として川棚に原田役所を設置した。波佐見で生産された焼物は、川棚川の舟運で川棚の原田役所を経由して三越の蔵屋敷に送られ、海船で大坂をはじめ安芸竹原・石見浜田・温泉津など各地に回漕された。

同年、大村藩は、大坂に蔵屋敷を設け、大坂問屋（和泉屋・備前屋・伏見屋・兵庫屋）と取引を行い、焼物を販売させ、江戸方面にまで販路を拡大した。

## 八・大村船の買荷

大村船の買荷には、天保十一年（一八四〇）、大村藩の御手船が箱館で買付けた昆布・数の子・材木、元治元年（一八六四）、御手船天神丸が購入した可能性のあるニシン・タラなどの海産物がある。また、石見の浜田外ノ浦で買付けた鉄や石州半紙、外ノ浦に寄港した大村船が積載していた他領で購入した中次表（畳表）、そして安芸の竹原忠海で買付けた塩などである。

## ■三・大村城下波止場に着船した諸国廻船

### 大村に来航の諸国廻船

表3-19は、幕末の弘化年間（一八四四〜四八）に、大村城下の波止場に着船した諸国廻船の船頭ら乗組員たちが投宿した宿屋から津方役人（波止場役人）へ提出された滞留願「口上覚」(59)を基に作成した一覧表である。九州（薩摩の指宿・小松原・日置・出水・わびしま 薩島、肥後の長洲、肥前の杵岐・五島）や山陽（周防の阿知須・別府・室積、安芸の広島・玉野）・山陰（石見の大田、出雲、隠岐の目貫）・関西（播磨の室津・高砂、淡路の江井・郡家・草加）を船籍とする諸国廻船が各地の種々な特産物を積んで大村に来航した様子がかがえる。

大村城下の波止場に着船した廻船の中で、特に目立つのが「淡州江井浦」（淡路島西海岸）から来航の廻船である。

表3-19 大村城下 波止場に着船した諸国廻船 (弘化年間 (1844 ~ 48))

地方	国・村浦名	現在地名	船名	船頭	乗組員数	積荷(目的)	備考
九州	五嶋 深江領	五島市福江町か		藤蔵	2	紫藍	水主共2人乗り
				徳三郎	2		福江領のことが
	壱岐 勝本浦	壱岐市勝本町	八幡大新造	徳平次	4	米買調のため	
	肥後玉名郡長洲	熊本県玉名郡		庄之助	3	白灰	
	肥後長須浦	長洲町	正宝丸	庄之助	3	白灰 300俵	玉名郡長洲町
	薩州 出水蔵島	鹿児島県出水市 庄 蔵島		貞右衛門	3	煙草	荷主 幸八
	薩州 日置村	鹿児島県 日置市	蛭子丸	喜一郎	3	茶出し 1,200 并 網類	
		戎丸	喜一郎	3	煙草 100斤 茶出し 1,200		
薩州 小松原浦	鹿児島県 鹿児島市小松原	金栄丸	伝蔵	3	煙草など20丸		
		鶴音丸	徳兵衛	5	吸物碗 1,800		
薩州 指宿	鹿児島県指宿市	福田丸	幸兵衛	3	商売のため		
山陽	防州 室積浦	山口県光市 室積浦	萬栄丸	新助	3	線綿 8本	
	防州 別府村	山口県熊毛郡 田布施町別府	天神丸	久右衛門	4	塩 1,000俵	
	防州 阿知須	山口県山口市 阿知須町	住吉丸	松五郎		塩 1,000俵	15反帆
			明米丸	喜惣次		塩 300俵、米 50俵	13反帆
	芸州 広島江波村	広島県広島市 中区 江波		五郎兵衛	6	端物(太物)	中尾五郎兵衛船
			福吉丸	五郎兵衛	6	穀物類聞繕のため	情報収集のため
			福吉丸	五郎兵衛	6	端物	
	備前 児嶋郡利生村	岡山県玉野市	権現丸	初次郎	2	商売のため	初次郎病死
			徳恵丸	萬蔵	3	蒟蒻玉 40俵	
			春日丸	久兵衛	3	線綿	
春日丸			六蔵	5	線綿		
春日丸			六蔵	5	線綿		
八幡丸			清蔵	3	蒟蒻玉 50俵		
宝永丸			貞吉	4	延売綿代取立て		
		宝部丸	源右衛門	3	線綿 17本 中線綿 4本		
山陰	石州 神子路浦	島根県大田市 仁摩町馬路	福神丸	安右衛門	3	鉄 50束	
	石州 銀山付御料 西川浦	不明	利徳丸	利三郎	3	線綿 10本 素麩 10丁	
	石州 銀山付御料 宅之浦	島根県大田市 仁摩町宅野	嘉祥丸	嘉助	3	鉄 220束	うち120束は注文
	雲州 田地浦	島根県出雲市多 岐町口田儀か	稻荷丸	利八	3	鉄 100束	
	雲州 口田儀浦	島根県出雲市 多岐町口田儀	春徳丸	森右衛門	3	鉄 150束	うち50束は注文
春徳丸			喜市	3	穀物買入		
隠州 目貫浦	島根県隠岐郡 隠岐の島町目貫	伊勢丸	秀四郎	4	杉板		
関西	播州 室津	兵庫県たつの市 御津町 室津	順風丸	儀三郎	4	皮物	
			住吉丸	吉右衛門	5	煙草入商売	
			和徳丸	市兵衛	5	煙草入	
	播州 高砂	兵庫県高砂市	住吉丸	藤兵衛	5	太物	松尾屋岩蔵船
			伊福丸	清作	3	蒟蒻玉	
			伊福丸	清作	4	線綿 70本	
		氏福丸	平兵衛	3	線綿		

地方	国・村浦名	現在地名	船名	船頭	乗組員数	積荷(目的)	備考			
関	淡州 江井浦	兵庫県淡路市 一宮町江井	栄福丸	兵蔵	3	なし				
			幸福丸	長蔵	4	繰綿 20本				
			幸福丸	長蔵	3	繰綿				
			幸福丸	嘉兵衛		なし				
			幸福丸	長蔵	3	なし				
			住吉丸	本蔵	3	綿 30本				
			住吉丸	五郎兵衛	3	綿 20本 鯨油 10丁				
			住栄丸	兵三郎	3	綿 20本				
			住栄丸	兵三郎	3	繰綿 20本				
			住栄丸	兵三郎	3	新綿 20本 蒟蒻玉 50俵				
			住栄丸	兵三郎	3	繰綿 28本				
			住栄丸	兵三郎	3	繰綿 30本				
			福寿丸	権吉	3	小座表類				
			福寿丸	角蔵	3	黒砂糖 25丁				
			権現丸	久三郎	4	染地反物 300反				
			住徳丸	惣吉郎	3	繰綿 15本				
			伊生丸	多蔵	3	蒟蒻玉 20俵				
			福若丸	惣右衛門	4	なし 米間纏				
			西	淡州 郡家浦	兵庫県淡路市 一宮町郡家	住吉丸	市右衛門	3	酒	
						淡州 草加村	兵庫県淡路市	住吉丸	喜兵衛	4
淡州 竹加村	一宮町草香	明神丸				久兵衛	5	綿		
大栄丸	宗左衛門	4				繰綿				
栄福丸	兵蔵	4				なし、商用のため				
春日丸	嘉兵衛	3				鯨油 14丁				
幸若丸	浅之丞	4				繰綿 17本				
福若丸	惣右衛門	4				なし 米間纏				
福若丸	嘉兵衛	3				鯨油 14丁				
幸若丸	浅之丞	4				繰綿 17本				

【註】 梅田和郎・山下 二・本馬貞夫「大村藩の地方支配について ―「問役」を中心にして―」（大村史談会編『大村史談』第五十一号 大村史談会 2000年所収）60～63頁の表を参考に作成。

\* 出典史料：長崎歴史文化博物館収蔵（長崎県立長崎図書館郷土課旧蔵）「口上覚」商売船入津関係文書 全25点

繰綿・小座表・染物反物・黒砂糖・鯨油・蒟蒻玉などを積んだ江井浦船の数が最も多く四割強を占めている。大村から畿内への廻船ではなく、瀬戸内海東部・畿内先進地域からの海上流通ルートは主として江井浦船が担っていたのである。

五島の紫藍、肥後長洲の白灰、薩摩の煙草・茶出（急須）・吸物椀、室積、玉野の繰綿、阿知須の塩、広島の大物・反物、玉野の蒟蒻玉、出雲・石見の鉄、隠岐の杉板、室津の皮煙草入など各地の特産物が廻船で大村へ移入された。一方、「米買調のため」「酒調のため」「穀物買入のため」の如く、大村に米や穀物・酒などを買い付けに他国廻船が来航している。ここにはその記載はないが、自国に少ない大村の特産品（彼岸・川棚・千綿の茶、干鰯・波佐見焼など）が帰り荷として移出さ

表3-20 大村藩領57ヵ村所有帆船(持船)の反帆数(1～21反)※持船保有の村に限定

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
①大村	30	84	14		1																	129
②竹松村	8	5	6		1																	20
③福重村	1		2																			3
松原村	1	45	4	2																		52
④鈴田村																						0
⑤三浦村	4	15	6	2	6																	33
江串村		7	7	1				1														16
千綿村	1	27	6	4		2	1	3														44
⑥彼岸村		2	21	23	1		1		1						2							51
川棚村	11	49	42	21	3	5	3	1		2			1									138
宮村	3	23	12	3	1																	42
伊木力村		8	17	3	2																	30
佐瀬村		1	3	2																		6
長興村	12	28	9	5																		54
時津村	7	19	18	9	2				1													56
戸町村	1	17	23		1																	42
日並村			3		1																	4
⑦西海村					2																	2
⑧村松村		10	7	4																		21
子々川村		4	2	1																		7
長浦村	4	20	14	1																		39
戸根村					1																	1
形上村	2	2	2		4																	10
尾戸村	2	20	6																			28
小口浦村	1	25	7	1																		34
⑨三町分		14	7	4	2	1		1														29
下岳村	12	27	13	7																		59
亀浦村	1	35	8	3	1		1															49
中山村		3	1		1																	5
宮浦村	8	10	2																			20
白似田村		1		1																		2
八木原村	3	1	2	2																		8
小迎村	14	3	2	2		2																23
川内浦村	12	3	5	1																		21
伊ノ浦村	68	16	8	3	2	4		2														103
⑩畠下浦	9	6	9	5	4	1																34
横瀬浦村	1	3	6	8																		18
面高村	21	14	13	9	3		2	2														64
天久保村	1	1	1	2																		5
⑪黒口村	3	1	1	6	1		2															14
大田和村	1	2	3	4																		10
中浦村	6	6	16	5																		33
多以良村	5	17	4	8			3															37
七ッ釜浦村	5	29	22	7	4	1	2	2														72
⑫瀬戸村	30	112	50	20	2	6	4	2	7													233
雪浦村		2	6	3		2	2		4	2												21
神浦村	12	17	68	10	1		2	2	8					4	3	1	1					129
黒崎村	6	7	13	3	2	2	4															37
⑬三重村	36	16	13	10	12	5	2		8													102
陌苅村	2	2	3	6	12	2		2														29
式見村	14	49	12	12	34	3	12	1	10	3												150
福田村		23	39	16	6	1		4														89
大島村	1	51	25	1																		78
黒瀬村		9	37	4	1	3	2															56
嘉喜浦村	10	32	29	7			2															80



	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計		
⑭ 崎戸浦村	14	37	26	3	4			2														86		
松島村	8	49	34	3	1		1												1			1	98	
江島村	46	38	14	6																			104	
⑮ 平島村	32	21	9	6	1																		69	
合計	469	1068	732	269	120	40	47	24	39	7	0	0	1	4	5	1	1	0	1	0	1	0	1	2829

【註】『大村郷村記』全六巻(藤野 保編 国書刊行会 1982年)による。戸町村については、『大村藩戸町村郷村記』(大村史談会編 大村史談会 2010年)をもとに作成。

- ①は、『大村郷村記』には、久原分の1反帆12艘・2反帆38艘・3反帆2艘・5反帆1艘の計53艘及び池田分の1反帆15艘・2反帆39艘・3反帆3艘の計57艘は帆別銀免許とある。  
 ②は、『郷村記』には、5反帆は帆別免許 城下大給4人 小給岩永林助とある。  
 ③は、『郷村記』には、3反帆2艘は城下大給分帆別免許とある。  
 ④は、『郷村記』には、船数之事には、船1艘 但3枚帆とあるが、1反帆～21反帆には該当せず、0とした。  
 ⑤は、『郷村記』には、船数之事とは別に津田川内浦の項に船数15艘 漁船、日泊浦の項に船数3艘 漁船とある。船数に加算の有無不明。  
 ⑥は、『郷村記』には、2艘15反帆は、帆別免許とあり、4反帆2艘は、問附網船帆別免許とある。  
 ⑦は、『郷村記』には、但5反帆村船とある。  
 ⑧は、『郷村記』には、帆船とは別に5艘丸頭とある。合計26艘。  
 ⑨は、『郷村記』には、帆船とは別に12艘丸頭・5艘端船とある。合計46艘。  
 ⑩は、『郷村記』には、3反帆9艘 内1艘田崎大助分、帆別免許とある。  
 ⑪は、『郷村記』には、別に1艘端船とある。合計15艘。  
 ⑫は、『郷村記』には、別に4艘端船とある。合計237艘。  
 ⑬は、『郷村記』には、別に端船2艘とある。合計104艘。  
 ⑭は、『郷村記』には、26艘3反帆 内3艘鱗網船、帆別免許とある。  
 ⑮は、『郷村記』には、1艘5反帆は、但村船帆別免許とある。  
 上記、帆船以外の船は合計30艘。これを加算すると2859艘。  
 これに家船総数(瀬戸村63艘・嘉喜浦村38艘・崎戸浦29艘)130艘を加算する船数総計2989艘。

表3-21 大村廻船の母港(船籍地)

※印は御手船。例⑧は8人乗。(700)は700石積。

船 籍	船 名									
大村 城下本町	天神丸 ⑧	弁天丸 ⑬								
大村 今里	村吉丸									
彼 杵 村	戎 丸	観音丸	春日丸	久吉丸	住吉丸 ⑦	村吉丸 ⑦	住重丸 ⑦	三社丸		
川 棚 村	寶壽丸	若吉丸	永福丸	松吉丸	永昌丸	福神丸	万歳丸	腰神丸	弁天丸 ⑧	
	住徳丸	住吉丸	住若丸	住栄丸	万神丸	明神丸				
川棚村三越	天神丸 ※⑧	驥徳丸 ※	大黒丸 ※	神通丸	神力丸	栄久丸	灘吉丸 ⑥	蛭子丸 ③	三徳丸 ⑮	
	日吉丸 ⑦	弁天丸 ⑫	徳吉丸 ⑥							
千 綿 村	清井丸	幸 丸	住吉丸	観音丸						
瀬 戸 村	福吉丸 ⑩									
松 島 村	大福丸	徳伊丸	天神丸 ⑮	戎 丸 ③						
大 村 領	寶栄丸 (凡300)	寶昌丸	天満丸	日吉丸	富市丸	任寿丸	寶来丸	大黒丸	観音丸 (凡300)	
	村吉丸	弁天丸 (700)	寅吉丸	福市丸 (400)	安吉丸 (140)	永寿丸	三徳丸	若宮丸 (250)	天神丸 ⑮	
	大神丸	宝永丸	明神丸 ⑦	栄久丸	永福丸	永照丸				

【註】 本文掲載の酒田・輪島・太田・浜田・竹原・御手洗の客船帳をもとに作成。

れたことであろう。

また、「穀物類問繕のため」「商売方問繕のため」にも大村へ来航しているが、これは作況や需要状況の情報収集のためと思われる、隔地間格差の相場をにらんだ商取引の一端がうかがえる<sup>(60)</sup>。

#### ■四、大村廻船の母港（船籍地）

##### 一、彼杵と音琴湊

彼杵宿に隣接し、彼杵川河口域に設けられた彼杵湊は、時津湊とを結ぶ大村湾渡海の商港であり、音琴湊とを合わせた安政三年の船数は五一艘であった。そのうち、二艘の一五反帆と九、七、五反帆の合わせて五艘は遠隔地航行の廻船であろう。諸国の客船帳には、彼杵が船籍の廻船として戎丸・観音丸・春日丸・久吉丸・住吉丸など八艘が散見される。

##### 二、川棚と三越・小串浦湊

『大村郷村記』第三卷<sup>(61)</sup>には、川棚村の浦として川棚浦・三越浦・小串浦が見え、船数は合計一三八艘。そのうち、川棚浦は、船数七八艘（一〇反帆以下）。そして二三反帆一、一〇反帆二、八反帆一、七反帆三、六反帆五、五反帆三艘の合計一五艘は廻船であろう。諸国の客船帳には、川棚が船籍の廻船として寶壽丸・若吉丸・永福丸・松吉丸など一五艘が散見される。大村湾に注ぐ川棚川の河口域には、川棚湊と波佐見焼を大坂などに回漕するために大村藩が設営した浦の蔵屋敷があった。

大崎半島の東の付根にある三越浦は船数一一艘（二三反帆以下）。諸国の客船帳<sup>(62)</sup>には、三越が船籍の廻船として御手洗三艘（天神丸・驥徳丸・大黒丸）、神通丸・神力丸など一二艘が散見される。

三越には、皿山役所の三越蔵屋敷が置かれた。三越郷の琴平神社は、天保八年（一八三七）、三越浦の海運業者牧野莊右衛門・牧野伝三郎・村上善兵衛が讃岐の金毘羅神社の祭神（木札）を勧請したものである。拝殿には、船絵馬写真<sup>3</sup> 32数枚が奉納されている。

川棚町白石郷の豊姫神社の石の鳥居は、文化九年（一八一二）に三越浦の廻船業者らが奉納したものである。

### 三、千綿、瀬戸と松島浦湊

『大村郷村記』第三卷<sup>63</sup>によると、千綿浦は船数四四。そのうち、八反帆三、七反帆一、六反帆二艘。諸国の客船帳には、千綿が船籍の廻船として清井丸・幸丸・住吉丸・観音丸が散見される。

瀬戸浦は『大村郷村記』第五卷<sup>64</sup>によると、船数二二三。そのうち、九反帆七、八反帆二、七反帆四、六反帆六、五反帆二艘である。しかし、管見の限り、本州の客船帳に散見できるのは福吉丸一艘だけである。『大村郷村記』第六卷<sup>65</sup>に「此浦何風にも船繋よし。大船式百艘余繋ぐべし。肥後・薩摩并諸国の商船輻輳みくそうの津にて領内第一繁昌の湊なり」とある如く、肥後や薩摩など九州を主な流通圏とする廻船であったかも知れない。

松島浦は船数九八。そのうち、二一反帆一、一九反帆一、七反帆一、五反帆一艘である。二艘の大船は領内で最大規模である。

### 四、神浦、雪浦と式見浦湊

『大村郷村記』第六卷<sup>66</sup>によると神浦村（現長崎市）は船数二二九。そのうち、一六、七反帆各一、一五反帆三、一四反帆四、九反帆八、八反帆二、七反帆二、五反帆一艘である。また、同書によると、雪浦村（現西海市）は船数二一。そのうち、一〇反帆二、九反帆四、七反帆二、六反帆二艘である。そして同書によると、式見村（現長崎市）は船数一五〇。そのうち、一〇反帆三、九反帆一〇、八反帆一、七反帆二二、六反帆三、五反帆三四艘である。



写真3-32 琴平神社（川棚町三越郷）の船絵馬

五反帆以上の廻船と思われる船数が多い浦湊として神浦、雪浦、式見浦を検討したが、管見の限り、諸国の客船帳には、いずれも散見できない。ただし、船籍が大村領の何湊か明らかにできない廻船が二四艘あることを付記しておく。

(半田隆夫)

註

- (1) 豊前大里宿のこと。現在の北九州市門司区大里に比定される。寛永二十年(一六四三)幕府は、武家諸法度を制定して以来、九州の諸大名は小倉または大里から渡航するもの多く、大里は上り陸終海始、下り海終陸始の海駅として大いに殷賑を来した。同地には大村藩の本陣として、肥前屋があつた(吉永禹山・中山主膳編「門司郷土叢書」第四卷、国書刊行会、一九八二)。「本丸廻状留」
- (2) 九州大学附属図書館九州文化史資料部門所蔵
- (3) 前掲註(3)
- (4) 福岡県教育委員会編、福岡県文化財調査報告書第一八四集『長崎街道』歴史の道調査報告書 第一集(福岡県教育委員会、二〇〇三)
- (5) 「御記録」(福岡県史稿)
- (6) 佐賀県立図書館所蔵「泰国院殿御年譜地取」二五
- (7) 喜々津健寿「大村藩の街道と宿場」(肥前歴史叢書7)芸文堂、一九八五
- (8) 藤野 保編「大村郷村記」第二卷(国書刊行会、一九八二)
- (9) 藤野 保編「大村郷村記」第一卷(国書刊行会、一九八二)
- (10) 前掲註(9)
- (11) 大村市立史料館所蔵、大村家史料「大村彼杵駅人馬増賃願」
- (12) 前掲註(8)
- (13) 前掲註(5)
- (14)

- (15) 菱屋平七「筑紫紀行」(竹内利美・原口虎雄・宮本常一編『日本庶民生活史料集成』第二十卷 三二書房 一九七二)  
 (16) 丁は町と同義。一町は六〇間、一〇九ト強。七・八丁は約八〇〇ト。  
 (17) シーボルト著、齋藤 信訳「シーボルト参府旅行中の日記」(思文閣出版 一九八三)  
 (18) 山下和秀「松原謙の原料鉄供給について」(大村史談会編『大村史談』第六十二号 大村史談会 二〇一一)  
 (19) 宮本常一・谷川健一・原口虎雄編『日本庶民生活史料集成』第二卷(三一書房 一九六九)  
 (20) 前掲註(19)  
 (21) 最初は「描かれた幕末明治イラストレイテッド・ロンドン・ニュース 日本通信 一八五三―一九〇二」に掲載、その後大村市がその原画を購入、大村市教育委員会所蔵  
 (22) 大村史談会編『九葉実録』第五冊(大村史談会 一九九七) 二七七〜二七九頁  
 (23) 山口県教育会編『吉田松陰全集』第十卷(岩波書店 一九三六)  
 (24) 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』(高科書店 一九九四)  
 (25) 国立公文書館所蔵 内閣文庫  
 (26) 村松友次「謎の旅人曾良」(大修館書店 二〇〇二)  
 (27) 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九五)  
 (28) 前掲註(1)  
 (29) 大村史談会編『九葉実録』第二冊(大村史談会 一九九五)  
 (30) 前掲註(6)  
 (31) 森崎兼廣「大村藩の参勤交代年表(江戸前期)」(大村史談会編『大村史談』第二十六号 大村史談会 一九八四)、森崎兼廣「大村藩の参勤交代年表(江戸中期)」(大村史談会編『大村史談』第二十号 大村史談会 一九八七)  
 (32) 松尾晋一「江戸幕府の対外政策と沿岸警備」(歴史科学叢書(校倉書房 二〇一〇) 三七頁)  
 (33) 三好不二雄監修・三好嘉子校註「野田家日記」(西日本文化協会 一九七四)  
 (34) 喜々津健寿「大村藩主の江戸参勤と彼岸宿」(大村史談会編『大村史談』第二十号 大村史談会 一九八一)  
 (35) 柴田恵司「大村海軍史三題 二、富松神社の船絵馬調査とその方法」(大村史談会編『大村史談』第四十九号 大村史談会 一九九八)  
 (36) 前掲註(8)

- (37) 藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』七(高科書店 一九九四)
- (38) 大村市立史料館所蔵 田崎家史料
- (39) 池内 敏『近世日本と朝鮮漂流民(臨川書店 一九九八)
- (40) 宮崎五十騎「原町における大村藩士佐藤甚兵衛主従の墓」(大村史談会編『大村史談』第四号 大村史談会 一九六八)、勝田直子「原町における大村藩士の墓」後日談(大村史談会編『大村史談』第三十号 大村史談会 一九八七)
- (41) 山下幸子「享保の象行列」(尼崎市史編修室編『地域史研究』尼崎市史研究紀要第二巻二号 尼崎市史編修室 一九七二)
- (42) 諫早市立諫早図書館郷土史料室所蔵 史料番号一〇二五五 「日新記」享保十四年正月より十二月
- (43) ①浜胡屋「荒木家文書」は原文書を広島県竹原市思海町在住の個人が所蔵し、複製(複写)資料を市立竹原書院図書館、広島県立文書館、大分県の津久見市民図書館が所蔵している。②江戸屋「羽白家文書」は原文書を市立竹原書院図書館が所蔵し、複製(複写)資料を広島県立文書館が所蔵している。
- (44) ①山形大学附属図書館所蔵「津国屋文書」、②国立歴史民俗博物館所蔵「鈴木家資料」
- (45) 大村史談会編『九葉実録』第四冊(大村史談会 一九九六)
- (46) 前掲註(8)
- (47) 前掲註(8)
- (48) 前掲註(44)②
- (49) 中村 裕「輪島港のみなと文化」(一般財団法人みなと総合研究財団ホームページ みなと文化研究事業 港別みなと文化アーカイブス 北陸 石川県 No.8 PDF版)
- (50) 輪島市教育委員会所蔵「宮野屋客船帳」一・二(複写)を参照。砂上正夫(石川県輪島市)の教示による。原文書は、宮野 正(石川県輪島市)所蔵。
- (51) 前掲註(50)
- (52) 浜田市立中央図書館所蔵「鶴田文庫」の中にある郷土史家・鶴田眞秀が筆写した資料。
- (53) 原文書は、清水邦行(島根県浜田市)所蔵で、浜田市指定文化財。尚、同文書は全十翻刻され、柚木 学編『諸国御客船帳』—近世海運史料—上・下巻(清文堂史料叢書 第12・13刊)(清文堂出版 一九七七)として刊行されている。
- (54) 西村嘉助編『竹原市史』第二巻「論説編」(竹原市役所 一九六三)
- (55) 広島県立文書館所蔵

- ⑤6 前掲註(43)・(44)・(52)・(53)・(55)  
藤野 保編『大村郷村記』第五卷(国書刊行会 一九八二)
- ⑤7 藤野 保編『大村郷村記』第三卷(国書刊行会 一九八二)・②東彼杵郡教育會編『長崎縣東彼杵郡誌』(名著出版 一九七四復刻)など。
- ⑤9 長崎歴史文化博物館収蔵「口上覚」商売船入津関係文書 全二五点  
梅田和郎・山下 二・本馬貞夫「大村藩の地方支配について―問役を中心として―」(大村史談會編『大村史談』第五十一号  
大村史談會 二〇〇〇)
- ⑥1 前掲註(58)①
- ⑥2 前掲註(43)・(44)・(52)・同「出羽屋客船帳」(石橋家)・(53)
- ⑥3 前掲註(58)①
- ⑥4 前掲註、(57)
- ⑥5 藤野 保編『大村郷村記』第六卷(国書刊行会 一九八二)  
前掲注(65)
- ⑥6 前掲注(65)

#### 参考文献

- 箭内健次編『北九州』縄文より明治維新まで(吉川弘文館 一九六八)
- 角川日本地名大辞典編纂委員会編 角川日本地名大辞典『42 長崎県』(角川書店 一九八七)
- 熊本大学架蔵「大覚帳頭書」(安政三年・一八五六)
- 中林 保『因幡・伯耆の日本海廻船』(私家版 二〇一一)
- 石井謙治『和船 I—ものど人間の文化史76—I—』(法政大学出版局 一九九五)
- 井原西鶴「日本永代蔵」(谷脇理史・神保五彌校注、暉峻康隆訳)『新編 日本古典文学全集』68「井原西鶴集」(3) 小学館 一九九六
- 古川古松軒著、大藤時彦訳『東遊雜記』奥羽・松前巡見私記(東洋文庫27)(平凡社 一九六四)
- 大村史談會編『大村藩戸町郷村記』(大村史談會 二〇一〇)

## 第四節 大村藩の災害

### 一 大村藩における災害履歴

#### ■「九葉実録」にみる大村藩の災害

大村藩の藩政日記「九葉実録」によれば、同藩の慶安三年（一六五〇）から慶応四年（一八六八）に至る約二二〇年間には、災害が記事にして二〇七件記録されている。災害の種類ごとにその件数（実際はこれ以上とみてよい）を示すと、次のとおりである。

火事…一五二、大雨…六、大風…一三、大風雨…一七、洪水…二、地震…六、高潮…一、塩害…一、旱魃…二、虫害…一、雷害…一、船難破…二、馬疫死…一、複合…四（雨・虫・霖・旱・虫・旱・風、雨・旱）

ただし、右記火事には、長崎での火事一七件が含まれている。また、全記事には、江戸での火事（一七件）と風雨害（一件）、地震（一件）も記載されている（火事一五二件からは除外している）。

大村藩の災害記録では、火事の発生が全記事中一五二件を占め（全体の七三・四割）、いかに火事が多かったかが分かる。火事に次いで多いのは、風雨害（大雨、大風、大風雨、洪水）の三八件（一八・四割）、続いて地震六件（二・九割）である。記事中、馬疫死一件については、コラムとして後述する。

### 二 大村藩の火災

#### ■一 発生の特色

大村藩内での火災は、武家地の二件以外は町人地や海浜集落での火災である。それらでの火災も、焼失家屋数が一〇〇戸を超えるものが計七回以上を数える。焼失家屋数の多いものを挙げると、次のとおりである。

神浦一〇八戸（延宝二年（一六七四）一月）、彼岸一四〇戸（元禄六年（一六九三）二月）、田町片町三七〇戸（元



文四年（一七三九）九月、彼杵一三八戸（明和六年（一七六九）一月）、神浦三四六戸（寛政二年（一八〇〇）九月）、三重二一九戸（文化一〇年（一八三三）一〇月）、瀬戸一二二戸（文政元年（一八一八）六月）

右記のうち延宝二年神浦一〇八戸焼失は、子供の火遊びが原因である。ちなみに、寛文三年（一六六三）三月八日の長崎大火では、筑後町から出火して三二五二戸の民家が焼失している。長崎ではほかに、元禄十一年（一六九八）四月二十三日後興善町出火で二〇四四戸、明和三年（一七六六）二月二十七日西古川町出火で二七九四戸、天明四年（二七八四）七月二十四日唐人屋敷出火で一〇カ町（推定）罹災者八九二人の大火があり、江戸時代の記録に残る「長崎大火」である<sup>1)</sup>。

## ■二．発生の原因

大村藩の火災が、武家地に少なく町人地に非常に多いこと、町人地での火災で焼失家屋一〇〇戸を超えるような大火が何回も起きていることについて、原因を考えてみる。

(一) 武家地では屋敷が階段状の土地にあつて、敷地が五〇〇〜六〇〇坪（約一六五〇〜一九八〇平方メートル）と広い。屋根も延焼防止に威力を発揮する瓦が使われていた。更に敷地周りには多くの樹木が植栽され、延焼を防いだに間違いはない。

(二) 一方、町人地では家屋が軒を並べ、瓦葺の家もあるものの、大半は茅葺、藁葺の家であつて、いったん火事が出ると、延焼しやすい屋根構造になつていた。

(三) また、延焼防止に役立つ「うだつ」が、大村藩領内には使われていなかったのではなからうか。『長崎街道・大村路』と『歴史となつた風景〜古写真に見る大村生活史〜』には、少ない図・写真だが「うだつ」の存在は見当たらない。

## ■三．火除け地

延焼防止には「火除け地」が効果的である。大村市の姉妹都市である秋田県仙北市の角館町には、江戸時代、火除



写真3-33 角館町割絵図 (享保年間 (1716 ~ 35))

(仙北市教育委員会提供)

け地があった写真<sup>33</sup>。武家地と町人地との間に長さ一六〇間(約二九一<sup>メートル</sup>)、幅一二間(約二二<sup>メートル</sup>)の空地を設け、少し町人地側に寄って高さ一丈(約三<sup>メートル</sup>)の土塁を築いて、完全に武家地と町人地とを遮断していた(2)(この火除け地は現在でも、その跡地の一部が現地保存されている)。

大村藩ではどうだったのだろうか。『大村郷村記』第一巻 大村之部 町(玖嶋城下町)に、片町の記事があり、「火変の取切場」として同藩の火除け地が記録されている。すなわち、「片町海手の方は、昔は杉の大山であった。玖嶋の城要害の為にこれを植えたと言ひ伝えられている。寛永十二年(一六三五)「この杉山を伐採して商家を建て」とあり、続いて「その後当町での宝永・正徳年間の大火の後、享保元年(一七一六)片町四丁目・同新町の商屋二二間(軒の誤記か)を移転して空地とし、再び杉を植え立てて、火変の取切場とした」とある。

この「火変の取切場」こそ、火除け地にほかならない。記事には更に「それ以前にもこの場所に取切場があって、正徳四年(一七一四)市中大火の際に、この取切場にて鎮火に及んだという」と記されている。大村藩の火除け地は実際、火災を鎮めて延焼防止に貢献したのである。火除け地がなかった頃の片町においては、寛文八年(一六六八)一月「片町火アリ、延テ市家六十、土戸十一ヲ焼ク」(『九葉実録』卷之一・『九葉実録』第一冊)大火があり、町人地・武家地ともに焼けていることが明らかである。

なお、前記の三重二一九戸焼失は、「九葉実録」では「三重火アリ横目役所間役所及ヒ二百十九戸四百四十廠ヲ焼ク」とあり、町人地(あるいは武家地)から出た火が、武家地(あるいは町人地)の方に、この間に火除け地がないため延焼していったと推察される。

#### ■四、消火消防

##### 一、破壊消防

「取崩し」ともいう。火事の炎が付近に及んでくると、まず手<sup>て</sup>鳶<sup>とび</sup>で建物の瓦をはねて屋根板をまくるとともに壁を壊して柱だけにした上で、次に大梯子を家に突っかけて柱をねじり倒し、また長鳶口で重木<sup>おもぎ</sup>などを崩す。あるいは

は延焼の恐れある建物について、斧で柱を切り縄をかけてその建物を引き倒す。このようにして、火道を絶つか延焼を食い止める方法をとった。

## 二・龍吐水

享保三年（一七一八）長崎で「手突水鉄砲」てつみずてつぱう「写真3-1」写真3-1 34がつくられた③。全長三尺七寸（約一・一メートル）で、その構造は、円形又は角形の木筒の内部に、握り柄を手で動かす唧子しやくし（ピストン）があり、筒の側面には噴水管が取り付けられ、筒の底部には吸水口があつて、そこに弁が装置されている。

使用法は、水を満たした桶又は盥たらいに筒部を浸し、握り柄をとって唧子を上下に動かすと、吸い上げられた水が噴水管から飛び出す。その水の飛び出る様子が、あたかも龍が水を吐き出すかのようなところから、手突水鉄砲は「龍吐水」りゅうとすい（又は竜吐水）と俗称された場合もある。

この手突水鉄砲（又は龍吐水）は今日の眼でみれば幼稚なものだが、携行の便もよく、破壊消防の当時にあつて水を用いて火に向かう唯一の利器であつたため、大村藩でも山間部の農村あたりにまで普及していたに違いない。

## 三・雲龍水

「雲龍水」うんりゅうすいは龍吐水の改良されたものである。一つの水槽と、一つか二つの筒部及び唧子からなる、木製のポンプのことを雲龍水と叫ぶ。写真3-35・36はいずれも長崎県消防学校（大村市森園町）所蔵の雲龍水で、実際に使用されていたものである（消防学校に所蔵されているが、そばの説明書には「竜吐水」の字があてられている）。

この雲龍水を龍吐水といった地方もあり、現在もそのように解釈されている場合もあるが、本論では区別している。両者の違いを端的に言えば、龍吐水（又は手突水鉄砲）はポンプそのものを水槽（桶やたらい）に入れるもので、



写真3-34 手突水鉄砲  
（長崎県消防学校所蔵）

### 三 大村藩の洪水

#### 一、洪水の発生状況

「九葉実録」には洪水がたびたび記録されている。一例を示す。元禄十二年

(一六九九)八月「十二日大雨が降り十三日洪水となった。本小路は水深四尺余り(約一・二メートル)で、各所で石垣が崩れ、石橋が落ち、道路は川となって往来は絶え、人家では水が上がったため(床上浸水)死者が出た」と記録され、同月二十三日には藩役人による被害調査の結果が、長崎奉行の命令で江戸幕府に報告された。その内容は次のとおりである。

被害額…八二〇〇石余、川岸石垣崩壊計一万七〇〇間余、海手土居崩壊計三四〇間余、民家被害一五二軒(う



写真3-35 雲龍水①(地方によっては龍吐水)(長崎県消防学校所蔵)

雲龍水はポンプ自体に水槽が組み込まれている。

つまり雲龍水は、水槽の中央部に支点をもつ遙程ようかんが長く左右に伸び、その遙程に唧子が連結され、遙程の両端を数人で握って交互に上下する。遙程の上下動で唧子が作動し、水槽内の水が吸い上げられてホースから噴出する仕組みだ。雲龍水は龍吐水(又は手突水鉄砲)に比べれば、はるかに威力は大きく、当時としては最新鋭といえたであろう。



写真3-36 雲龍水②

(長崎県消防学校所蔵)

ち九〇軒流失）、死者男女計三六人（う

ち一五人流失）、牛馬四疋流失、橋崩壊

大小八、船被害大小一七艘、など

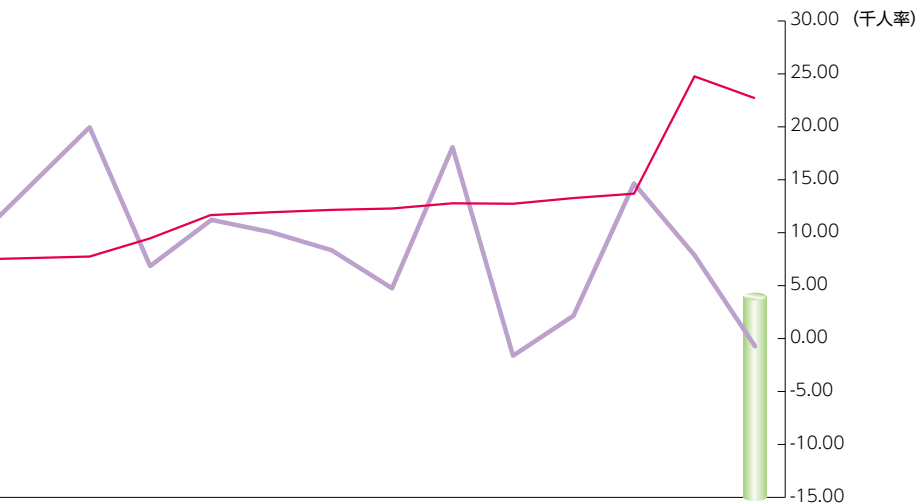
まるで昭和三十二年（一九五七）に発生した大村水害（諫早大水害）を彷彿とさせるが、洪水被害は多数の死者が出るなど、大村水害をはるかに上回る罹災状況であった。

## ■二、洪水の発生原因

### 一、都市の燃料

藩内の人々の生活のため当然薪炭が必要であり、樹木が伐採されたり根株が掘り起こされたりする。他藩がそうであったように大村藩でも、後者では特にマツの根株が掘り起こされ、割木や付け木に用いられたであろう。時代の推移とともに、都市化は進み生活の向上もあるため、都市燃料としての薪炭の使用量は増加していったに違いない。

生活の向上以上に見逃せないのが、大村藩の人口増加である。藩人口を『九葉実



	1706	1717	1725	1726	1727	1728	1729	1730	1739	1740	1789	1861
												59,060
	70,778	76,112	82,956	83,790	84,490	84,891	86,426	86,286	87,961	89,250	123,702	117,300
	19.96	6.85	11.24	10.05	8.35	4.75	18.08	-1.62	2.16	14.65	7.88	-0.72

【註】 熊野道雄「大村藩の人口問題を考える—人口抑制策を中心に—」【表1】 大村藩の石高及び人口推移（大村史談会編『大村史談』第六十一号 大村史談会 2010年 57頁）をもとに作成。

録』『大村郷村記』などから約二五五年～五〇年間隔で略示すると、左記のとおりである。

寛永十二年（一六三五）五二二九〇人、  
 貞享二年（一六八五）五六六四二人、  
 安永二年（一七〇五）六九三九三人、  
 享保十五年（一七三〇）八六二八六人、  
 寛政元年（一七八九）一三三七〇二人、  
 安政三年（一八五六）一一六二七三人

藩人口の推移の詳細は表3-22のグラフのとおりであるが④、寛永十二年（一六三五）から安政三年（一八五六）に至る二二〇年間で倍増以上の増加になっている。この人口増加の面からも、薪炭の使用量の増加は免れない。

## 二・家屋・寺院の建築

家屋・寺院の建築には、大量の木材が必要である。特に前者については、大村藩では既述のとおり火災が頻発したため、火災のたびごとに多くの山林樹木が伐採されていった。また、藩内人口の増加も

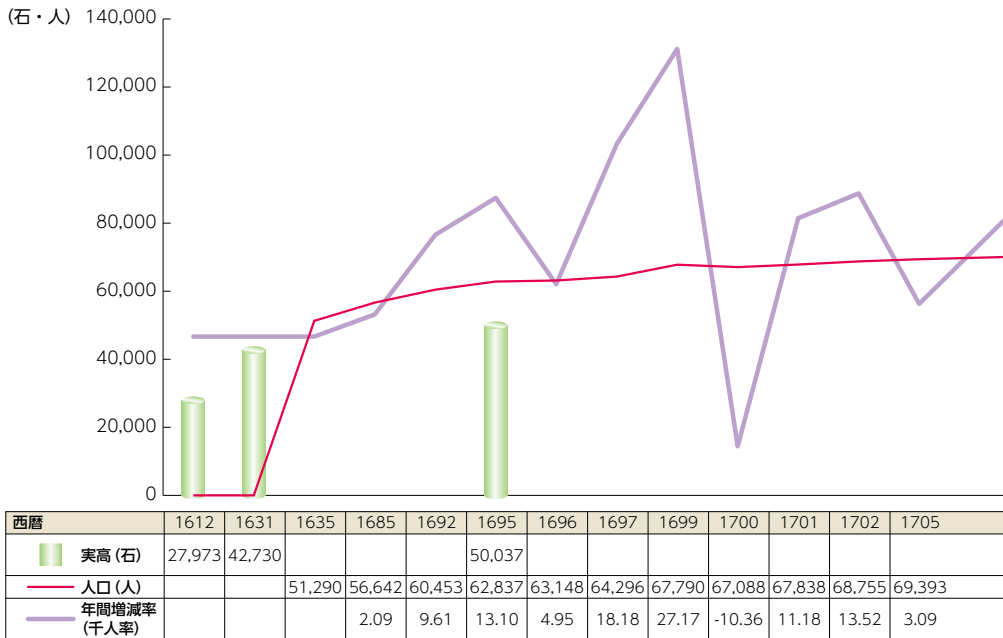


表3-22 大村藩の石高及び人口推移

あり、これら増加人口の住まいを確保するため、立木が多く伐採されたことは論を待たない。

### 三・自給肥料としての刈敷

江戸時代、田畑の自給肥料は人糞尿、厩肥まうひ、それに刈敷かりしきである⑤。「刈敷」とは、田植の前に山から取ってきた若草・新芽・若葉などを田に敷き詰め、牛馬により踏み込んで入れるものをいう。このため当時、全国各地には草山・芝山・柴山といった山々が相当程度の割合で存在したといわれる。田畑を肥やすためには、大量の草木が必要となる。そこで草木の大量調達を目指すため、立木を伐採したり火入れを行ったりして草地化し、山そのものを改変する方法が取られたりもした。大村藩も例外でなかったかも知れない。

### ■三・特に大村藩の諸産業から

大村藩の諸産業のうち、大量の燃料を必要とするのは窯業と製塩業である。当時、燃料には一般に薪炭材（木の枝葉を含む）が使われたが、これらはもちろん立木の伐採によつており、このために洪水の原因になっていたかも知れない。更に大村には石炭も産出していたため、立木のほかに石炭が燃料にどのように用いられたか、あるいは使われなかったのか、見てみよう。

#### 一・波佐見焼

大村藩では、波佐見において巨大な登窯が相次いで築かれ、十八世紀以降、藩は国内向けの磁器生産を奨励したようである。淀川をはじめ全国の遺跡等でも見られるように、その提供した量は膨大であった⑥。

窯業の燃料は専ら、火力の微妙な調整が可能な薪であった。大村藩は文化九年（二八二二）一月、松島炭鉱を藩営にしているが、この炭鉱はもともと天明二年（一七八二）に開坑したものである。しかし、石炭の窯業への利用がなされなかったことに疑問の余地はない。石炭は薪に比べて火付きが悪い上に、火力はあるがその調整が難しいからで、石炭は窯業には不向きな燃料であった。

## 二・製塩業



大村湾の沿岸には、塩田づくりに適した干潟があった。『大村郷村記』によると、川棚・宮村・時津・長与・大串に塩田がつくられ、このうち長与と時津の塩田が最も古く、川棚の百津新浜が最も規模の大きい塩田であった<sup>④</sup>。大村藩の塩田は、潮の干満差を利用して海水を自動的に塩田へ導入する入浜式である。しかし、大村湾の潮位差は大村時で〇・七<sup>⑤</sup>、小村時で〇・二<sup>⑥</sup>であるため、塩生産はそう大規模ではなかった。

塩田法では、塩田で集められたかん水（塩分濃度の高い水）を長時間、高温で煮詰めて、塩の結晶を得る。かん水を煮詰めるには、大量の燃料が必要である。製塩燃料は、柴・萩・萱<sup>か</sup>・ツツジ・ウバメなどの雑木から松葉・松枝・松薪などであったが、なかでも松葉と松薪が最も多かった<sup>⑧</sup>。その結果、山や島の木々は松を中心として、次々に伐採されていき、例えば周防・長門では、領国内の島々や山に立木がなく荒廃していたほどである<sup>⑨</sup>。大村藩の塩田は、周防・長門のような瀬戸内塩田ほど大規模ではなかったため、山の荒廃を招くことはなかったであろう。

松葉・松薪等に代わって、製塩燃料として登場したのが石炭である。石炭を製塩に用いるのは、福岡藩津屋崎（現福岡県福津市）において元禄十三年（一七〇〇）頃に始まったといわれる。その効果を燃料費で見ると、それまで塩生産コストの平均五〇<sup>⑩</sup>を占めていた燃料費が、石炭焚により瀬戸内の尾道地方で四〇〜五〇<sup>⑪</sup>減、赤穂塩田で二五<sup>⑫</sup>減など節減されたと報告されている<sup>⑩</sup>。

前述のように、大村藩松島で石炭を採掘し始めたのは天明二年（一七八二）のことであるが、その製塩への利用は遅く、弘化四年（一八四七）頃時津においてであった。したがって、それまで大村藩塩田での製塩燃料は、立木の伐採による松葉・松枝等であったのである。

#### ■ 四、森林の保護・育成のための施策

江戸幕府は山野の保護・育成を図る施策として、寛文六年（一六六六）二月に「諸国山川掟」を発した。その内容は、風雨の際に河川へ山野の土砂が流出するのを防止するため、草木の根を掘り起こすことや、山中で木を伐採して新たに焼畑をつくることを禁止し、上流の山で木立のない所には植林することなどを命じたものである。本法令の伝達範

圃は、淀川・大和川水系を中心とする畿内周辺地域と考えられている<sup>11)</sup>。

大村藩では、この諸国山川掟ほどではないにしても、門松の華美化により松山が荒れたため、里山への入山を規制した記録がある。すなわち、「九葉実録」巻十七（『九葉実録第二冊』）には、宝暦元年（一七五二）十二月の記録として、九日令スに始まり「近年里山猥ニ伐荒シ候付、御用木差間別<sup>而</sup>松木等<sup>茂</sup>殊外拂底<sup>ニ</sup>相成候<sup>而</sup>山方吟味嚴重申付候（後略）」としている。この里山入山規制は、山が荒れて洪水をもたらし原因となる木の伐採を禁じた施策のひとつといえよう。また前述のように、大村藩では窯業、製塩業が盛んに行われ、そのためにも大量の立木が伐採されて燃料となっていた。その結果として山が荒れ土砂が流出して洪水が起きないように、木伐採の規制を行っていたと推察される。

#### 四 大村藩の台風災害

「九葉実録」に頻出する「大風雨」は暴風すなわち台風を意味する。郷土史家・喜々津健寿によれば、享保から安政までの約一三〇年間に三〇回ほど、台風が大村領内を襲っている<sup>12)</sup>。これらのうち特に被害が大きかったものは、幕府に上申した記録があり、風向きや被害状況を知ることができる。ここでは「九葉実録」に基づいて、享保から寛保、明和に至る各年間の台風と、文政から天保、弘化に至る各年間の台風とを概略し、子年の大風については別項に改めて詳述する。

以下に見るとおり、藩政時代の台風襲来は八月（陰暦）が最も多く、このため二十日は農民から厄日として恐れられた。「二十日」は今日においては死語になっているといってもよいほどだが、昔は台風襲来は八月に多かった。

享保の二〇年間に台風は四度あった。特に同十四年（一七二九）八月三日の台風は、夜半から翌朝まで東南風が吹き荒れ雨も多くて、死者八、家屋全壊八九〇、破船二、倒木六六一八などの被害が生じ、外海では清国の船が遭難して手熊浦に漂着した。

寛保三年（一七四三）八月十三日に襲来した台風による被害は、「家ヲ倒ス百二十一戸、船ヲ壊ル九艘、田ヲ傷ル

一万千二百九十石」(卷十四・『九葉実録』第二冊)であった。また、明和六年(一七六九)八月一日の台風では、「家八十三戸、樹八百二十株ヲ倒シ、船七艘ヲ破り、人五口ヲ殺ス」(卷十九・『九葉実録』第二冊)の被害が出た。

文政年間には、同十一年(一八二八)八月九日の「子年の大風」、その二週間後八月二十四日の暴風と、大きな台風が打ち続いた。天保三年(一八三二)九月十一日の台風は「大風雨各村家ヲ破り木ヲ倒シ田圃ヲ害フ」(卷四十九・『九葉実録』第四冊)被害である。同十四年(一八四三)九月三日の台風では、「大風雨家二百余ヲ倒シ、船五十五ヲ破り、田圃損壞甚タ多シ」(卷五十二・『九葉実録』第四冊)の被害を与え、藩は四日使者を長崎に遣つて奉行を訪問させている。被害詳細は家屋全壊一九二、同半壊一九〇、破船五二、道路崩壊九二六間、船着き場石垣崩壊一四〇間、海辺田畑石垣崩壊六二二二間などである。

この台風の二年後弘化二年(一八四五)にも、台風が襲った。幕府に上申された報告によると(卷五十三・『九葉実録』第四冊)、死者二七、全壊家屋六九四、半壊家屋二九〇、破船一四二などで、山林倒木は数知れずの多さであったことから、今次台風は風台風であったと推察される。

## 五 子年の大風

### ■ 一・史上最大規模の台風

平成三年(一九九二)九月、台風一九号が日本を縦断し、各地で史上有数の強風災害をもたらした。特に青森県では収穫期にあつたリングゴを大量に落果させたことから、この台風は「リングゴ台風」とも呼ばれた。この台風一九号と同程度、いやそれ以上に強大な台風が江戸時代後期に我が国を襲った<sup>(13)</sup>。文政十一年(一八二八)八月九日の夜、西日本一帯に襲来した台風がそれで、「子年の大風」と称される。

「九葉実録」には、子年の大風による長崎港の外国船被害として、「此日(八月二二日)封内風害ノ景況、及ヒ崎港清蘭二艦錨繩ヲ載ラレ稲佐ノ岸ニ漂上シ、舶モ亦大ニ破壊スルヲ幕府ニ略申ス」が記録されている。

これが世にいう「シーボルト事件」の始まりである。子年の大風によって、長崎港に停泊していたオランダ船ハウトマン号は、長崎港の最奥にある稲佐海岸まで流されて座礁してしまった。同船に積み込んであったオランダ商館医シーボルトの積荷から日本地図など多くの禁制品が発見され、シーボルトは国外追放及び再入国禁止の処分となった。「九日夜東南風大二雨ヲ誘ヒ起リ、夜深クルニ及ヒ漸ク暴酷、各所或ハ火ヲ失ヒ或ハ潮水上ル 明旦ニ至リ僅ニ止ム」。子年の大風について、「九葉実録」(巻四十七・『九葉実録』第四冊)の記録はこれから始まる。

暴風雨は夜の十二時頃から起り、朝の五時まで吹き荒れた。「九葉実録」の記録は、藩有力者がその夜にも登城し、十日には役人を長崎に派遣して奉行を訪問させ、武家屋敷や寺堂が倒壊、町屋の倒壊により圧死者が出たことを報告したとある。更に、十一日には武家屋敷・寺院・町屋・小屋の倒壊、焼失により藩内各地で死者が出たことを、地名と戸数、死者数で報告。十二日にはこれらの各種被害に加えて、溺死者や出漁して帰還しない者、船流失も報告されている。十三日、十五日も同様である。

被害の状況を藩は、時を移さず把握して長崎奉行へ報告している。藩はこのとき、家が倒れて木屋懸けするのに竹や木が必要でも手に入りにくい者は、請山(藩が一定条件のもと、庶民に貸与する藩有林)を持っていれば請山から、請山を持たない者は藩の用山(藩有林)から横目方の立会いのもとに取ることを許可した。

## ■二 大風による被害

藩が八月十八日集計して幕府へ報告した、子年の大風による被害の内容は表3-23のとおりである。死者・行方不明四二八人、怪我人三二八人、全壊家屋(流失家屋含む)六九九戸、半壊家屋一三七八戸、焼失家屋二〇三戸、破船・流失船一五三八艘を数える。「山林倒木数知れず」は、平成三年(一九九一)台風一九号による風倒木災害と同じであることに注目したい。

子年の大風が吹き荒れ、藩内が罹災から立ち直ろうとしているところに、八月二十四日再び台風が襲来した。九月五日幕府へ届け出た被害を表3-24に記す。

表3-24 子年の大風による被害状況②

被害状況	件数
高礼場倒	1
番所倒	1
村々役宅潰	3
侍屋敷潰	7
潰家屋	801
半潰家屋	477
物置木屋並収納木屋潰	995
寺院潰	4
堂潰	2
小社潰	11
鐘堂潰	3
鳥居潰	11
土蔵潰	2
横死	3
怪我人	11 (男5、女6)
破船	61
流失船	4
たおれ牛	3
往還倒木	69
往還道崩	50間余

【註】「九葉実録」巻四十七 文政11年10月5日条(大村史談会編「九葉実録」第四冊 大村史談会 1996年 103～104頁)をもとに作成。

表3-23 子年の大風による被害状況①

被害状況	件数
高礼場押流	6
同倒	3
番所押流	4
同倒	2
村々役宅潰	22
侍居宅潰	46
侍居宅半倒	102
潰家屋	6,715
半潰家屋	1,276
物置木屋並収納所潰	9,205
焼失家屋	203
押流家屋	186
堂潰	16
小社潰	45
鐘堂倒	3
鳥居倒	48
土蔵潰	18
横死	309 (男141、女168)
怪我人	318 (男145、女173)
焼死	12 (男7、女5)
破船	1,104
流失船	368
家船破船	66
溺死	39 (男27、女12)
流失人	68 (男52、女16)
たおれ牛	190
たおれ馬	26
塩浜押流	6
山林倒木	数知れず
往還倒木	1,341
往還道崩	890間余
海辺土石居石垣崩	数か所

【註】「九葉実録」巻四十七 文政11年9月14日条(大村史談会編「九葉実録」第四冊 大村史談会 1996年 102～103頁)をもとに作成。

藩では九月、死者に各一貫五〇〇文、負傷者に各一貫文の見舞金を下賜するとともに、本山寺院に納める金を減免したり、一部の運上を免じたりし、また宮日や正月の馳走振舞を取りやめるよう下達した。領民の間においても「片町ノ田崎仁兵衛再次ノ暴風ニ銭五十貫文ヲ貧人ニ賑給ス 因テ終身謁見ヲ許ス」など、罹災者に対する義捐があった。

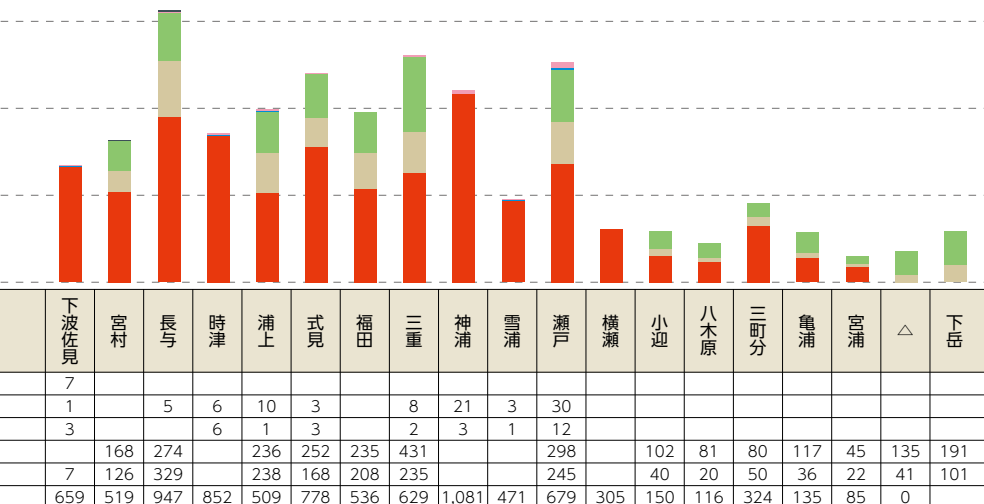
喜々津健寿(前出)によると、再度の台風による藩内村別の被害数が、「九葉実録」に基づいて表3-25のようにならめられている(14)。また、グラフ化したものが表3-26である。

これら二度の台風による罹災に対して、

村浦名	戸数	家屋全壊	小屋全壊	男	女	計	焼死	備考
浦上	509	238	236	1	10	11		
式見	778	168	252	3	3	6		21人出漁不帰
福田	536	208	235					
三重	629	235	431	2	8	10		
神浦	1,081			3	21	24		溺死も加算
雪浦	471			1	3	4		
瀬戸	679	245	298	12	30	42		焼死 溺死各9
横瀬	305					28		溺死
小迎	150	40	102					
八木原	116	20	81					
三町分	324	50	80					
亀浦	135	36	117					② 5
宮浦	85	22	45					
△	△	41	135			5		
下岳		101	191			5		② 倒32
その他								
計		6,715	9,205	141	168	309		

△印は不明 ② 第二回目の倒壊戸数

【註】 喜々津健寿「江戸時代の異常気象と大村藩 八、文政—子年の大風」村別被害数(喜々津健寿「大村藩の産業経済史」<肥前歴史叢書5> 芸文堂 1980年 265頁)から転載。

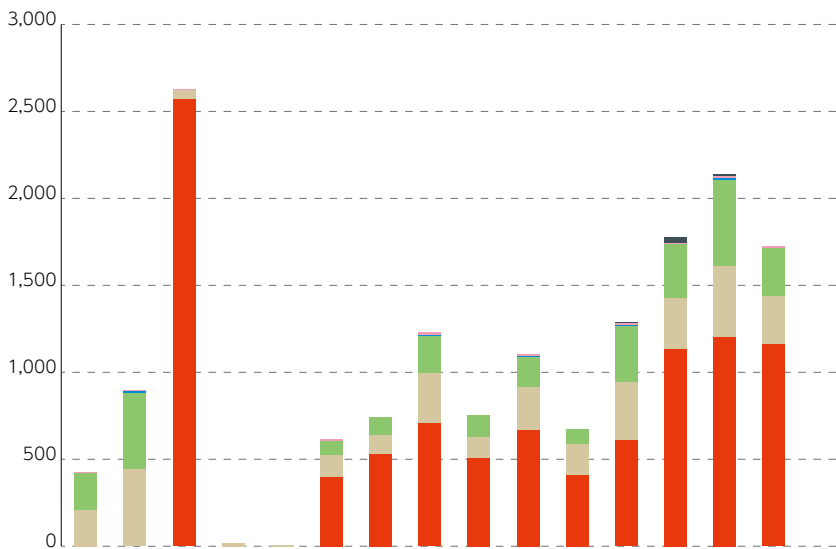


【註】 表3-25 子年の大風による村別被害数をもとに作成。

△印は不明

表3-25 子年の大風による村別被害数

村浦名	戸数	家屋全壊	小屋全壊	男	女	計	焼死	備考
久原分		209	210	5	5	10		
池田分		446	436	13	2	15		
大村町	2,569	57			3	3		溺死
前舟津		19						
水主町		8						
三浦	398	124	85	1	6	7		
鈴田	531	111	102			3		溺死
竹松	705	294	208	10	16	26		
萱瀬	508	121	121			1		
福重	667	250	170	9	9	18	2	
松原	410	177	86			0	35	
千綿	609	341	317	11	7	18	13	
彼杵	1,133	301	305	1	4	5		
川棚	1,203	407	499	9	6	15		
上波佐見	1,161	278	273	5	7	12	5	
下波佐見	659	7		3	1	4	7	
宮村	519	126	168			0		
長与	947	329	274	0	5	5		
時津	852			6	6	12		



	久原分	池田分	大村町	前舟津	水主町	三浦	鈴田	竹松	萱瀬	福重	松原	千綿	彼杵	川棚	上波佐見
■ 焼死										2	35	13			5
■ 女	5	2	3			6		16		9		7	4	6	7
■ 男	5	13			1		10			9		11	1	9	5
■ 小屋全壊	210	436				85	102	208	121	170	86	317	305	499	273
■ 家屋全壊	209	446	57	19	8	124	111	294	121	250	177	341	301	407	278
■ 戸数			2,569			398	531	705	508	667	410	609	1,133	1,203	1,161

表3-26 子年の大風による村別被害数

### ■三. ひっぼがし

長崎県川棚町平島浦の西部には、「子年の大風」の痕跡が残る地名がある(15)。「ひっぼがし」である。子年の大風はこの海岸を吹きほがし(破壊し)、その訛り「ひっぼがし」が地名となった。当時、台風による激浪は海岸近くの墓地を襲って破壊したため、死骸が多数散乱したといわれる。中央公園の近くに長さ数メートルの石垣写真3-37があるが、これは当時の海岸線の位置を示すものである。

気象学者根本順吉は、このように子年の大風がシーボルト事件のきっかけになったことや、この時の気象状況が、長崎出島のオランダ商館においてシーボルトにより観測されていることなどから、この大風を「シーボルト台風」と名付けている(16)。

## 六 大村藩の地震災害

### ■一. 藩内の地震被害

大村藩の地震については、「九葉実録」の慶安三年(一六五〇)から慶応四年(一八六八)に至る約二二〇年間において、藩内の発生記録は左記のみで極めて少ない。

▽寛文九年(一六六九)「六月十日地震、城中ノ石垣少ク崩ル」

▽享保十年(一七二五)「九月・十二月二次ノ地震ヲ以テ城壁崩ル(以下略)」

▽寛政四年(一七九二)「三月朔地震連日、(中略)二十七日震猶ホ已マス 乃チ上告ス(以下略)」

享保十年九月・十二月地震については後述することとして、寛政四年三月地震は、次項に述べる島原地震の前震



写真3-37 ひっぼがし石垣

(川棚町下組郷平島)



である。島原地震は前年の寛政三年（一七九二）十月八日から始まって、十一月十日頃から次第に強くなり、三月一日より頻発するようになった<sup>17</sup>。次いで四月一日に本震が起きたが、大村藩が領内地震として記録した三月地震は、この島原地震の前震（三月一日）の揺れが及んだものと判断される。

三月二十七日幕府に上申された記録によれば、この前震による揺れは八日・九日頃まで昼夜別なく続き、十二日・十三日頃軽減したが、今もって止まってははいない。城内は別状ないけれども、石垣・堀廻りが少し破損したため、修復方を追って幕府に願い出ることになっている。領内においては、怪我人・牛馬損・潰家など何事も被害は出てない。また、長崎表・御役所並びに出島・唐人屋敷も別状はない（『九葉実録』巻二十三・『九葉実録』第二冊）。

## ■二・島原地震の記録

三月二十七日の上申が続いて、大村藩は四月十五日に又上申している。その記録によれば、島原地震は近辺の山から火起こり（噴火）数日地震鳴動が強く、四月一日前山（現眉山）の頂上からふもとまで山が裂け（山体崩壊）水が噴き出る（地下水噴出）と同時に、海から津波が遡上し山水と一緒にあって城下町並びに近在の民家多数が流失して、即死・怪我人がでて大変な様子となっている（以下略、（ ）内は筆者による。「九葉実録」巻二十三・『九葉実録』第二冊）。

## ■三・江戸安政地震の記録

江戸安政地震は、安政二年（一八五五）十月二日夜半に発生した大地震（M六・九）である。激震地域は江戸の下町で、地震後三〇余カ所から出火した。町人死者は四二九〇人超を数え、武家屋敷の死者は一万人くらいであったと推定されている。武家屋敷の被害が予想以上に大きなものであった<sup>18</sup>。

この江戸地震について、「九葉実録」には「大地震二付江戸ヨリ来書ノ要旨」が次のように記録されている。「今晚（十月二日）江戸大地震或ハ出火、大小名屋敷多破裂焼亡、死傷亦多し。永田町上屋敷書院住居向大破、石垣崩壊崩土蔵潰長屋相損、白銀下屋敷も所々相損すと雖とも死傷無之、其旨公辺へ届書出之（以下略）」（句読点は筆者による）。

大村藩の永田町上屋敷においては、家屋被害が大きく石垣・堀とも崩れ土蔵が潰れるなどし、白銀下屋敷において

も時々被害はあったものの、死傷者がなかったことは、大小名屋敷が多く大破・焼失し死傷者も多かったことからすれば、不幸中の幸いであった。

## 七 享保十年の地震災害

### ■一、老中奉書にみる地震被害

「九葉実録」には、享保十年（一七二五）九月・十二月の地震が、翌十一年（一七二六）二月二十九日の記録として次のように記されている。「去年九月・十二月二次ノ地震ヲ以テ城壁壊ル 因テ之ヲ修築セン事ヲ請フ 是二至テ允サル 其文ニ曰ク」に始まる。文中「其文」が左記に続く老中奉書である。

「肥前国大村城、本丸追手虎口北西之方堀下石垣壹ヶ所・同所統南之方石垣壹箇所・同所西北之方堀下石垣壹箇所・同所東之方堀下石垣壹箇所・同所台所口西南之方石垣一ヶ所・二ノ郭東南之方堀下石垣一ヶ所・同処東之方堀下石垣壹ヶ所、或者崩或者孕候付而、築直度旨、絵図朱引之通得其意、候以連々如元可被申付候 恐々謹言」(読点は筆者)

として、三人の老中名で大村伊勢守(第六代藩主大村純庸)宛、享保十一年二月二十九日の日付で、石垣修築の許可がなされている。これを受けて藩は「乃チ今道忠太夫ヲ修築奉行トス」としている。

享保十年（一七二五）九月と十二月の地震により、大村城本丸の追手虎口や台所口、二ノ郭の諸所において城壁(石垣)が崩れたり孕んだりしたことが、城絵図を付して訴えてあり、幕府への城壁の地震被害届出と修築請願↓幕府の許可↓修築奉行の任命、とあることから、地震被害は甚大であったことが明らかである。

この記録と『日本災異志』(小鹿島果編)、『新編 日本被害地震総覧』(宇佐美龍夫編)から読み解けば⑬、この地震は諸所で破損多く、平戸でも破損多い、天草・大分で有感であったことから、地震の及んだ範囲は現在の太宰府・諫早辺りを中心として北は平戸・佐世保、南は長崎・島原辺りまで及んだと推察される。

## ■二・大村城下直下型地震ではないか

享保十年の地震は、大村城下の直下型地震ではなかったろうか<sup>20</sup>。その根拠のいくつかを次に示す。

(一) 大村城 巻頭写真「肥前国大村城絵図」参照は、大村―諫早北西付近断層帯と数キロメートルしか離れておらず、近いところでは断層帯の向木場断層から二キロメートルほどしかない。

(二) 大村城は大村湾に突出する岩盤状の島(玖島)の上に築城され、海岸の一部が埋め立てられて(島と海岸とを結ぶため)三方を海に囲まれた形の城である。

(三) 城壁の崩壊は、老中奉書で明らかのように城の四方八方で起きている。

岩盤上にある城が断層帯からごく近く、城壁のあちこちで崩壊が起きたのは、大村―諫早北西付近断層帯が起震断層となって大村城下で直下型地震が発生したため、と筆者は推察する。

本地震は直下型地震でなく、『新編大村市史』第一巻の「自然編」にいうように火山性地震であったかも知れない。今後の調査を待つところであるが、六の一で記したように島原地震の前震の被害について「領内においては、怪我人・牛馬損・潰家など何事も被害は出てない」との記事があるにもかかわらず、本地震について領内の被害についてまったく触れていないことを、どう解釈すればよいのだろうか。

### ◆コラム◆

## 馬疫死

### ■一・牛馬の疫死・焼死・たおれ死

「九葉実録」巻十三(「九葉実録」第二冊)に「十五日近国ノ馬多ク疫死ス 因テ快行院ヲ彼杵・

波佐見・宮村ニ遣リ、之ヲ祓除セシム」とある。享保十七年(一七三二)八月十五日の事。大村藩

内彼杵等において、疫病の種類は不明だが、多くの馬が病死している。

大村藩の記録では、これを始めとして牛馬の死が散見される。「九葉実録」から拾う。

▽焼死…式見火事により一八九戸、牛馬二頭を焼く

三重大火により一三八戸、二〇〇廠(小屋)及び牛三頭を焼く

▽たおれ死(斃死)…「子年の大風」によるたおれ牛一九〇頭、たおれ馬二六頭

これら死んだ牛馬はどのように処分されていたのだろうか。今日であれば、消毒がなされた上地中の穴に埋められる。藩政時代には、その処分は解体処理のち荒皮が生産されていたように、江戸時代後期には、死んだ牛馬を利用した硝石づくりも行われていた。

## ■二．硝石づくり

硝石は焰硝又は塩硝といい、今日でいう硝酸カリウム( $\text{KNO}_3$ )である。火薬、肥料、染料などの原材料として歴史的に用いられ、食肉保存や塩漬け加工にも用いられてきた。硝石と硫黄・木炭を合わせたものが黒色火薬である②。

硝石には、天然に産するものと人工的につくられるものがある。我が国では天然の硝石は産出されず、次の三つの方法でつくられていた。古土法(こつほう)、培養法(しょうせききょうほう)、硝石丘法(しょうせきやまほう)である②。古土法と培養法では、硝酸カリウムを含む土が原料となるが、この土を古い家屋の床下から掻き採る方法が「古土法」である。床下で小動物の死骸や糞尿から生成したアンモニアが、土壌中の硝化細菌により酸化されて、硝酸カリウムとして地表に白く蓄積するのを利用した。

「培養法」では、家屋の床下に穴を掘り、その穴に田畑の乾燥した土、タバコ殻などの乾燥したもの、カイコの糞、山草などを入れて培養土を積み上げ、四年間の硝化細菌の働きを待って、五年目に培養土を取り出し硝酸カリウムの抽出・精製を行う。硝石丘法については次に述べる。

### ■三、大村藩の硝石丘法による硝石づくり

我が国の硝石の歴史は鉄砲の歴史である。鉄砲が各地の武士集団に広がるとともに、火薬づくりのための硝石の生産方法として、古土法も伝わった。培養法は我が国独特の硝石生産法で、加賀藩の支配下にあった五箇山(現富山県)のほか、飛騨白川流域(現岐阜県)、伊勢国の桑名藩(現三重県)でも行われていた。

「硝石丘法」は、ヨーロッパで開発され行われた方法である。牛馬の死体を草などと混ぜて地中に埋め、その土を丘状にする。この丘を硝石丘といい、砂が多く混じり石灰分を多く含んでアルカリ分がある土が良い。硝石丘では牛馬の死体などいろいろな汚物が腐敗して窒素分を醸成し、丘中にある水分と酸素を吸って窒素酸をつくりだし、土中のアルカリと化合して硝酸カリウムが生成される。この間、三〜五年を要するという<sup>23)</sup>。

硝石丘法は江戸時代後期にオランダから我が国に伝えられ、天保七年(一八三六)頃に長崎でこの方法により硝石が生産開始されたようである。大村藩においても、元治元年(一八六四)九月八日の記録として(『九葉実録』巻六十一・『九葉実録』第五冊)、次のように領内の各村に硝石丘をつくることが命令されている。

硝石丘を各村に設け、大村藩士及び横目役や手代に命令する。これまで段々と大砲や鉄砲を鑄造しており、必用の砲薬が底を尽いてきたことに対して、大村藩庁(藩主・家老)は今度、大村藩領内の本土(陸地)や島に至るまで各村々において硝石丘を建てることを命じることとなった。これによって今後、牛馬が死んだ時はその時の横目など関係の役人へ早速連絡すべきよう、この旨を各村各浦の者どもが心得違いがなきよう通達する(久田松和則要約による)。

久田松和則(富松神社宮司)によると、平成十五年(二〇〇三)に長崎県中央農業協同組合(JA

ながさき県史)の家畜部会(大村市)で講演をした際、聴講者の一人から、子供時代に同市桜馬場地区一带に「馬腐れ場」があり、昼間なのに暗く薄気味悪くて、祖父からその場所には行かないよう注意された、との話を聞いたという<sup>24</sup>。この話中の馬腐れ場が硝石丘の名残と判断される。

◆ ◆ ◆  
(後藤恵之輔)

註

- (1) 松添 博『長崎消防史上(私家版 二〇〇七) 二〇頁
- (2) 角館「火除け」資料、仙北市教育委員会からの回答メール(2014年5月2日)  
前掲註(1) 一一頁 一四頁
- (3) 熊野道雄「大村藩の人口問題を考える―人口抑制策を中心に―」(大村史談会編『大村史談』第六十一号 大村史談会 二〇二〇 五六〜八二頁)
- (4) 公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』(東京堂出版 二〇二二) 二四〜二六頁
- (5) 山口浩「江戸期における波佐見焼」波佐見史談会編『波佐見之郷土史考』二〇〇一 二二〇〜二二七頁
- (6) 喜々津健寿「大村藩の塩田史」大村史談会編『大村史談』第十二号 大村史談会 一九七六 一三〜二〇頁
- (7) 廣山堯道『日本製塩技術史の研究』(雄山閣出版 一九八三) 六五六頁、廣山堯道『塩の日本史』(雄山閣出版 一九九〇) 一一三〜一二七頁
- (8) 後藤恵之輔「コールド〜石炭が海を渡ってきた」(公益社団法人 土木学会編『土木学会誌』第九五巻第五号 公益社団法人 土木学会 二〇二〇)
- (9) 後藤恵之輔『新長崎ことばはじめ』(長崎文献社 二〇二三) 一〇二〜一〇五頁
- (10) 前掲註(5) 一一五頁
- (11) 喜々津健寿「江戸時代の異常気象と世情」(大村史談会編『大村史談』第十四号 大村史談会 一九七八 四〇〜四七頁)
- (12)

- ⑬ 後藤惠之輔『長崎雑学紀行』(長崎文献社 二〇〇六) 二〇三〜二〇四頁
- ⑭ 喜々津健寿『大村藩の産業経済史』(肥前歴史叢書5)芸文堂 一九八〇) 二六五頁
- ⑮ 前掲註(14) 二六七〜二六八頁
- ⑯ 根本順吉『シーボルト台風について』(中央公論社編『自然』Vol. 16 No. 10 中央公論社 一九六一 四七頁)
- ⑰ 宇佐美龍夫編『新編 日本被害地震総覧』(東京大学出版会 一九八七) 九四〜九六頁
- ⑱ 前掲註(17) 二二五〜二四二頁
- ⑲ 小鹿島果編『日本災異志』(五月書房 一九八二) 二二八頁、前掲註(17) 七八頁
- ⑳ 後藤惠之輔『享保一〇年九月・二月大村城壁崩壊をもたらした地震について』(自然災害研究協議会西部地区部会編『平成二二年度自然災害西部地区部会論文集』 自然災害研究協議会西部地区部会 二〇一一)
- ㉑ 菊池俊彦編『図譜 江戸時代の技術 上』(恒和出版 一九八八) 二九〇〜二九二頁
- ㉒ 板垣英治『硝石の舎密学と技術史』(金沢大学埋蔵文化財調査センター編『金沢大学文化財学研究』第八巻 金沢大学埋蔵文化財調査センター 二〇〇六 一九〜五八頁)
- ㉓ 前掲註(22) 五〇頁、表6.
- ㉔ 久田松和則談 大村市市史編さん室から筆者への連絡資料 二〇一四年四月九日

参考文献

- 「九葉実録」(大村史談会編『九葉実録』第一〜五冊・別冊 大村史談会 一九九四〜一九九七)
- 長崎街道シンポジウム等実行委員会編『長崎街道・大村路』(長崎街道シンポジウム等実行委員会 一九九八)
- 大村市教育委員会編『歴史となった風景〜古写真に見る大村生活史〜』(大村市教育委員会 一九九七)
- 藤野 保編『大村郷村記』全六巻(国書刊行会 一九八二)

